

令和6年度 短期大学機関別認証評価
自己点検評価書
[日本高等教育評価機構]

令和6(2024)年6月
京都外国語短期大学

目 次

I. 建学の精神・短期大学の基本理念、使命・目的、短期大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況	2
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	5
基準 1. 使命・目的等	5
基準 2. 学生	13
基準 3. 教育課程	34
基準 4. 教員・職員	45
基準 5. 経営・管理と財務	57
基準 6. 内部質保証	70
IV. 短期大学が独自に設定した基準による自己評価	80
基準 A. 正課外学習支援活動	80
V. 特記事項	88
VI. 法令等の遵守状況一覧	89
VII. エビデンス集一覧	97
エビデンス集（データ編）一覧	97
エビデンス集（資料編）一覧	98

I. 建学の精神・短期大学の基本理念、使命・目的、短期大学の個性・特色等

1. 京都外国語短期大学（以下、「本学」という。）の建学の精神・基本理念

終戦後間もない昭和 22（1947）年 5 月、本学の前身である京都外国語学校が森田一郎・倭文子夫妻によって創立され、昭和 25（1950）年に本学が設置された。学園創立当時、何よりも求められたものは世界の平和であり、その基盤となる国際的理解であった。この国際的理解を図る有効な方法は、外国語を修得するとともに、その言語圏の文化や経済、社会を熟知することであると創立者は考え、「PAX MUNDI PER LINGUAS—言語を通して世界の平和を一」を建学の精神とした。

本学の教育理念は「国際社会の平和に貢献し、次世代を担うことのできる『人間力』豊かなリーダーの養成」である。本学が求める「人間力」とは、「国際社会の一員としての責任を自覚し、教養豊かな魅力ある人間として力強く生きていくための総合的な力」を意味する。この教育理念を達成するために、本学では次の 3 つの力を備えた人材の育成を教育目標として掲げている。

- (1) 確かな日本語力と実践的な英語運用力
- (2) 世界平和のための社会性と対人関係性の向上に資するコミュニケーション力
- (3) 日本及び外国の社会と文化の理解に基づく多文化共生実現力

2. 本学の使命・目的

文化の一起因ともいえるべき英語を教授研究し、かつそれを根底とする専門職業に重きを置く大学教育と国際活動に必要な教養を施し、国家社会に有用なる人物を育成することを目的としている。

3. 本学の個性・特色

(1) 学生のライフスタイルに合わせた多様な学び

「夜間課程」の短期大学として設置された本学では、多様なバックグラウンドを持つ学生の学びのニーズに応えるため、基本的に授業は平日の夜間に行い、学生が昼間の時間をアルバイトなどに有効活用できるようにカリキュラムを編成している。また、職業を有し就業しているなどの理由があり、なおかつ出願時に「長期履修制度」を申請した場合、最長 4 年まで履修期間の延長が可能となる制度を設けている。

また、本学は京都府京都市周辺に所在する大学・短期大学によって構成された公益財団法人「大学コンソーシアム京都」に加盟しており、当該法人の単位互換制度を通じて、本学の授業がない時間帯に学生が他大学の授業を履修できる機会も提供している。

(2) 英語力を着実に伸ばすカリキュラム

20 人程度の少人数制授業を中心としており、学生は教員のきめ細やかな指導を受けられる体制となっている。オールイングリッシュのグループワークや仕事に直結する接客のロールプレイングに挑戦する授業のほか、2 年間の集大成として“Global Issues”を研究し、英語でのプレゼンテーション、質疑応答ができるようになることを最終目標としており、4 技能を効率的かつバランスよく伸ばせるカリキュラムを編成している。

(3) 担任制度による学生への個別支援

修学上の疑問や学生生活の中で生じる様々な問題について、学生が教員へ気軽に質問や相談ができるように「アカデミック・アドバイザー制度」を実施している。アドバイザーは原則として選択必修科目を担当する本学の専任教員が務めている。なお、学生からの相談などに応じる「オフィスアワー」をすべてのアドバイザーが必ず設定し、学生に向けて公開している。

(4) 多彩なプログラムや制度による学生のキャリア形成支援

本学では、同一法人が設置する京都外国語大学（以下、「大学」という。）をはじめとする4年制大学への「編入学」と「就職」の2つの進路に関する支援を多面的かつ体系的に行っている。「TOEIC 対策」や「編入学対策英語」、「通訳入門」、「ビジネス英語」といったそれぞれの進路に活かせる科目を多数開講するとともに、学生が大学・短期大学の垣根を越えて幅広く学ぶことができるように「科目等履修生制度」を設けている。また、授業外でも2年次生を対象として「就職・編入学オリエンテーション」を開催するなど積極的に支援している。特に、編入学支援においては、大学に編入学した場合には入学金を50%免除している。就職支援においては、就職試験対策・資格取得に関する講座の開講や、キャリア支援部による個別の就職指導、履歴書添削、企業説明会のほか、国内・海外でのインターンシップ、エアラインスタディプログラムなどを提供している。その中でも、報酬を得ながら現場で実習を積む「ペイドインターンシップ」は、企業としては一定の水準の職業訓練を受けた学生を戦力として確保でき、学生は実社会と高い職業観を学べることから、双方がメリットを享受できる特色のあるプログラムとなっている。

II. 沿革と現況

1. 本学の沿革

- 昭和 22 (1947) 年 5 月 京都外国語学校を創設
- 昭和 25 (1950) 年 4 月 京都外国語短期大学を設置
京都外国語短期大学英語科（昼間部）を開設
- 昭和 27 (1952) 年 4 月 京都外国語短期大学英語科第二部（夜間部）を開設
京都外国語短期大学英語科に教職課程を開設
- 昭和 31 (1956) 年 4 月 京都外国語短期大学英語商業科（昼間部）を開設
京都外国語短期大学専攻科（昼間部）を開設
- 昭和 34 (1959) 年 3 月 京都外国語短期大学英語科（昼間部）を廃止
京都外国語短期大学英語商業科（昼間部）を廃止
京都外国語短期大学専攻科（昼間部）を廃止
- 4 月 京都外国語大学を設置
京都外国語大学外国語学部英米語学科を開設
京都外国語大学に教職課程を開設
- 昭和 38 (1963) 年 4 月 京都外国語大学外国語学部イスパニア語学科を開設
- 昭和 39 (1964) 年 4 月 京都外国語大学外国語専攻科英米語専攻を開設

京都外国語短期大学

- 昭和 41 (1966) 年 4 月 京都外国語大学外国語学部フランス語学科を開設
- 昭和 42 (1967) 年 4 月 京都外国語大学外国語学部ドイツ語学科・ブラジルポルトガル語学科を開設
- 昭和 46 (1971) 年 4 月 京都外国語大学大学院 (修士課程) を設置
京都外国語大学大学院 (修士課程) 外国語学研究科英米語学専攻・フランス語学専攻・ドイツ語学専攻・ブラジルポルトガル語学専攻を開設
- 昭和 47 (1972) 年 4 月 京都外国語大学大学院 (修士課程) 外国語学研究科イスパニア語学専攻を開設
京都外国語大学大学院に教職課程を開設
- 昭和 49 (1974) 年 4 月 京都外国語大学外国語学部中国語学科を開設
- 昭和 52 (1977) 年 4 月 京都外国語大学に図書館司書・学校図書館司書教諭課程を開設
- 昭和 55 (1980) 年 4 月 京都外国語大学留学生別科を開設
- 昭和 57 (1982) 年 3 月 京都外国語学校を廃校
- 平成元 (1989) 年 4 月 京都外国語大学に博物館学芸員課程を開設
- 平成 4 (1992) 年 4 月 京都外国語大学外国語学部日本語学科を開設
- 平成 9 (1997) 年 4 月 京都外国語大学外国語専攻科東アジア言語・文化専攻を開設
- 平成 12 (2000) 年 3 月 京都外国語短期大学英語科の教職課程を廃止**
- 平成 16 (2004) 年 4 月 京都外国語大学外国語学部イタリア語学科を開設
- 平成 17 (2005) 年 4 月 京都外国語大学大学院外国語学研究科に異言語・文化専攻博士前期課程・後期課程を設置
- 平成 18 (2006) 年 3 月 京都外国語大学外国語専攻科を廃止
- 平成 19 (2007) 年 3 月 京都外国語大学大学院 (修士課程) 外国語学研究科英米語学専攻・イスパニア語学専攻・フランス語学専攻・ドイツ語学専攻・ブラジルポルトガル語学専攻を廃止
- 4 月 京都外国語大学外国語学部イスパニア語学科をスペイン語学科に改称
京都外国語短期大学英語科をキャリア英語科に改称
- 平成 22 (2010) 年 4 月 京都外国語大学外国語学部国際教養学科を開設
- 平成 30 (2018) 年 4 月 京都外国語大学国際貢献学部グローバルスタディーズ学科・グローバル観光学科を開設
- 令和 2 (2020) 年 4 月 京都外国語大学外国語学部ロシア語学科を開設
- 令和 5 (2023) 年 3 月 京都外国語大学外国語学部国際教養学科を廃止

2. 本学の現況

- ・短期大学名：京都外国語短期大学
- ・所在地：京都府京都市右京区西院笠目町 6
- ・学科構成：キャリア英語科

京都外国語短期大学

・学生数、教員数、職員数

学生数

学科	入学 定員	収容 定員	在籍学生数		
			1年次	2年次	計
キャリア英語科	70	210	33	60	93

(人)

教員数

学科	専任教員			
	教授	准教授	講師	計
キャリア英語科	5	2	2	9

(人)

職員数

正職員 (大学との兼任 職員含む)	嘱託	パート (アルバイト含む)	派遣	合計
17	0	0	1	18

(人)

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的等

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

1-1-③ 個性・特色の明示

1-1-④ 変化への対応

(1) 1-1 の自己判定

「基準項目 1-1 を満たしている。」

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

本学の建学の精神は、「PAX MUNDI PER LINGUAS（言語を通して世界の平和を）」である。そして、建学の精神を具現化するための人材という観点から具体的な教育理念を設定している。建学の精神及び教育理念を踏まえた本学の使命・目的は、「京都外国語短期大学学則」（以下、「学則」という。）第 1 条において、「文化の一起因ともいべき英語を教授研究し、かつそれを根底とする専門職業に重きを置く大学教育と国際活動に必要な教養を施し、国家社会に有用なる人物を育成することを目的とする。」と明示している。さらに、建学の精神、教育理念及び本学の使命・目的を実現するため、身に付けるべき能力を示した教育目標を設定している。

これら本学の使命・目的及び教育目標から導き出された学科の教育目的は、その教育課程の特性に合わせて「学則」第 3 条の 2 において、「キャリア英語科は英語の学修を通して、高度な語学力、地域や文化についての専門的知識及び国際社会で活躍するにふさわしい高い見識並びに豊かな教養を身に付け、各自のキャリア形成を通して世界の平和に貢献する人材を育成することを目的とする。」としている。

このように、本学の使命・目的及び教育目的は、建学の精神を起点として体系的に形成されており、内容も簡潔かつ明確に示している。【資料 F-3】

1-1-③ 個性・特色の明示

本学の個性・特色は、特に建学の精神である「PAX MUNDI PER LINGUAS（言語を通して世界の平和を）」に凝縮されている。本学が京都外国語学校として創立されたのは昭和 22（1947）年 5 月であった。終戦後間もないこの時期に何よりも求められたものは世界の平和であり、その基盤としての国際的理解であった。創立者の森田一郎・倭文子は、この国際的理解を図るために外国語をマスターし、その文化・経済・社会に熟知した人材の育成は急務であると考え、昭和 25（1950）年 4 月に現在の短期大学を設置した。そして、社会人にも門戸を開き、実践的な英語力と国際活動に必要な教養を生かした職業分野で活躍することで世界の平和に貢献する人材を育成することを使命とし、夜間開講という特色を有している。

つまり、「言語」、「世界の平和」、「国際的理解」が本学の個性・特色を象徴するものであり、その理想が建学の精神、教育理念、本学の使命・目的、教育目標、学科の教育目的へと明確に反映されている。

1-1-④ 変化への対応

教育振興基本計画や中央教育審議会の答申等を踏まえながら、本学は常に社会のニーズや変化に応えられる短期大学であるべく使命・目的及び教育目的を見直してきた。近年では、令和6（2024）年度より教育目標及び「卒業認定・学位授与に関する方針（ディプロマ・ポリシー）」、「教育課程に関する方針（カリキュラム・ポリシー）」、「入学者受け入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）」（以下、総称して「三つのポリシー」という。）を見直し、新カリキュラムをスタートしている。

教育目標の主な変更点は、〔図表 1-1-1〕のとおりである。

〔図表 1-1-1〕 令和6（2024）年度教育目標の改定の要旨

教育目標の変更点	変更理由
(旧) 確かな日本語力と実践的な外国語運用力 (新) 確かな日本語力と実践的な <u>英語</u> 運用力	英語力を着実に伸ばすカリキュラムへと移行するため(カリキュラム・ポリシーも改定)
(旧) 社会性、対人関係性の向上に資するコミュニケーション力 (新) <u>世界平和のための社会性</u> と対人関係性の向上に資するコミュニケーション力	建学の精神、教育理念、本学の使命・目的と一貫するため
(旧) 日本及び外国の文化の理解に基づく多文化共生実現力 (新) 日本及び外国の <u>社会と文化</u> の理解に基づく多文化共生実現力	世界が抱える諸問題を理解するため、経済を含めた社会科学の教養を充実するため(カリキュラム・ポリシーも改定)

なお、使命・目的及び教育目的は事業計画書にも記載しており、毎年3月に開催する評議員会・理事会で次年度の事業計画について諮問・審議する際、使命・目的及び教育目的についても確認している。【資料 1-1-1・2】 【資料 F-6】

<エビデンス集（資料編）・基礎資料>

【資料 1-1-1】 令和5（2023）年度第6回理事会議事録（3/15）

【資料 1-1-2】 令和5（2023）年度第3回評議員会議事録（3/11）

【資料 F-3】 京都外国語短期大学学則（2024）

【資料 F-6】 事業計画書（2024）, P4・5

(3) 1-1 の改善・向上方策（将来計画）

・本学の個性・特色を令和5（2023）年度から取り組んでいる大学のブランディング事業

へ反映し、本学の使命・目的等を実現していく。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-2 の自己判定

「基準項目 1-2 を満たしている。」

(2) 1-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

本学の使命・目的及び教育目的を策定・改定する場合は、学則の変更が必要となる。学則の改廃は、「学則」第 62 条に「教授会及び理事会の議を経て行う。」と定めており、科長が出席する教学マネジメントに関する委員会にて原案を作成し、教授会及び理事会での審議を経ることで教職員、役員の理解と支持を得ている。【資料 1-2-1・2】【資料 F-3】

1-2-② 学内外への周知

本学の使命・目的及び教育目的は、「ミッション・ステートメント」として、ホームページ、大学案内、学生便覧で周知しており、学生や受験希望者をはじめとして、広く社会に周知している。【資料 1-2-3】【資料 F-2】【資料 F-5】

1-2-③ 中長期的な計画への反映

使命・目的及び教育目的の実現のため、本学園創立 100 周年（2047 年）に向けた基本構想として、令和 2（2020）年 3 月に学園の環境整備を最重要課題とする「学園 100 年プラン基本構想」を策定した。【資料 1-2-4】

この基本構想は、次の各方針及び中長期計画で構成されている。

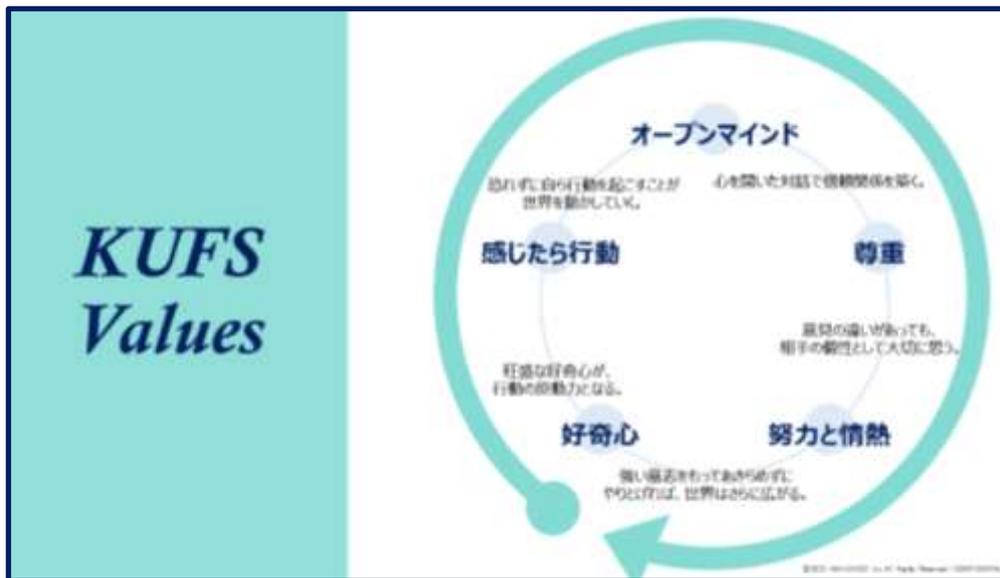
(1) 教育・研究基本方針に基づく「5 ヶ年計画」【資料 1-2-5】

(2) 財政・予算編成基本方針に基づく「中期財務計画」【資料 1-2-6】

(3) 環境整備基本方針に基づく「マスタープラン」【資料 1-2-7】

5 ヶ年計画は、令和 6（2024）年度より第 3 期に入っている。第 3 期 5 ヶ年計画（2024-2028）の実施にあたり、令和 5（2023）年度には建学の精神に立脚したブランドビジョン「『異なる』を愛せる世界をつくる」を策定した。そして、ブランドビジョンが表す世界を教職員と学生がともに創造していけるよう、パーソナルティを「Voyagers」（どんな人にも心を開いて話せるコミュニケーション力を武器に異文化に飛び込む行動家）と表現し、5 つの行動規範を策定した。

[図表 1-2-1] KUFS Values



第3期5ヵ年計画は、基本運営方針を「壁を突破し、新しいつながりを創出」として、4つの活動指針を策定した。

[図表 1-2-2] 第3期5ヵ年計画（2024-2028）4つの活動指針

I. ブランドビジョンの浸透と活動
京都外国語大学・短期大学ブランドの確立と学内への周知徹底の仕組み（インナーコミュニケーション）及び学内外への総合的な広報戦略に基づく実施体制の確立。
II. 京都とのつながりの再構築（京の輪と世界の和）
ステークホルダーとしての京都と敬意をもって向き合い、京都と世界をつなぐハブになることについての戦略的立案と運用方法の確立。
III. 京都外国語大学・短期大学『教育』モデルの構築
科学的思考に基づく「複言語・複文化主義」「多文化共生実現力」を確実に修得するための教育コンテンツ開発と運用体制の構築。
IV. 業務の効率化（DX化による組織設計と運用）
自分たちが取り組むべき必要な業務の洗い直しとそれを効率的に実行するための組織の再設計によるDX推進体制の確立。

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

使命・目的及び教育目的を実現するため、キャリア英語科では三つのポリシーを策定している。三つのポリシーは、ディプロマ・ポリシーを起点として、[図表 1-2-3~5] のとおり一貫している。【資料 1-2-3】

[図表1-2-3] 使命・目的とディプロマ・ポリシーの関係

本学の使命・目的 (学則第1条)	キャリア英語科の教育目的 (学則第3条の2)	ディプロマ・ポリシー
文化の一起因ともいうべき英語を教授研究	英語の学修を通して、高度な語学力の修得	英語の学修を通して、高度な語学力の修得
英語を根底とする専門職業に重きを置く大学教育	<ul style="list-style-type: none"> ・英語の学修を通して、地域や文化についての専門的知識の修得 ・各自のキャリア形成 	<ul style="list-style-type: none"> ・英語の学修を通して、地域や文化についての専門的知識の修得 ・各自のキャリア形成
国際活動に必要な教養	国際社会で活躍するにふさわしい高い見識並びに豊かな教養	国際社会で活躍するにふさわしい高い見識並びに豊かな教養
国家社会に有用なる人物	世界の平和に貢献する人材	世界の平和に貢献する人材
		上記の目的を実現するために必要な9つの能力

(注1) ディプロマ・ポリシーに掲げる9つの能力とは、以下のものである。

構想するために必要な力

- ①問題発見力・解決力 ②思考力・判断力 ③創造力・企画力

実践するために必要な力

- ④主体的に取り組む力 ⑤情報収集力・分析力 ⑥計画力・実行力

共同するために必要な力

- ⑦プレゼンテーション力 ⑧コミュニケーション力 ⑨多文化共生力

[図表 1-2-4] ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーの関係

ディプロマ・ポリシー	カリキュラム・ポリシー
英語の学修を通して、高度な語学力の修得	<ul style="list-style-type: none"> ・英語教育の必修科目において英語を体系的に学び、「聴く」「話す」「読む」「書く」の4技能を総合的に修得すべく科目を配置。 ・資格試験対策や4技能をさらに伸ばす応用科目を配置。 ・習熟度に応じて運用能力を育成。 ・定期的に外部試験を受験し、語学力の習熟度を測定。
<ul style="list-style-type: none"> ・英語の学修を通して、地域や文化についての専門的知識の修得 ・各自のキャリア形成 	<ul style="list-style-type: none"> ・英語が用いられている地域及び自国の歴史、文化、社会、政治、経済を学んで専門知識を獲得する科目を配置。 ・複言語運用能力を育成し、多文化理解を深め、複文化的な視点を大切にした教育内容。 ・目的に応じた資格を身に付け、実社会に対応できるスキルの獲得を目的とした科目を配置。
国際社会で活躍するにふさわしい高い見識並びに豊かな教養	<ul style="list-style-type: none"> ・地球規模の課題に取り組むための幅広い教養を目的とした科目を配置。
世界の平和に貢献する人材	<ul style="list-style-type: none"> ・建学の精神を理解するための初年次教育「言語と平和」を配置。 ・世界が抱える諸問題について問題意識を持って取り組む能力を育成。
上記の目的を実現するために必要な9つの能力	<ul style="list-style-type: none"> ・レポート作成に必要な技能に加え、自分の考えを第三者の意見を取り入れながらまとめ、発表するプレゼンテーション力を育成するための総合科目「基礎ゼミナール」を配置。 ・問題解決のための解決案や企画を構想する力、主体的に取り組む計画的に実践する力、自らの考えを発信して他者と共同するための力、目標を達成する力を育成する教育内容。（「Graduation Project II」では身に付けた内容を英語で発表し、意見交換を行う。）

[図表1-2-5] ディプロマ・ポリシーとアドミッション・ポリシーの関係

ディプロマ・ポリシー	アドミッション・ポリシー
英語の学修を通して、高度な語学力の修得	<ul style="list-style-type: none"> ・英語の実践的な運用力の修得に意欲を持っている人 ・英語を学ぶ上で必要な適性と基礎学力を有する人
<ul style="list-style-type: none"> ・英語の学修を通して、地域や文化についての専門的知識の修得 ・各自のキャリア形成 	<ul style="list-style-type: none"> ・学力を活かして4年制大学に編入学を望む人 ・自国を含め諸外国の社会と文化に興味や関心を持っている人 ・多様な文化間のマネジメントに興味や関心を持っている人
国際社会で活躍するにふさわしい高い見識並びに豊かな教養	<ul style="list-style-type: none"> ・十分な英語コミュニケーション力を修得して、国際社会に貢献したいという意思のある人
世界の平和に貢献する人材	<ul style="list-style-type: none"> ・グローバル化する社会において、言語を通して世界の平和に貢献しようとする人
上記の目的を実現するために必要な9つの能力	<ul style="list-style-type: none"> ・「学力の3要素」を備えた人

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

本学の使命・目的を実現するため、「学則」第3条によりキャリア英語科を設置している。その他、「学則」第53条、第53条の2及び第61条の2に基づき、以下の附属施設を設置している。【資料F-3】

附属図書館

図書及びその他の資料を収集管理し、学生や教職員に提供することで、教育研究の一助とする。

国際言語平和研究所

外国語及び国際社会と地域文化に関する学術的研究・調査のマネジメントをするとともに、学生及び教職員の研究環境を整備・改善する。

ランゲージセンター

学生の外国語能力の向上を正課外で支援するとともに、本学が有する語学教育資源を広く学外に提供することにより、地域・社会へ貢献する。

また、第61条により、学生の修学支援、学生生活・課外活動支援、留学支援、キャリア支援等及び指導助言のための事務組織として、教育支援部、学生支援部、国際部、キャリア支援部、人権教育啓発室を設置している。

なお、これらの附属施設及び事務組織は、大学との共用の施設・組織であり、短大生と学部生を等しく支援している。【資料 1-2-8】

<エビデンス集（資料編）・基礎資料>

- 【資料 1-2-1】 令和 5（2023）年度教授会議事録（3/5）
- 【資料 1-2-2】 令和 5（2023）年度第 6 回理事会議事録（3/15）
- 【資料 1-2-3】 ホームページ「ミッション・ステートメントとポリシー」
https://www.kufs.ac.jp/about/kufs/col_mission.html
- 【資料 1-2-4】 学園 100 年（2020-2050）プラン基本構想
- 【資料 1-2-5】 第 3 期 5 ヶ年計画（2024-2028）
- 【資料 1-2-6】 中期財務計画（2021-2025）（2023 修正版）
- 【資料 1-2-7】 中長期施設整備計画「マスタープラン」
- 【資料 1-2-8】 学校法人京都外国語大学組織機構図（2024）
- 【資料 F-2】 京都外国語短期大学 Campus Guide（2025）, P79
- 【資料 F-3】 京都外国語短期大学学則（2024）
- 【資料 F-5】 学生便覧（2024）, P2

(3) 1-2 の改善・向上方策（将来計画）

- ・ 第 3 期 5 ヶ年計画（2024-2028）を着実に遂行する。
- ・ 令和 6（2024）年度より教育目標及び三つのポリシーを改定し、新カリキュラムを運用しているため、カリキュラム改定の効果検証を行う。

【基準 1 の自己評価】

使命・目的及び教育目的は、建学の精神、教育理念、本学の使命・目的、教育目標、学科の教育目的と体系立てて示すことで、簡潔かつ分かりやすく提示されている。また、その具体的な内容は「学則」に明示されている。建学の精神、教育理念、三つのポリシーは、ホームページ、大学案内、学生便覧等を通じて、学生や志願者をはじめ学内外に広く周知されている。「学園 100 年プラン基本構想」、「5 ヶ年計画」などの中長期的計画を策定し、教職員が一丸となって推進している。

上記の理由により、本学は基準 1 「使命・目的等」を満たしていると自己評価する。

基準 2. 学生

2-1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2-1 の自己判定

「基準項目 2-1 を満たしている。」

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

使命・目的及び学科の教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーを策定している。アドミッション・ポリシーは、ホームページ、大学ポートレート、学生募集要項（入学試験概要 Information）、大学案内で周知しており、オープンキャンパスや進学相談会、高校教員向け進学説明会などで受験希望者、高校教員、保護者に説明している。【資料 2-1-1・2】【資料 F-4-①】【資料 F-2】

アドミッション・ポリシーの学生の認知状況は、令和 5（2023）年度新入生アンケートでは 80.1%の入学者が入学時に期待する能力、意欲、態度（どのような学生に入学してもらいたい）を「知っている」と肯定回答（非常にあてはまる、ややあてはまる）している。【資料 2-1-3】

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

アドミッション・ポリシーに沿って多様な人材を確保するための入学者選抜として、「総合型選抜（語学検定型・自己推薦型）」、「学校推薦型選抜（指定校推薦・併設校推薦・公募制推薦）」、「一般選抜（一般）」、「特別選抜（社会人）」の入試制度を設けており、入試区分ごとに出願資格や選抜方法を定め、学生募集要項（入学試験概要 Information）に明記している。【資料 F-4-①】

ア 入学者選抜の実施方法

アドミッション・ポリシーを踏まえた入試制度を設計している。各入試制度では、アドミッション・ポリシーを満たす人材かを評価するために適切な試験科目（小論文、面接、学力検査）を課している。また、各入試制度では「学力の 3 要素（①知識・技能、②思考力・判断力・表現力、③主体性・多様性・協同性）」を設定しており、入試制度ごとに選抜方法との関係を学生募集要項（入試制度別募集要項）において周知している。【資料 2-1-4・5】【資料 F-4-②】

アドミッション・ポリシーでは、英語の運用能力を求めている。これに伴い、公募制推薦入試と一般入試ともに実施している「英語」の試験においては、本学独自で英語の問題を作成している。英語を読んで内容を理解する能力（思考力・判断力）を測定する設問や文法能力を測定する設問（知識・技能）などを出題している。また、語学検定試験の受験を推奨しており、語学検定試験結果を出願基準や選考に使用している入試制度を設けている。

その他、本学の求める学生を募集するため、各入試制度において様々な入学試験を実施している。特徴的な入試では、自己アピール力を評価する入試や23歳以上を対象とする社会人入試などがある。

イ 入学者選抜の実施体制

入学者選抜の実施にあたっては、入学者選抜委員会（執行部会議をもって充てる）を設置して、「京都外国語短期大学入学者選抜規程」に基づき、本学の教育にふさわしい能力や適性を備えた者を適切な方法により、公正かつ厳正に実施・運営している。試験当日の実施体制は、学長・副学長・短期大学事務局長・入試広報部長による入学試験実施本部を設置し、試験実施の責任体制を明確にした上で、入試制度ごとに作成した入試実施要項に基づき、円滑に試験を実施している。【資料 2-1-6】

ウ 入試問題の作成

外国語（英語）の問題については、大学と合同の入試問題作成委員会を設置し、アドミッション・ポリシーを踏まえて本学独自の問題を作成している。また、複数の委員によるチェック体制を構築し、ミスのない入試問題の作成に努めている。入試問題の検証にあたっては、各入試制度が終了した時点で各設問の正答率や平均点などを分析し、次年度の入試実施と問題作成に反映している。

エ 入学者選抜の検証

入学者選抜の妥当性については、入試広報部が総合企画部企画課 IR 推進担当（以下、「IR 推進担当という。」）と連携して、入試制度別に入学者の学力や成績、退学等の分析・検証を行っている。【資料 2-1-7】

志願者数や入学者数といった入試実績については、委託業者による分析結果も踏まえて検証している。【資料 2-1-8】

入試広報部では、これらの分析・検証結果を踏まえて入学試験制度の改廃や統合、選抜方法の改善（変更案）を検討している。

変更案は、教学マネジメントに関する委員会及び執行部会議で審議を行い、学長が決定した後、教授会へ報告している。【資料 2-1-9】

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

令和2（2020）年度から令和6（2024）年度のキャリア英語科の入学定員充足率及び収容定員充足率は、[図表 2-1-1] のとおりである。令和3（2021）年度以降、新型コロナウイルスの影響から全国的に外国語・国際系への志願者が減少しており、本学でもその影響は大きく、適切な入学者の確保に課題がある。

〔図表 2-1-1〕 入学定員充足率及び収容定員充足率の推移（過去 5 年間）

		2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度
キャリア 英語科	入学定員	140	140	140	140	70
	入学者数	153	88	59	52	33
	入学定員充足率	109.3%	62.9%	42.1%	37.1%	47.1%
	収容定員	280	280	280	280	210
	在籍学生数	307	248	166	122	93
	収容定員充足率	109.6%	88.6%	59.3%	43.6%	44.3%

（注）在籍学生数は 5 月 1 日時点。

<エビデンス集（資料編）・基礎資料>

【資料 2-1-1】 ホームページ「アドミッション・ポリシー」

https://www.kufs.ac.jp/about/kufs/col_mission.html

【資料 2-1-2】 大学ポートレート

<https://up-j.shigaku.go.jp/school/category01/0000000503201000.html>

【資料 2-1-3】 新入生アンケート報告書（2023）, P9

【資料 2-1-4】 アドミッション・ポリシーと入試制度の対応関係（2024）

【資料 2-1-5】 入試制度と学力の 3 要素との対応表（2024）

【資料 2-1-6】 京都外国語短期大学入学者選抜規程

【資料 2-1-7】 入学者選抜の妥当性調査（GTEC、GPA、除籍・退学）

【資料 2-1-8】 GMS 追跡調査結果（2024）

【資料 2-1-9】 令和 5（2023）年度執行部会議記録（3/14）

【資料 F-2】 京都外国語短期大学 Campus Guide（2025）, P62

【資料 F-4-①】 入学試験概要 Information（2025）

【資料 F-4-②】 入試制度別募集要項（2024）

(3) 2-1 の改善・向上方策（将来計画）

- ・令和 6（2024）年度からは入学定員を 70 名へ変更したほか、現在、入試制度の見直しや指定校との関係強化、ブランディング事業の推進による募集広報活動の強化を実施している。

2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant) 等の活用をはじめとする学修支援の充実

(1) 2-2 の自己判定

「基準項目 2-2 を満たしている。」

(2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

「学校法人京都外国語大学組織及び事務分掌規程」において、教員組織と事務組織相互の適切な役割分担を定めている。【資料 2-2-1】

また、「京都外国語短期大学における教学マネジメントの基本方針」において、学修支援に関する方針及び具体的な内容を [図表 2-2-1] のとおり明示している。【資料 2-2-2】

[図表 2-2-1] 教学マネジメントの基本方針（学修支援に関する方針）

学生が日々学業に専念できるよう、学修の相談に応じるとともに、修学の意志がありながら継続する事が困難な学生への支援を行います。具体的には、アドバイザー制度やオフィスアワー制度を活用した個別面談の実施、教育支援部による履修相談の実施、外国語自律学習支援室NINJAによる学習支援の実施、各種奨学金制度の整備、留年者及び休・退学者の状況把握と分析、学生がグローバルな社会に適応できるよう国際交流や留学制度の充実等の支援を行います。

さらに、教職協働での学修支援を実施するため、教学マネジメントに関する委員会、ランゲージセンター運営委員会、図書館運営委員会を設置している。各委員会は、学科から選出された教員と関係する部署の事務職員で構成し、学修支援に係る計画及び業務を推進している。【資料 2-2-3】

教学マネジメントに関する委員会

教学全般の PDCA サイクルを推進する役割を担っている。大学と合同で開催し、学修支援についても一元的に検討する体制としている。

ランゲージセンター運営委員会

ランゲージセンターに係る業務を円滑に運営する役割を担っている。本センターは、正課外での外国語学習支援を行う施設として、英語や日本語を専門とする専任教員及び非常勤講師が学習相談やセミナーなどを行っている。また、外国語によるコミュニケーション能力を身に付ける方法や技術、楽しさを学び、自律学習者を支援する「NINJA」(Navigating an Independent Non-Stop Journey to Autonomy) を教職員と学生スタッフで運営している。

図書館運営委員会

教育研究に資する図書及びその他の資料の収集・管理並びに図書館運営方針等について協議している。

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

ア TA 制度

一定の条件（講義では受講生が 100 人を超える授業、演習では受講生が 30 人を超える授業、又はマルチメディア教育機材を使用する授業）を満たした科目において、授業担当専

任教員の指導監督の下、博士前期・後期課程の大学院生を TA として講義や演習などの教育補助業務を行うことができる制度を規程により整備している。【資料 2-2-4】

ただし、近年は申請がなく TA の活用実績はない。

イ オフィスアワー制度・アカデミック・アドバイザー制度

学生が教員から指導を受けたい場合には、気軽に研究室を訪ねて相談できるよう専任教員はオフィスアワーを設定しており、それぞれの研究室で指導を受けることができる。オフィスアワーの時間帯は、ポータル学修支援システム「Kyoto Gaidai UNIPA (以下、「UNIPA」という。）」の「教員スケジュール」から確認できるようになっている。専任教員は、週に1コマ以上のオフィスアワーの時間を設けている。また、修学上の疑問や学生生活の中で生じる様々な問題についても気軽に相談できるようアカデミック・アドバイザー制度を設けている。アカデミック・アドバイザーは、原則として選択必修科目を担当する専任教員を配置している。

オフィスアワーやアカデミック・アドバイザーの制度は、学生便覧や履修登録の手引きで学生に周知している。【資料 F-5】【資料 F-12】

ウ 語学検定試験受験の推奨

実用的な英語コミュニケーション能力を把握し、明確な努力目標を設定して授業や将来の目標に取り組めるよう、GTEC Academic (4技能) と TOEIC L&R (IP) を入学時及び入学後の毎年度1月に全員が受験することを義務付けている。(TOEIC L&R (IP) は、毎年度7月にも全員が受験必須) 【資料 F-5】

これらの団体受験は、学生は無料で受験することができる。また、学生が自主的に各種語学検定試験を受験する場合は、年2回まで学生の保証人団体である後援会が受験料を助成している。試験結果は、学生のレベルに合った授業内容の検討や選択必修科目のクラス分けに活用している。

エ 障がいのある学生への学修に関わる合理的配慮

障がいや疾病等の理由があり、学修する上でなんらかの配慮が必要な学生の相談・支援の拠点として、学生支援部健康支援課に臨床心理士及び公認心理師の資格を有するスタッフのいる障がい学生支援室を設置している。学修に関わる具体的な合理的配慮として、以下のような支援を授業担当教員と連携して行っている。【資料 2-2-5・6】

- ・ 授業資料の点訳・拡大・テキストデータ作成
- ・ 補聴援助システム (マイク・受信機) 等の支援機器の貸出
- ・ テスト環境の配慮
- ・ 座席、使用教室の配慮
- ・ グループワーク方法の工夫
- ・ 通院等による欠席時の配慮
- ・ 重要事項の視覚化
- ・ 教室移動の補助

オ 中途退学、休学及び留年などへの対応

アカデミック・アドバイザーやオフィスアワー、授業での教員と学生とのコミュニケーションによって、退学や休学に至る前にできるだけ学生の学修に関する悩みや相談を受けて、前向きに進めるよう助言・支援している。また、各学期において、教育支援部が多欠席調査を行い、欠席が多い学生に対しては、アカデミック・アドバイザーが修学指導を行っている。【資料 2-2-7】

また、学生相談室や障がい学生支援室においても、多欠席状態の学生や保証人から相談があった場合は、本人の状態や状況を確認し、希望があればアカデミック・アドバイザーや学科と情報共有を行い、支援している。最終的に退学や休学について学生が願出を教育支援部へ提出する際には、必ずアカデミック・アドバイザーに相談・報告をするよう義務付けており、退学や休学の理由を本人同意の上で詳しく聞き、その理由に応じて今後どのようにすることが望ましいかのアドバイスも含めて面談している。(退学願には、アカデミック・アドバイザーへの連絡等を行った日時を記載するようになっている。)【資料 2-2-8】

卒業延期となった学生にもアカデミック・アドバイザーが修学指導を行っている。修学指導の内容は、「UNIPA」の担任所見欄に登録されており、学生の過去の面談記録も含めて、他の教員や事務部署（職員）と情報共有している。

退学等の学籍異動については、「UNIPA」でも専任教職員は閲覧できるようになっており、面談や相談に活用している。また、毎学期の最後の教授会で報告している。さらに、毎年度、退学・除籍者数を理由別・入試制度別に IR 推進担当が集計しており、その結果を執行部会議及び教授会へ報告している。【資料 2-2-9・10】

個々の学生の退学・除籍の手続きについては、平成 27（2015）年 4 月 1 日施行の学校教育法の一部改正に伴い、学生がアカデミック・アドバイザーへ報告・相談した後、願出を教育支援部へ提出し、稟議の上、最終的に学長が承認している。

カ ICT を使った学修支援の充実

令和 3（2021）年度までは、学籍管理、成績管理、出席管理などがそれぞれ別のシステムで稼働していたが、令和 4（2022）年度から「UNIPA」を導入したことにより、これらがすべて統合して管理できるようになり、学修支援の向上につながっている。特に、学生は時間や場所にとらわれることなく、スマートフォンから時間割表や授業の情報、出欠率などを簡単に確認することができ、授業等での質問についても学生と教員、学生同士が気軽にコミュニケーションを取ることができる。また、学修ポートフォリオを構築しており、学修の振り返りを可能としている。さらに、クラスプロフィール機能を使うことで、学生は授業担当教員が作成した授業資料や課題をダウンロードして授業時間外の予習や復習に利用したり、小テストを受けたりすることができる。

また、コロナ禍を契機として、遠隔授業の基本ツールとしてビデオ会議システム「Microsoft Teams」を導入し、授業科目ごとのチームのチャット機能を用いて、学生からの質問に教員が対応できるようにもしている。現在も ICT 活用授業のメリットを活かして、対面授業においても「Microsoft Teams」の機能を併用している。

キ 留学支援

国際感覚を身に付けるため、1・2学期間の長期の留学プログラムのほか、長期休暇を利用する短期の留学プログラムも整備している。特に、夏期英語研修（研修先：オーストラリア、グリフィス大学）は短大生に特化したプログラムである。

国際部では、海外留学に関する学生目線でのリアルな情報を提供するため、渡航中の留学生在が毎月現地での授業や生活状況をレポートし、全学生が「UNIPA」で閲覧できる仕組みを構築している。【資料 2-2-11】

また、各種海外プログラムの説明会やイベントにおいて留学経験者が発表する時間を設け、リアルな留学体験を聞くことができる機会を設けている。令和4（2022）年度には初の試みとして、留学予定の学生とその留学予定先の言語圏から来日している外国人留学生を集めた交流会を開催した。外国人留学生と交流することで、自らの外国語運用能力を試し、各国の文化や慣習について直接聞いて学ぶ機会となっている。

<エビデンス集（資料編）・基礎資料>

【資料 2-2-1】学校法人京都外国語大学組織及び事務分掌規程

【資料 2-2-2】京都外国語短期大学における教学マネジメントの基本方針

【資料 2-2-3】各種委員会等委員一覧（2024）

【資料 2-2-4】京都外国語大学大学院ティーチング・アシスタント規程

【資料 2-2-5】ホームページ「障がい学生支援室」

<https://www.kufs.ac.jp/universitylife/supportroom.html>

【資料 2-2-6】京都外国語短期大学障がい学生支援内容一覧（2023）

【資料 2-2-7】多欠席調査結果（2023）

【資料 2-2-8】退学願（フォーマット）

【資料 2-2-9】退学・除籍報告書（2022）

【資料 2-2-10】令和5（2023）年度教授会議事録（11/30）

【資料 2-2-11】ホームページ「留学報告書」

<https://www.kufs.ac.jp/interchange/report.html>

【資料 F-5】学生便覧（2024）, P27・P168

【資料 F-12】履修登録の手引き（2024）, P92

(3) 2-2 の改善・向上方策（将来計画）

- ・令和5（2023）年度の多欠席調査では、春学期の特に2年次の多欠席者の割合が増加していた。今後、さらに教職一体となって学修意欲を持続できる学修支援の環境を検討していく。

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

(1) 2-3 の自己判定

「基準項目 2-3 を満たしている。」

(2) 2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

ア 支援体制

「学則」第 61 条に基づきキャリア支援部を設置している。キャリア支援部の業務は「組織及び事務分掌規程」に定められており、キャリア教育プログラムを含むキャリア支援、就職支援、求人開拓、編入学支援などを行っている。【資料 2-3-1】

キャリア支援部には国家資格であるキャリアコンサルタントの資格を有するスタッフがおり、理論と多様な経験に基づくカウンセリングを行い、学生一人ひとりに寄り添った相談対応やアドバイスを行っている。また、障がいのある学生に対しては、本人の志望と特性に応じた支援を行うため、障がい学生支援室や京都ジョブパークなどの学外支援団体等と連携し、ガイダンス開催や相談対応を行っている。その他の外部機関との連携は、以下のとおりである。

<ガイダンス運営>

株式会社イフ、パーソルダイバース株式会社

<就職先紹介・相談>

京都新卒応援ハローワーク、京都市わかもの就職支援センター

<就労移行支援>

エンカレッジ (NPO 法人)、株式会社 Kaien、株式会社 LITALICO

<職業評価>

障がい者職業センター

<診断や手帳のない学生の卒業後の相談先>

地域若者サポートステーション

さらに、2年間の学生生活において、正課内外で総合的・継続的に学生のキャリア意識や社会的・職業的スキルを形成していくため、キャリア支援部のみならず、学科とも連携してキャリア形成に資する教育活動を展開している。例えば、次のような取り組みを行っている。

- ・卒業要件単位となる専門科目（選択必修）「Graduation Project II」で、キャリア支援部の職員がキャリア関係のお知らせや進路調査等を実施。
- ・「企業と教員との情報交換会」を大学と合同で毎年開催し、採用動向等の最新情報を教員が収集・理解。（令和 5（2023）年度実績：短大教員 4 人、企業 17 社が参加）
- ・教員向けに就職活動説明動画を制作して提供。
- ・就職支援サイト「KUSF Web Career」による学生の進路情報や求人情報等の共有。

イ キャリア教育プログラム

正課では、国内外プログラム（インターンシップ）、大学コンソーシアム京都の産学連携教育プログラム、エアラインスタディプログラムを単位認定科目として配置している。（海外プログラムの一部は単位認定なし）

これらは、単なる就業体験ではなく、本学の教育の基幹である「英語教育」や「豊かな教養教育」を世界や地域社会で実践し、長期的なビジョンをもってキャリア形成を図ることを目的としている。【資料 2-3-2】【資料 F-5】

ただし、近年はコロナの影響もあり受講生の数が減少している。

正課のインターンシップに関わる企業等との提携は、令和6（2024）年度は次の5社と行っている。

<国内インターンシップ>

株式会社 JAL ナビア、SMBC 日興証券株式会社

<海外インターンシップ>

株式会社 JTB、Lighthouse Career Encourage USA

<エアラインスタディプログラム>

近畿日本ツーリスト株式会社

ウ 就職支援

学年進行に応じたキャリア形成、進路・就職決定に向けた準備促進を目的として、各学年で進路・就職オリエンテーションを実施している。また、業界研究会、学内合同企業説明会、求人紹介フェア、メイク&身だしなみセミナー、就活写真撮影会などの実践的な支援も行っている。

多様化する企業における選考方法への対策としては、筆記試験、履歴書・エントリーシート、面接、グループディスカッションなどの就職支援対策講座を実施している。これらの講座を学生は無料で受講できる。また、専門的なキャリア形成への対策として、公務員試験対策講座や各種資格取得対策講座は有料で実施している。

講座運営にあたっては、キャリア支援部の資料室に専用窓口として、「資格サポートカウンター」を設け、開講案内や申込管理だけでなく、学生からの相談を受け付けてアドバイスを行っている。

就職支援に関する情報は、「UNIPA」を使って学生に周知しており、学生はスマートフォンで確認することができる。【資料 2-3-3】

エ 就職・進学実績

直近3年間の就職・進学実績は、[図表 2-3-1] のとおりである。令和5（2023）年度は、就職率 100.0%を達成し、卒業時アンケートによる「就職・進路支援の満足度」は 88.0%の学生が肯定回答（とても満足、まあ満足）している。これらの結果から、近年の人手不足による売り手市場の影響もあるが、学生に寄り添ったきめ細かな就職支援が着実に成果を上げていると考える。

〔図表 2-3-1〕 就職・進学実績一覧（過去3年間）

	2021 年度	2022 年度	2023 年度
卒業生数	133	81	50
就職希望者数(A)	38	22	14
就職決定者数(B)	27	17	14
就職未決定者数	11	5	0
進学者数	57	34	13
その他	38	25	23
就職率(A)÷(B)	71.1%	77.3%	100.0%

<エビデンス集（資料編）・基礎資料>

【資料 2-3-1】 就職ガイダンスブック（2024）

【資料 2-3-2】 キャリア教育プログラム参加実績（2021-2023）

【資料 2-3-3】 キャリアセンター行事一覧（2023）

【資料 F-5】 学生便覧（2024）, P193

(3) 2-3 の改善・向上方策（将来計画）

- ・コロナによる中断の影響もあり、近年インターンシップへの参加者が少ない。現在、インターンシップは学生が企業へ直接応募する形態が主流となっているため、本学独自のインターンシップとなるよう、プログラム内容の精査・充実を行う。

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

(1) 2-4 の自己判定

「基準項目 2-4 を満たしている。」

(2) 2-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

ア 学生サービス、厚生補導のための組織

学生生活の支援組織として、学生支援部を設置している。令和 5（2023）年度からは、学生の厚生補導、課外活動、海外交流、キャリア関係といった学生支援や学生サービス全般に関わる事項について、部署を横断して教職協働で協議できるよう、大学と合同で教学マネジメントに関する委員会を設置している。

また、学生の心身に関する健康相談、心的支援、生活相談など多様な学生の支援や相談の窓口を一元化してサポートができるよう、学生支援部に健康支援課（保健室・学生相談室・障がい学生支援室）を設置している。心と体の問題は相互に関係することも多いため、各課室及び他部署とも連携を密にしながら支援に務めている。例えば、学生支援連絡会議（構成員は、学生支援部（健康支援課・学生生活課）、教育支援部、総務部、キャリア支援部、入試広報部、国際部、図書館、ランゲージセンター、人権教育啓発室の役職者等）を

月1回程度開催し、円滑な支援を行えるよう関係部署間で必要な情報を共有している。【資料2-4-1】

学生相談室や障がい学生支援室では、コロナ禍以降にオンラインでの相談を導入し、現在も定着している。これらの学生支援に関する情報はホームページ、学生便覧、リーフレットで学生に周知している。【資料2-4-2～4】【資料F-5】

令和5（2023）年3月には、「多様な性のあり方に関するガイドライン」を制定し、建学の精神に則り、性のあり方にかかわらず誰もが安心して学ぶことができる環境整備に取り組んでいる。【資料2-4-5】

健康支援課の利用件数は〔図表2-4-1〕のとおりである。

〔図表2-4-1〕 京都外国語短期大学 健康支援課利用件数（過去5年間）

		2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
保健室	利用件数	42	18	82	61	43
	利用延べ件数	61	29	179	208	115
学生相談室	利用件数	9	14	15	15	8
	利用延べ件数	111	141	171	75	26
障がい学生支援室	利用件数	8	6	8	9	7
	利用延べ件数	87	136	201	89	63

イ 健康相談（保健室）

保健室が学生の健康についての相談に応じるとともに医療や医療機関についての情報提供を行っている。新型コロナウイルス感染症の対応では、学内における感染予防対策、感染状況の把握など学生のニーズに合わせた個別対応を行った。特に、陽性となった一人暮らしの学生への対応として、毎日の電話連絡や希望に応じて食料品の送付など、心的・経済的両面からの支援を行った。

ウ 心理相談（学生相談室）

学生相談室が学生からの多様な心の相談に応じている。カウンセラーは、全員が臨床心理士及び公認心理師の資格を有している。学校医（精神科医）は、心身の不調や医療機関受診についての相談を行っている。積極的な支援としては、学生定期健康診断の「健康調査票」を介した支援を行っており、生活、将来、人間関係などについて不安なことを回答した学生のうち相談歴のない学生については、保健室や障がい学生支援室と連携して電話やメールで連絡を取り、支援している。また、学生相談室を身近に感じてもらい相談しやすくなるよう、学生相談室のスタッフが講師となり、心身のセルフケアに関する研修会を開催している。【資料2-4-6】

エ 障がい学生支援（障がい学生支援室）

障がい等の理由により合理的配慮が必要な学生の相談・支援については、障がい学生支援室が対応している。コーディネーターは、臨床心理士や公認心理師資格、又は特別支援

学校教諭免許を有している。

本学では、障がい等の有無に関わらず、学生がともに学び、共生社会を担う一員として成長していくことを障がい学生支援の基本方針の一つとしており、リーフレットなどを配布して相談しやすい環境づくりや障がいへの理解を深めるよう努めている。

平成 28 (2016) 年の「障害者差別解消法」の施行に伴い、本学でも同年「障がい学生支援に関する指針」を制定した。本指針は、令和 5 (2023) 年度に「障がい学生支援に関するガイドライン」へと改定している。【資料 2-4-7】

令和 2 (2020) 年度より、学生同士のピアサポートとして、学生サポーター養成講座を実施している。令和 4 (2022) 年度からは学生サポーターの活動を本格的に開始し、教職員のみならず学生も含めた支援のネットワークの強化、拡大に努めている。【資料 2-4-8】

入学試験においても、受験生より希望があれば障がいの状況を確認し、必要な合理的配慮を行っている。また、入学後の合理的配慮についても入学前からの相談に応じ、本人が学びやすい環境を整備している。

オ 生活相談 (学生生活課)

学生支援部学生生活課が学生生活全般について相談に応じている。株式会社学生情報センター、株式会社ジェイ・エス・ビー・ネットワークと業務提携を結び、学生がトラブルに巻き込まれないよう、安全・安心な下宿やアルバイトの紹介を行っている。【資料 2-4-9】

カ ハラスメント相談

ハラスメントについては、人権教育啓発室が相談に応じている。また、学内には相談員養成研修を受講した専任教職員をハラスメント相談員として配置しており、学生だけではなく教職員を含めた相談に対応できる体制としている。また、ホームページ、学生便覧、リーフレットなどを通じてハラスメント防止を啓発するとともに相談しやすい環境を整備している。【資料 2-4-10・11】【資料 F-5】

ハラスメントに関する相談件数は [図表 2-4-2] のとおりである。

[図表 2-4-2] 京都外国語短期大学ハラスメントに関する相談件数 (過去 5 年間)

	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
学生	1	0	0	0	1
教職員	0	0	0	0	0
合計	1	0	0	0	1

キ 課外活動への支援

学生会 (英志会) やクラブ・サークルの課外活動支援については、学生生活課が対応している。クラブ・サークルについては、大学の公認団体にも所属することができる。

課外活動の活性化を図るため、「課外活動援助金交付取扱要領」に基づき、活動に伴う連盟登録費や交通費、その他短期大学が認める経費を援助し、経済的にも支援している。【資

料 2-4-12】

顕著な活動実績を残した学生個人又は団体については、「京都外国語短期大学学生表彰規程」に基づき表彰する制度を設けている。【資料 2-4-13】

事故等への対応として、学生全員が本学負担で公益財団法人日本国際教育支援協会の学生教育研究災害傷害保険に加入しており、クラブ・サークルの各団体に所属する学生にはスポーツ安全保険にも加入することを義務付けている。【資料 F-5】

ク 奨学金など経済的な支援

本学独自の奨学金としては、家計困窮者、成績優秀者、派遣留学者等に給費として支給するものや学費減免を行うものなどを複数設けており、多様な学生に対して経済的な支援が行える制度を整備している。また、入学試験の成績優秀者等を対象とした入学金免除制度を導入しており、経済的な支援として役立っている。これらは、ホームページ、大学案内、学生募集要項（入学試験概要 Information）で学生及び受験生へ周知している。【資料 2-4-14・15】【資料 F-2】【資料 F-4-①】

奨学金の選考については、「京都外国語短期大学奨学生選考に関する内規」に基づき、教学マネジメントに関する委員会で審議を行い、その結果を執行部会議へ上程している。【資料 2-4-16】

その他、日本学生支援機構奨学金（高等教育の修学支援制度を含む）の事務処理を的確に行い、学生への経済的支援について、学生それぞれが必要とする奨学金を窓口やホームページで紹介・説明し、サポートしている。

<エビデンス集（資料編）・基礎資料>

【資料 2-4-1】 学生支援連絡会議議事録（2023）

【資料 2-4-2】 ホームページ「学生生活に関する相談」

https://www.kufs.ac.jp/universitylife/student_care_support.html（日本語）

https://www.kufs.ac.jp/en/about/student_support.html（英語）

【資料 2-4-3】 健康支援課リーフレット

【資料 2-4-4】 健康支援課年報

<https://sites.google.com/kufs.ac.jp/healthsupport-annualreports/%E3%83%9B%E3%83%BC%E3%83%A0>

【資料 2-4-5】 京都外国語短期大学多様な性のあり方に関するガイドライン

【資料 2-4-6】 WEB 健康調査票（2023）

【資料 2-4-7】 京都外国語短期大学障がい学生支援に関するガイドライン

【資料 2-4-8】 学生サポーター活動報告書（2023）

【資料 2-4-9】 ホームページ「下宿・アルバイト」

https://www.kufs.ac.jp/universitylife/apartment_jobs.html

【資料 2-4-10】 ホームページ「人権教育啓発室」

<https://www.kufs.ac.jp/universitylife/humanrights.html>

【資料 2-4-11】 ストップハラスメント リーフレット（2024）

【資料 2-4-12】 課外活動援助金交付取扱要領

【資料 2-4-13】 京都外国語短期大学学生表彰規程

【資料 2-4-14】 ホームページ「奨学金制度」

<https://www.kufs.ac.jp/universitylife/scholarship.html>

【資料 2-4-15】 経済的支援奨学金の申請・採用一覧（2021-2023）

【資料 2-4-16】 京都外国語短期大学奨学生選考に関する内規

【資料 F-2】 京都外国語短期大学 Campus Guide（2025）, P75・P76

【資料 F-4-①】 入学試験概要 Information（2025）, P28

【資料 F-5】 学生便覧（2024）, P198～P201・P211

(3) 2-4 の改善・向上方策（将来計画）

- ・令和 6（2024）年度より、修学支援新制度（高等教育無償化）の事務処理をアウトソーシングする。業務の効率化により得られた資源は、学生支援・指導を充実させていくことで学生の満足度を上げ、小規模大学ならではのアットホームな大学という本学の強みをさらに活かす。

2-5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-5 の自己判定

「基準項目 2-5 を満たしている。」

(2) 2-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

キャンパスは、4号館建設時に周辺環境の整備を含めたデザインを設計し、自然環境面での快適さと景観を重視し、学生がくつろげるような学修環境を整えている。【資料 2-5-1】

施設は、常に適切で良好な状態を維持・管理するため、安心・安全をモットーに法令で定められた各施設・設備の点検のほか、「京都外国語短期大学施設管理規程」及び「京都外国語短期大学メンテナンス等に関する指針」に従い、専門業者に委託して点検を計画的に実施している。【資料 2-5-2・3】

また、学校保健安全法第 6 条第 1 項の規定に基づき年 2 回の環境測定を行い、適切な教育環境を維持している。

キャンパスには、安全面から防犯カメラ及び AED（自動体外式除細動器）を 7 台設置しており、正門及び第 2 分館（10 号館、武道体育館）には警備員を配置している。

運動施設、課外活動施設は 21 時 30 分まで利用が可能である。第 1 分館（体育館）及び第 2 分館は、キャンパスから徒歩 5 分程の場所に位置しており、授業においても教員や学生が移動しやすいよう設計している。また、各施設には部室や練習場、更衣室、シャワー

室等を完備している。クラブ練習場の冷暖房設備の設置計画も段階的に進めており、熱中症対策等にも取り組んでいる。

食堂は、12号館1階のリブレ（801席）、1号館地下のコンパニーヨ（124席）、9号館1階のカフェタロー（50席）を設けている。その他、屋外にも机や椅子を多数設置している。

休息ができる環境として、食堂のほか、1号館・4号館にはテーブルやソファを、「静かの庭」、「語らいの庭」にはベンチなどを配置し、休息や憩いの場、学生、教職員間のコミュニケーションの場となっている。



静かの庭（中庭）



4号館メザニンフロア

今後は、令和4（2022）年度に執行部会議及び理事会の承認を得て策定した学園の中長期施設整備計画「マスタープラン」に基づき、段階的に施設・設備を整備していく。耐震についても、耐震診断の結果を踏まえながら「マスタープラン」に基づき計画的に整備していく。【資料2-5-4】

このように、本学は法令に基づき校地、校舎等の学修環境を整備し、適切に運営・管理している。

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

ア 快適な学修環境の整備

4号館に外国語自律学習支援室NINJAやラーニングエリアを設けている。これらは3つのエリア（NINJAセッションエリア、NINJAグループワークエリア、ラーニングエリア）で構成されている。【資料2-5-5】

NINJAセッションエリアは、日本人・外国人教員のラーニングアドバイザーによるアドバイジングセッション、スピーキング・ライティングセッション、日本語アカデミックヘルプデスクのサービスを行っている。また、学生ピアチューターによるセッションや大学の留学生と交流できる「Have a Chat」なども利用できる。NINJAグループワークエリアは、学生が自由に動かせる机や椅子を配置しており、グループでの課題学習やプレゼンテーション練習などで利用している。ラーニングエリアは、個人又は複数人で自由に学習することができるスペースとなっている。



NINJA セッションエリア



NINJA グループワークエリア



ラーニングエリア

イ 図書館等の有効活用

図書館は、本館と分館（アジア関係図書館）並びに多読資料を設置した第5閲覧室で構成しており、それぞれ特色ある所蔵構成となっている。令和6（2024）年3月現在の蔵書数は、図書約62万冊、学術雑誌約3,800種で、建学の精神「PAX MUNDI PER LINGUAS（言語を通して世界の平和を）」に基づき、本学の教育研究の目的に沿った体系的な資料収集を和書・洋書ともに行っている。また、電子書籍や電子ジャーナルを中心とした電子資料も充実している。英語はもちろんのこと、スペインやポルトガル、中国、ロシア、中南米諸国の学術雑誌など、本学ならではの多言語の電子資料を揃え、学生や教員の多様なニーズに合ったサービスを提供している。さらに、図書館のオンラインサービス「My Library」では、貸出・予約状況の照会、予約、開館・休館の確認、貸出延長、資料の購入希望、外部データベースへのアクセスなどが可能である。

本館の開館時間は、授業期間中は月曜日から金曜日は9時から21時、土曜日は9時から17時となっている。学生や教職員が図書館を十分に活用できるよう、ホームページや「LIBRARY GUIDE」を通じて利用方法を案内している。【資料2-5-6～9】

ウ ICT環境の整備

総合企画部情報システム課がこれまでに整備したICTの基盤を活かし、令和3（2021）年度、ビデオ会議システム「Microsoft Teams」を用いて対面と遠隔でのリアルタイムの授業を可能とする「ハイフレックス型授業」をすべての教室で行えるよう整備した。これに

より、感染症等の有事においても教育の質を保証し、短期大学の運営を持続させる体制を構築した。

また、本学の DX（デジタル変革）及び AI（人工知能）戦略の拠点として、6号館の MAICO（マルチメディア自習室）を改装し、今後、XR（現実世界と仮想世界の融合）教育コンテンツを開発・推進できる環境を整備した。

その他、全教室 Wi-Fi 完備、学生へのノートパソコン貸出、情報処理教室の開放、教材作成などを行うスタジオの設置など、情報処理機器・設備を充実させている。【資料 2-5-10】



MAICO（マルチメディア自習室）

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

障がいのある学生への対応として、自動扉やスロープ設置の促進、教室の音響環境の改善、点字表記や点字ブロックの劣化による不具合の是正など、バリアフリーの推進に取り組んでいる。また、学内の施設案内は日英併記で表示している。

スロープの無い建物は、3号館を除きすべて車いすでアクセスできるエレベーターを設置しているので問題なく利用できている。3号館（保健室）についてはスロープなしで入室することができる。4号館1階と4階のトイレは、だれでも使えるユニバーサルトイレとしている。

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

選択必修科目においては、語学を体系的に学び、「聴く」「話す」「読む」「書く」の4技能を総合的に身に付けるため習熟度別に少人数クラスを編成し、個々の能力にあった教育を展開している。そのため、収容定員が50人前後の教室で、1クラスあたりの受講者数を20人程度に設定しているが、入学者数の減少もあり実際は10人程度の少人数で教育効果を上げられるよう配慮している。【資料 2-5-11・12】

また、少人数制クラスを活かした授業方法として、プレゼンテーションやディスカッションなどのアクティブ・ラーニングを行っている。

<エビデンス集（資料編）・基礎資料>

【資料 2-5-1】 ホームページ「施設紹介」

<https://www.kufs.ac.jp/universitylife/facilities.html>

【資料 2-5-2】 京都外国語短期大学施設管理規程

【資料 2-5-3】 京都外国語短期大学メンテナンス等に関する指針

【資料 2-5-4】 中長期施設整備計画「マスタープラン」

【資料 2-5-5】 ホームページ「学習スペース」

<https://www.kufs.ac.jp/lang/space.html>

【資料 2-5-6】 ホームページ「図書館」

<https://www.kufs.ac.jp/toshokan/>

【資料 2-5-7】 図書館業務報告書（2023）

【資料 2-5-8】 LIBRARY GUIDE（2024）

【資料 2-5-9】 京都外国語短期大学附属図書館利用規程

【資料 2-5-10】 ホームページ「学内 ICT サービス利用案内」

<https://www.kufs.ac.jp/rcmme/index.html>

【資料 2-5-11】 授業別受講者人数一覧（2023 春学期）

【資料 2-5-12】 授業別受講者人数一覧（2023 秋学期）

(3) 2-5 の改善・向上方策（将来計画）

- ・中長期施設整備計画「マスタープラン」の実施開始に向けて、施設設備、配線、配管等といったインフラの状態を確実に把握する調査を行う。

2-6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

(1) 2-6 の自己判定

「基準項目 2-6 を満たしている。」

(2) 2-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

本学では、全学生に対して学生生活における様々な時点でアンケート調査を行い、学生の意見・要望をくみ上げている。学修支援に関する事柄については、主に新入生アンケートや卒業時アンケートで質問項目を設けており、本学に対する意見（自由記述）を把握している。【資料 2-6-1・2】

これらのアンケートは、三つのポリシーの達成状況、学生の学修成果、本学の教育効果を測定するアセスメント・ポリシーにも組み込まれており、IR 推進担当が企画し、年度初めに執行部会議で実施計画を報告している。【資料 2-6-3】

アンケート結果は、執行部会議及び教授会へ報告し、関係部署等で活用し、ホームページで公開している。【資料 2-6-4～6】

また、アンケートの結果を組織的に活用するため、令和 5（2023）年度から教学マネジメントに関する委員会において前年度に実施したアンケート結果を総括し、重要な課題については課題対応リストを作成して担当部署を決めて改善に取り組んでいる。【資料 2-6-7・8】

令和 5（2023）年 9 月 14 日の教学マネジメントに関する委員会で令和 4（2022）年度に実施した学生アンケート結果の点検を行った結果、「卒業時アンケートの回答率の向上」、「授業外学習時間の実態把握」、「学生対応への不満」の 3 つの課題を設定し、改善に取り組んでいくことにした。

〔図表 2-6-1〕 学生アンケート一覧

アンケート名	対象	実施時期	主な調査内容
新入生アンケート	1 年次	4 月	本学の魅力や志望度・学修行動・学修時間・学修意欲・希望進路・GRIT（やりぬく力）
卒業時アンケート	2 年次	3 月	本学の魅力・各種満足度・施設利用度・学修成果・学修行動・学修時間・進路関係・GRIT（やりぬく力）
授業アンケート	全学生	7 月・12 月	授業満足度・理解度

その他（アンケート以外）

- ・ランゲージセンター及び外国語自律学習支援室 NINJA では、学科と連携しながら正課内外で様々な学習プログラムを提供している。プログラムの効果を検証するため、積極的にアンケートを実施して学生の意見を反映したプログラムを企画している。【資料 2-6-9】
- ・図書館では毎年、図書館利用に関するアンケートを実施して、利用目的、利用回数・時間帯・場所、利用しない理由、自動貸出返却機、新着図書、図書館イベント、図書館サービス、選書・配架、電子資料（電子書籍や電子ジャーナル、データベース）、施設・設備などに関する意見や要望を聴き、改善のための貴重な情報として活用している。【資料 2-6-10】

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関しては、学修支援と同様、主に新入生アンケートや卒業時アンケートで質問項目を設けている。新入生アンケートでは、学生生活における不安（友人・授業・授業料納付）などを調査している。卒業時アンケートでは、学生生活の満足度や学生生活で力を入れたこと、悩みの相談相手や進路に対する不安などを調査している。アンケート結果の報告と活用は、2-6-①と同様である。

その他（アンケート以外）

学生会（英志会）と学生生活課が日々相互にコミュニケーションをとり、意見交換や要望の把握・精査を行っている。また、経済的支援に関しても日々の窓口業務で学生から個別に相談を受けており、外部機関に問い合わせるなど個々に合わせた奨学金の申請や採用につなげるよう対応している。

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学修環境に関しては、学修支援等と同様に新入生アンケートや卒業時アンケートで質問項目を設けている。新入生アンケートでは、本学の魅力（施設・設備の充実、キャンパス等の雰囲気）などを調査している。卒業時アンケートでは、施設等の満足度・利用度などを調査している。アンケート結果の報告と活用は、2-6-①と同様である。

具体的な改善事例としては、過去のアンケート結果からトイレの改装やWi-Fiの強化、貸出パソコンの増加といった要望が多かったので、1号館を中心としたキャンパス内の無線LANアクセスポイントの増強やトイレの改修を随時進めている。

<エビデンス集（資料編）・基礎資料>

【資料 2-6-1】新入生アンケート報告書（2023）

【資料 2-6-2】卒業時アンケート報告書（2023）

【資料 2-6-3】学生アンケートの実施計画（2024）

【資料 2-6-4】令和 5（2023）年度執行部会議記録（6/7・1/17）

【資料 2-6-5】令和 5（2023）年度教授会議事録（6/22・1/23）

【資料 2-6-6】ホームページ「卒業生・在学生アンケート」

https://www.kufs.ac.jp/about/projects/students_enquete.html

【資料 2-6-7】学生アンケート結果の総括と課題対応リスト（2022 課題への対応）

【資料 2-6-8】令和 5（2023）年度第 5 回教学マネジメントに関する委員会議事録（9/14）

【資料 2-6-9】キャリア英語科×ランゲージセンター連携プログラムアンケート報告書（2023）

【資料 2-6-10】図書館利用者アンケート結果報告書（2023）

(3) 2-6 の改善・向上方策（将来計画）

- ・「卒業時アンケートの回答率の向上」は、令和 5（2023）年度の卒業時アンケートから成績照会のプロセスに組み込むことにより、回答率は 56.8%に改善している。（令和 4（2022）年度の卒業時アンケート回答率 11.3%）
- ・「授業外学習時間の実態把握」は、令和 7（2025）年度の授業アンケートから授業毎の授業外学習時間の把握を追加することで、より具体的な改善策を講じていく。
- ・「学生対応への不満」は、令和 6（2024）年度の事業計画で全学的に取り組む課題と定めている。
- ・学生アンケートの結果を踏まえた課題の改善状況は、翌年度末に自己点検・評価を行い、その結果をホームページで公開する。

【基準2の自己評価】

アドミッション・ポリシーに基づき、幅広く学生を募集できるよう様々な入学試験の方式を用いながら実施し、その検証についても適切に行っている。定員管理は、関係部署間の連携を取りながら入学定員を適切に変更しているが、依然として入学定員の確保に課題があり、より一層の努力が必要である。学修支援は、教育支援部、ランゲージセンターを中心に、全部署の協力の下、教員と職員が協働して行っている。キャリア支援は、本人の適性を加味しながらキャリア支援部が中心となって学科等と連携しながら適切に行っている。学生サービスは、学生支援部学生生活課及び健康支援課（保健室・学生相談室・障がい学生支援室）、国際部、人権教育啓発室を中心に支援体制を整備し、適切に運営している。学修環境の整備は、安全面を考慮しつつ、学生生活が円滑に進むための整備を法令及び規程に基づき定期的に点検して適切に行っている。授業時における学生数についても、学修効果を考慮し、適切に運営している。また、ICT教育など新たな学修方法にも対応し、将来を見据えた施設・設備の改修を計画的に行っている。キャンパスのバリアフリー化についても、合理的配慮に基づく施設・設備の利便性向上に取り組んでいる。

学生の意見・要望への対応については、各種学生アンケートや日常の窓口相談により学生からの意見を把握するためのシステムを構築している。

なお、令和5（2023）年度より教学マネジメントに関する委員会を新たに設置し、学修・学生支援をより一元的・多面的に検討できる体制を整備している。

上記の理由により、本学は基準2「学生」を満たしていると自己評価する。

基準 3. 教育課程

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

(1) 3-1 の自己判定

「基準項目 3-1 を満たしている。」

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

本学の使命・目的及び学科の教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーを策定している。ディプロマ・ポリシーは、ホームページ、大学ポートレート、学生便覧、大学案内に掲載して周知している。【資料 3-1-1・2】【資料 F-2】【資料 F-5】

ディプロマ・ポリシーの学生の認知状況は、令和 5（2023）年度新入生アンケートでは、80.1%の入学者がキャリア英語科の教育目標（どのような人材の育成を目指しているか）を「知っている」と肯定回答（非常にあてはまる、ややあてはまる）している。【資料 3-1-3】

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

ア 単位認定基準の策定と周知

単位認定に係る基準については、「学則」及び「京都外国語短期大学履修規程」において、[図表 3-1-1] のとおり定めている。【資料 F-3】【資料 3-1-4】

学生への周知は、学生便覧のほか、特に新入生に対しては入学後に「授業科目オリエンテーション」を開催し、説明している。【資料 F-5】

[図表 3-1-1] 単位認定基準に係る規則

規則	内容
学則第 11 条	単位の計算方法
学則第 15 条	単位の授与
学則第 16 条	学修の評価（成績評価） 詳細は、「京都外国語短期大学履修規程」第 15 条（成績評価の方法）及び第 16 条（成績評価の基準）を参照
学則第 17 条	他の短期大学又は大学における授業科目の履修等の単位認定 詳細は、「京都外国語短期大学履修規程」第 21 条（留学により修得した単位の認定）及び第 22 条（留学以外に修得した単位の認定）を参照

学則第 18 条	短期大学又は大学以外の教育施設等における学修の単位認定 詳細は、「京都外国語短期大学履修規程」第 22 条を参照
学則第 19 条	入学前の既修得単位の認定 詳細は、「京都外国語短期大学履修規程」第 20 条を参照
京都外国語短期大学 履修規程第 23 条	再入学者の既修得単位の認定

イ 進級基準の策定と周知

単位制を導入しており、進級基準は設けていない。ただし、単位修得不足及び成績不振の学生に対しては、以下の措置を行っている。【資料 F-5】

入学後の在学 1 学期間の卒業要件の GPA (通算) が 1.0 未満かつ卒業要件の修得単位数が 8 単位未満の学生に対して、学科が修学指導を行う。

入学後の在学 2 学期間の卒業要件の GPA (通算) が 1.0 未満かつ卒業要件の修得単位数が 16 単位未満の学生は、「学則」第 36 条第 5 号の定めにより、勉学継続の意欲がないものとして「除籍」とする。ただし、特別な理由があり、学科が勉学継続の意欲があると判断した場合は、「除籍」の措置をとらない場合もある。

ウ 卒業認定基準の策定と周知

卒業認定に係る基準については、「学則」及び「京都外国語短期大学履修規程」で [図表 3-1-2] のとおり定めている。【資料 F-3】【資料 3-1-4】

2 年次生で休学期間を除いて 4 学期以上在学した学生に対して、在学中に修得した単位数に基づき、年度末及び春学期末に卒業判定を行っている。卒業認定に必要な単位は、「学則」別表 1 に定められた授業科目の区分毎に所定の単位を修得し、合計 62 単位以上としている。なお、卒業要件単位には、専門科目 (選択必修) の「Graduation Project II」の 2 単位を含めることを必須としている。

学生への周知は、学生便覧や「授業科目オリエンテーション」のほか、ホームページでも周知している。【資料 F-5】【資料 3-1-5】

[図表 3-1-2] 卒業認定基準に係る規則

規則	内容
学則第 5 条	修業年限
学則第 21 条	卒業の要件 (「京都外国語短期大学履修規程」第 3 条にも記載)
学則第 22 条	卒業の認定
学則 別表 1	キャリア英語科の授業科目の区分、編成と単位数

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

授業科目の成績評価については、「学則」第 14 条 (成績評価基準等の明示等) に基づき、全授業科目のシラバスで授業内容・計画、科目の到達目標、授業形態、授業外の学習内容、成績評価の方法・基準を示しており、公平を期している。【資料 F-12-②】

評価点については、シラバスの到達目標の達成度を100点満点で評価し、授業形態や評価方法により多少の差異はあるが、合格者の平均点を70点台（B評価）とするガイドラインを設定している。方法は全授業科目担当教員（非常勤教員を含む）に配布する「出講手帳」に明記し、周知している。【資料3-1-6】

年度末には、授業科目担当者打ち合わせ会を開催し、厳正な成績評価について担当教員間で共有している。【資料3-1-7】

本学では、GPA(Grade Point Average)を導入しており、学生が学修の成果を自分自身で把握することにより、個人の能力や意欲に合わせて主体的に学修に取り組むことができるようにしている。また、GPAは修学指導や留学、奨学金制度などの学内選抜の参考資料としても活用している。【資料F-5】

卒業の判定については、基準に基づき判定資料を教育支援部が作成し、学科判定会議を経て教授会で審議した上で学長が承認している。【資料3-1-8】

単位認定及び卒業判定の結果は、「UNIPA」で学生へ通知している。卒業延期者にはアカデミック・アドバイザーが修学指導を行い、「UNIPA」の学生プロフィールに指導内容を入力し、教職員間で情報を共有している。

<エビデンス集（資料編）・基礎資料>

【資料3-1-1】 ホームページ「ディプロマ・ポリシー」

https://www.kufs.ac.jp/about/kufs/col_mission.html

【資料3-1-2】 大学ポートレート

<https://up-j.shigaku.go.jp/school/category01/00000000503201000.html>

【資料3-1-3】 新入生アンケート報告書（2023）

【資料3-1-4】 京都外国語短期大学履修規程

【資料3-1-5】 ホームページ「成績／卒業・進級」

<https://www.kufs.ac.jp/universitylife/grades.html>

【資料3-1-6】 出講手帳（2024）

【資料3-1-7】 授業科目担当者打ち合わせ会 案内文（2024）

【資料3-1-8】 令和5（2023）年度教授会議事録（9/5・3/5）

【資料F-2】 京都外国語短期大学 Campus Guide（2025）,P62

【資料F-3】 京都外国語短期大学学則（2024）

【資料F-5】 学生便覧（2024）,P15・P147・P153～P156・P166

【資料F-12-②】 Web シラバス（2024）

(3) 3-1の改善・向上方策（将来計画）

- ・令和6（2024）年4月から社会の変化や産業界のニーズを踏まえてディプロマ・ポリシーを改定した。それに伴い、カリキュラム・ポリシーも改定し、令和6（2024）年度入学者から新しい教育課程をスタートさせている。単位認定基準及び卒業認定基準はこれまでと同様、厳正に運用していく。

3-2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

(1) 3-2 の自己判定

「基準項目 3-2 を満たしている。」

(2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

ディプロマ・ポリシーを踏まえたカリキュラム・ポリシーを策定している。カリキュラム・ポリシーは、ホームページ、大学ポータル、学生便覧、大学案内に掲載して周知している。【資料 3-2-1・2】【資料 F-2】【資料 F-5】

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

「京都外国語短期大学における教学マネジメントの基本方針」において、「すべてのカリキュラムは、ディプロマ・ポリシーに基づいて策定されたカリキュラム・ポリシーに従って体系的に編成する」としている。【資料 3-2-3】

ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーに定める教育内容の一貫性は、基準項目 1-2-④で [図表 1-2-4] に記載したとおり確保している。

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

ア 体系的な教育課程の編成

カリキュラム・ポリシーに基づき、令和 6（2024）年度からカリキュラムを改定した。総合科目、専門科目（選択必修・選択）、教養科目の授業科目区分を設け、科目区分毎に目標を設定している。

総合科目では、本学で学ぶためのレポート作成に必要な論理的思考能力とそれに基づく文章作成能力を身に付けると同時に、言語と平和についての総合的な理解を深めることを目標としている。専門科目（選択必修）では、英語を体系的に学び、「聴く」「話す」「読む」「書く」の 4 技能を総合的に修得することにより、その運用能力を高めることを目標としている。専門科目（選択）では、英語が用いられている地域に関して歴史、文化、社会、政治経済を学んで専門知識を獲得し、当該地域をはじめ世界が抱える諸問題について問題意識を持って取り組む能力を身に付けることを目標としている。

教養科目は、地球規模の課題に取り組むための幅広い教養を身に付け、実社会に対応できるスキルを獲得することを目標としている。【資料 F-5】

また、ディプロマ・ポリシーを踏まえた卒業時に身に付けるべき能力（学修成果）と個々の授業科目との対応関係を示したカリキュラム・マップをホームページに公開しており、学生は計画的に履修できるようにしている。【資料 3-2-4】

イ 適切なシラバスの整備

全授業科目のシラバスには、授業科目名（日本語・英語）、配当年次、単位数、開講学期、履修条件、授業形態、能力要素（メイン・サブ）、使用する言語、到達目標、授業内容・計画、主な予定項目（全14回）、授業についての留意点、授業外の学習（自学自習）についての留意点、成績評価の基準・方法を示しており、計画的に履修できるようにしている。能力要素（メイン・サブ）とは、ディプロマ・ポリシーを実現するために本学学生として修得すべき9つの能力要素のうち、特に修得が期待できる能力を表示したものである。また、全科目のシラバス点検を毎年度実施しており、不備がある場合は担当する教員に改善点を指摘し、再提出を行い、すべてのシラバスが適正に書かれているようにしている。【資料 3-2-5・6】【資料 F-12-②】

ウ 単位制度を実質化するための工夫

単位修得に必要な時間数及び学修の質を確保するため、[図表 3-2-1] のとおり学期毎に履修登録できる単位数の上限を定めており、学生便覧で周知している。【資料 F-5】

また、単位制度を実質化するため、シラバスに「授業外の学習（自学自習）についての留意点」を記載し、事前・事後の学修指導によって授業外学修時間を確保している。

[図表 3-2-1] 履修登録できる単位数の上限

春学期	秋学期	備考
24 単位	24 単位	卒業要件（通算）の GPA が 2.7 以上の場合は、上限を超えて履修登録することができる。

3-2-④ 教養教育の実施

教養教育科目は、地球規模の課題に取り組むための幅広い教養を身に付け、実社会に対応できるスキルを獲得するため、外国語領域、地域文化領域、国際関係領域、現代社会領域、キャリア形成領域の5領域を設け、それぞれに授業科目を配置している。【資料 F-5】

教育課程に関わる事項については、副学長、科長、教育支援部長、短期大学専任教員等が出席する教学マネジメントに関する委員会適切に協議・調整をしている。委員会で承認された成案は、教授会で審議し、学長が決定している。

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

ア アクティブ・ラーニングなど授業内容・方法の工夫

本学では、確かな語学力及び人間力の育成を目指し、語学教育に適したアクティブ・ラーニングの開発・実践に取り組んでいる。

全授業科目のシラバスには、アクティブ・ラーニング導入の有無を明記し、少人数制クラス編成により、プレゼンテーションやディスカッションなどを用いた主体的な学修を行っている。【資料 F-12-②】

イ 教授方法の改善を進めるための組織体制と運用

「学則」第20条第2項に基づき、FD委員会を設置している。【資料3-2-7】

FD委員会は、夏季・冬季の研修会を企画・実施し、全学的な授業改善を進めている。FD研修会は、専任教員には全員参加を求めており、非常勤講師にも参加を奨励している。本学は、外国人教員も多数在籍していることから、英語の分科会も設けている。

夏季・冬季の研修会に加えて、令和5（2023）年度には障がい学生支援の現状や合理的配慮の提供についての理解を深めるため、FD特別研修会（障がい学生支援）を新たに開催した。

また、学生による授業アンケートを毎学期実施し、その結果を当該教員及び受講生へフィードバックするとともに、集計結果はホームページで公開している。【資料3-2-8】

アンケートの結果、一定の基準（授業満足度の指標）を満たしていない場合は、学長より当該教員へ直接、授業改善の指示を行っている。また、3期連続で一定の基準を満たしていない場合は、当該教員が授業改善計画書を作成し、学長へ提出している。【資料3-2-9】

<エビデンス集（資料編）・基礎資料>

【資料3-2-1】ホームページ「カリキュラム・ポリシー」

https://www.kufs.ac.jp/about/kufs/col_mission.html

【資料3-2-2】大学ポートレート

<https://up-j.shigaku.go.jp/school/category01/00000000503202000.html>

【資料3-2-3】京都外国語短期大学における教学マネジメントの基本方針

【資料3-2-4】カリキュラム・マップ（2024）

【資料3-2-5】シラバス作成要領（2024）

【資料3-2-6】シラバス点検結果（2024）

【資料3-2-7】京都外国語短期大学FD委員会規程

【資料3-2-8】ホームページ「学生による授業アンケート」

<https://www.kufs.ac.jp/about/projects/fd.html>

【資料3-2-9】授業アンケート結果の活用方法

【資料F-2】京都外国語短期大学 Campus Guide（2025）, P62

【資料F-5】学生便覧（2024）, P16・P157～P159・P161

【資料F-12-②】Webシラバス（2024）

(3) 3-2の改善・向上方策（将来計画）

- ・令和6（2024）年度のFD研修会では、授業アンケートについて分科会等で企画する予定である。現状の課題や他大学の事例などを研究し、教員間で十分に協議を行い、令和7（2025）年度から新しい形での授業アンケートを実施する。

3-3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

(1) 3-3の自己判定

「基準項目 3-3 を満たしている。」

(2) 3-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

ア ディプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果

ディプロマ・ポリシーを踏まえた「学修成果（育成すべき能力）」を以下のとおり明示している。

キャリア英語科の学修成果（育成すべき能力）

①語学力の育成

大学生としてふさわしい日本語の文章作成能力を備え、専攻する言語の学びを通じて、世界の人々との円滑なコミュニケーション力を身に付けることができます。

②英語圏に関する専門知識と多文化共生力

英語圏についての専門知識を獲得し、その地域の社会と文化に精通するとともに、自らの社会と文化を知り、世界に向けて発信することができます。

③世界が抱える諸問題の理解

英語圏が抱える諸問題に関心を持ち、公平な判断力の下に、問題解決に向けて活動することができます。

その実現のために、[図表 3-3-1] に示すように9つの能力の修得を掲げており、これらは社会的・職業的自立を図るために必要な能力でもある。

学修成果は、ホームページ及び学生便覧で周知している。【資料 3-3-1】 【資料 F-5】

[図表 3-3-1] 社会的・職業的自立を図るために必要な能力

構想するために必要な力	【DP1】 問題発見力・解決力
	【DP2】 思考力・判断力
	【DP3】 創造力・企画力
実践するために必要な力	【DP4】 主体的に取り組む力
	【DP5】 情報収集力・分析力
	【DP6】 計画力・実行力
共同するために必要な力	【DP7】 プレゼンテーション力
	【DP8】 コミュニケーション力
	【DP9】 多文化共生力

イ 多様な尺度・指標や測定方法に基づく学修成果の自己点検・評価の実施

三つのポリシーの達成状況、学生の学修成果及び本学の教育効果について、多様な尺度・指標や測定方法に基づいて点検・評価できるよう、令和4（2022）年度に「アセスメント・ポリシー」を策定した。【資料 3-3-2】

同方針に基づくアセスメント指標は、学生の入学時・在学中・卒業時（卒業後）の学修成果の伸長について、学科単位の集計（全体）と授業科目単位の集計（個別）に区分して把握できる構造となっている。令和4（2022）年度以降、IR 推進担当はアセスメント・ポリシーに基づき前年度の学修成果を可視化し、三つのポリシーの達成状況を点検・評価して「学修成果点検シート」を作成している。【資料 3-3-3】

ウ 令和5（2023）年度の学修成果の総括（旧カリキュラム）

語学力の育成

〔図表 3-3-2〕 専門コア科目の成績平均点（客観的指標）

	クラスレベル	1 年次生	2 年次生
2021 年度	通常クラス	74.4	73.8
	アドバンストクラス	82.5	84.1
2022 年度	通常クラス	73.3	74.0
	アドバンストクラス	78.5	77.8
2023 年度	通常クラス	73.8	71.0
	アドバンストクラス	75.8	75.1

（注）専門コア科目は、実践的英語運用力の基礎及び英語コミュニケーションに関する基礎知識の修得を目標としている。

〔図表 3-3-3〕 TOEIC の入学以降最高スコアの平均点（客観的指標）

	1 年次生	2 年次生
2021 年度	449.0	515.4
2022 年度	458.1	487.2
2023 年度	477.6	477.5

〔図表 3-3-4〕 令和5（2023）年度卒業時アンケート結果（主観的指標）

「1：初級レベル」～「7：上級レベル」とした時の 4以上の回答者の割合	
会話力	36%
読解力	32%
聴解力	44%
作文力	48%
発表力	44%

（注）英語の運用能力に関する5つの力（会話力・読解力・聴解力・作文力・発表力）について、それぞれ7段階のレベルで質問した。

英語圏に関する専門知識と多文化共生力、世界が抱える諸問題の理解

[図表 3-3-5] 課題実践（最終課題レポート）の成績平均点（客観的指標）

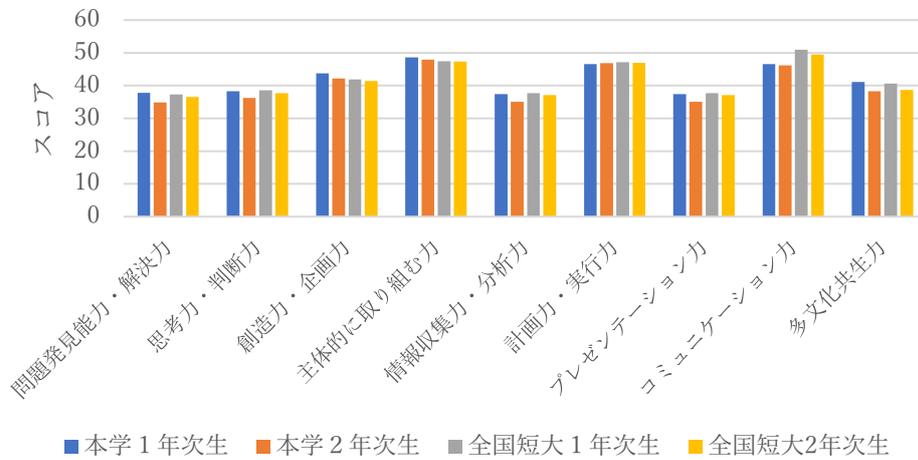
	成績平均点
2021 年度	76.7
2022 年度	79.3
2023 年度	81.5

[図表 3-3-6] 卒業時アンケート結果（主観的指標）

	【英語圏に関する専門知識と多文化共生力の習得状況】 「身に付いた」もしくは「ある程度身に付いた」	【世界が抱える諸問題の理解】 「身に付いた」もしくは「ある程度身に付いた」
2021 年度	—（設問なし）	—（設問なし）
2022 年度	87.5%	62.5%
2023 年度	88.0%	96.0%

構想するために必要な力、実践するために必要な力、共同するために必要な力

[図表 3-3-7] 令和 5（2023）年度 GPS-Academic 受験結果



	本学 1 年次生	本学 2 年次生	全国短大 1 年次生	全国短大 2 年次生
問題発見能力・解決力	37.8	34.9	37.3	36.6
思考力・判断力	38.3	36.2	38.6	37.7
創造力・企画力	43.7	42.2	41.9	41.5
主体的に取り組む力	48.6	47.9	47.4	47.3
情報収集力・分析力	37.4	35.1	37.7	37.1
計画力・実行力	46.6	46.9	47.2	47.0
プレゼンテーション力	37.4	35.1	37.7	37.1
コミュニケーション力	46.6	46.2	51.0	49.5
多文化共生力	41.1	38.3	40.6	38.7

(注) 社会的・職業的自立を図るために必要な9つの能力について、株式会社ベネッセ i-キャリアが提供するジェネリックスキルテスト「GPS-Academic」を用いてアセスメントを行っている。

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

学科・部署へのフィードバック

IR推進担当が作成した「学修成果点検シート」を基に教学マネジメントに関する委員会で点検・評価を行い、課題を共有・整理している。また、重要な課題については、課題改善リストを作成している。課題改善リストは、点検・評価委員会及び執行部会議で審議し、学長が承認した上で教授会へ報告して改善に取り組んでいる。改善の進捗状況は、翌年度末に担当部署が点検・評価を行い、点検・評価委員会が確認している。【資料 3-3-4～7】

教員個人へのフィードバック

ホームページに掲載している IR サイトによって全専任教職員が学修成果を閲覧できるようにしている。IR サイトは、一部を除き一般公開もしている。【資料 3-3-8】

授業アンケートの結果は、アンケート終了後に速やかに「UNIPA」でフィードバックしており、授業科目毎の到達目標の達成度などを確認し、次年度のシラバス及び指導方法の改善に活用している。【資料 3-3-9】

学生及び保証人へのフィードバック

「UNIPA」にある学修ポートフォリオを使って学修成果の振り返りを毎年度実施しており、その結果は保証人も閲覧できるようにしている。さらに、学修の動機付けを促すため、各学年に配置する専任教員によるアカデミック・アドバイザーが学修ポートフォリオを用いて学生と面談するなど、学修指導に活用している。

<エビデンス集（資料編）・基礎資料>

【資料 3-3-1】 ホームページ「ディプロマ・ポリシー・カリキュラム・ポリシー」

https://www.kufs.ac.jp/about/kufs/col_mission.html

【資料 3-3-2】 京都外国語短期大学アセスメント・ポリシー

https://www.kufs.ac.jp/about/evaluation/pdf/assessment_policy_col.pdf

【資料 3-3-3】 学修成果点検シート（2023）

【資料 3-3-4】 令和5（2023）年度第5回教学マネジメントに関する委員会議事録（9/14）

【資料 3-3-5】 令和5（2023）年度第4回点検・評価委員会議事録（9/21）

【資料 3-3-6】 令和5（2023）年度執行部会議記録（10/4）

【資料 3-3-7】 学生アンケート結果の総括と課題対応リスト（2022 課題への対応）

【資料 3-3-8】 IR サイト

<https://sites.google.com/kufs.ac.jp/kufs-assessment/%E3%83%9B%E3%83%BC%E3%83%A0>

【資料 3-3-9】 授業アンケート結果の教員閲覧画面（見本）

【資料 F-5】 学生便覧（2024）, P15・P16

(3) 3-3 の改善・向上方策（将来計画）

- ・近年、入学者減少とともに卒業時の TOEIC 平均スコアが低下している。また、9つの能力も1年次から2年次にかけて伸びが見られない。これらの問題の原因と対策について、令和6（2024）年度中に教学マネジメントに関する委員会で検討する。

【基準3の自己評価】

大学の使命・目的に基づき、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを策定しており、ホームページや学生便覧を通じて学内外へ広く周知している。また、両ポリシーは一貫している。

単位認定基準及び卒業認定基準は、「学則」や「京都外国語短期大学履修規程」に定めており、学生便覧などで学生に周知している。成績評価については、すべての科目に関して評価基準をシラバスに明示している。教員の出講手帳には、評価ガイドラインを記載して授業科目担当者打合せ会で共有するなど、成績評価の公平性を担保し、適正に運用している。

履修登録できる単位数の上限、GPA、単位修得不足及び成績不振の学生への措置等を導入しており、単位制度の実質化や自律的な学修を促している。

教育課程については、カリキュラム・ポリシーに基づき、体系的な教育課程を編成しており、科目区分の設定、各科目区分の目標の明確化、適切なシラバスの整備、カリキュラム・マップによる検証などにより、適切な授業科目の配置及び学生の計画的、体系的な履修を担保している。教授方法・開発の工夫については、アクティブ・ラーニングの導入を積極的に行っている。カリキュラム面では、「聴く」「話す」「読む」「書く」の4技能をバランスよく伸ばすように設計されている。「英語で自分の考えを述べることができ、相手からの質問に答えることができる学生を育てること」という明確な卒業時の目標を目指して、英語関係の科目が配置されている。

ディプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果を明示しており、ホームページや学生便覧を通じて学内外へ広く周知している。令和4（2022）年度にアセスメント・ポリシーを策定し、多様な尺度・指標や測定方法に基づいて学修成果を点検・評価している。学修成果は、IRサイトにより学内外へ積極的に情報公開している。学修成果の点検・改善フローが確立されており、令和5（2023年度）は、前年度の学修成果を点検・評価し、課題改善リストを作成して改善に取り組んでいる。

上記の理由により、本学は基準3「教育課程」を満たしていると自己評価する。

基準 4. 教員・職員

4-1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 短期大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

(1) 4-1 の自己判定

「基準項目 4-1 を満たしている。」

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① 短期大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

ア 学長の権限

学校教育法第 92 条第 3 項に基づき、「学校法人京都外国語大学寄附行為施行細則」第 2 条の 3 に「理事会は、本法人の設置する大学の管理及び運営に関する業務のうち、第 2 条の規定に定める業務を除き、教育研究に関する業務を学長へ委任する。」と定めている。

【資料 F-1-②】

また、「組織及び事務分掌規程」第 11 条第 1 項に「学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する等関係法令に定める事務を掌理するほか、学園の規程等に定める事務を掌理する。」と定めている。【資料 4-1-1】

これらの規程により、学長は教育研究を基本とする短期大学の運営に係る意思決定の権限を有し、その責任を負っている。

イ 学長の選任

学長の選任については、「京都外国語短期大学学長の選任等に関する規程」第 2 条及び第 3 条に基づき、理事会が評議員、教授及び准教授のうちからそれぞれ若干名を選任し、選考委員会を設置している。選考委員会は、理事会の諮問に基づき学長候補者を選任し、理事会に答申する。教授会は、理事会より学長候補者についての諮問を受け、審議を行い、理事会に答申する。理事会は、教授会の答申を斟酌した上で学長を決定し、理事長が学長を任命している。【資料 4-1-2】

このように、学長は理事会及び教授会の意を受けて選出されている。

ウ 学長の補佐体制

学長を補佐する職制として、「学則」第 48 条第 2 項に基づき、本学では副学長 1 人、科長 1 人を配置している。

副学長・科長の選任については、「京都外国語短期大学副学長の選任等に関する規程」及び「京都外国語短期大学学科長等の選任等に関する規程」に基づき、学長の推薦を受けて、理事長が選任している。【資料 4-1-3・4】

学長の意思決定を補佐する審議機関として、執行部会議、教授会を設置している。執行部会議は、原則月 1 回開催し、教授会での審議を要しない学事運営に係る審議を行って

る。法令及び学長が定める教育研究に関する重要事項については、教授会で審議を行い、学長は学内の意見を踏まえた上で決定している。【資料 4-1-5・6】

学長を補佐する事務組織として、学長室と総合企画部を設置しており、学長構想の実現や意思決定に必要なデータの提供、分析など多方面から補佐している。学長室は、主に学長・副学長に係る庶務のほか、教授会、執行部会議、教員人事委員会、点検・評価委員会、教学マネジメントに関する委員会、FD 委員会の庶務を担っている。総合企画部は、主に学長の特命事項、短期大学の中期計画、IR 業務、産学官連携、IT 推進を担っている。

エ 学長方針

学長による短期大学の運営に関する方針は、毎年度、事業計画を策定する際に学長方針として教職員へ周知している。部署・学科は、学長方針を基に次年度の事業計画を立案している。【資料 F-6】

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

ア 規則等に基づく教学マネジメントの構築

中央教育審議会「グランドデザイン答申」（平成 30 年 11 月）及び中央教育審議会大学分科会「教学マネジメント指針」（令和 2 年 1 月 22 日）を踏まえ、本学では三つのポリシーを通じた学修者本位の教育の実現を図るため、令和 3（2021）年度に全学の方針として「京都外国語短期大学における教学マネジメントの基本方針」を策定し、以下の項目について全学的に取り組むことを明示している。【資料 4-1-7】

1. 教育内容の改善
2. 教育方法の改善
3. 教育の実施体制の確立
4. 修学支援
5. 生活支援
6. 進路支援
7. 教職員の資質・能力の向上
8. 教学マネジメント推進体制
9. 情報公開

本方針を踏まえて、「組織及び事務分掌規程」第 7 条により教学マネジメントに必要な事務組織を設置し、各部署の業務を分掌している。また、「学則」第 52 条の 2 により、学長直轄又は諮問機関として委員会を設置している。委員会の役割は、各委員会規程の審議事項に明記している。【資料 4-1-1・8・9】

イ 短期大学の意思決定の権限と責任

4-1-①-アで述べたように、学長は教育研究を基本とする短期大学の運営に係る意思決定の権限を有し、その責任を負っている。

学長による統治の下、本学では意思決定プロセス及び PDCA サイクルが明確となるよう [図表 4-1-1] のような教学マネジメント推進体制を構築している。業務執行における意

思決定は、教学マネジメントに関する委員会で原案を作成し、その後、内容によって執行部会議又は教授会で審議を行い、その結果を踏まえて学長が決定している。なお、執行部会議と教授会の審議事項は、各会議の規程において明確に区別している。【資料 4-1-5・6・10】

[図表 4-1-1] 令和 6（2024）年度教学マネジメント推進体制



ウ 副学長の組織上の位置付け及び役割

「組織及び事務分掌規程」第 11 条第 1 項に「副学長は、学長を補佐し、命を受けて校務をつかさどる。」と定めており、組織上の位置付けを明確にしている。

また、「京都外国語短期大学副学長の職務に関する内規」第 2 条第 1 項・第 2 項に副学長の職務を定めており、第 3 項に「学長は、職務を遂行する職務権限を副学長に委任する。」としている。さらに、第 4 項において「副学長は、科長及び部署長に対し、必要な助言又は指導を行うことができる。」としており、学長を補佐する者として十分な権限が与えられている。【資料 4-1-11】

エ 教授会の組織上の位置付け及び役割

学校教育法第 93 条に基づき、教授会を設置している。教授会は、「学則」第 52 条第 1 項において、学長が決定を行うにあたり意見を述べるものという組織上の位置付け及び法令に基づく教授会の審議事項を定めている。また、「学則」第 52 条第 1 項第 3 号に規定する「学長が定める事項」及び同条第 2 項に規定する「学長等がかさどる教育研究に関する事項」については、「京都外国語短期大学教授会規程」第 3 条第 2 項及び第 4 項にそれぞれ規定している。【資料 F-3】 【資料 4-1-6】

教授会の審議は、「学則」及び規程に則り、遺漏がないよう庶務を務める学長室が審議事項を事前にチェックしている。

学生の賞罰に関する事項については、「京都外国語短期大学学生懲戒規程」に基づき、「学則」第58条に則り教授会の議を経て学長が懲戒を行っている。【資料4-1-12】

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

職員の配置については、様々な業務を経験させながら能力開発を行うことを目的として、ジョブローテーションを基本としている。毎年、各部署から業務の現状を踏まえ、異動・昇任に関する推薦等の意見聴取を行っており、これを基に各部署の事業計画に鑑み、適材適所の配置を行っている。また、人事評価制度を導入しており、3年後を見据えたキャリア申告や自己啓発などを確認し、人材育成やキャリアアップの要素も含めて、短期大学事務局長、法人事務局長、法人部長、人事課長を中心に検討し、適切な職員配置を行っている。

職員の役割の明確化については、人事評価制度により短期大学のビジョン、部署の方針、課の方針、個人の役割設定という流れを構築しており、職員個人の役割は明確になっている。【資料4-1-13・14】

教職協働の観点からは、各種委員会には必ず職員を委員として配置しており、小規模大学の特性を活かした緊密な教職協働の場として機能している。特に、令和5（2023）年度からは教学マネジメントの推進体制を見直し、教育課程や学生・学修支援、留学支援、キャリア支援、学生募集広報などについて学科代表者と関係部署職員が一堂に会して協議する教学マネジメントに関する委員会を大学と合同で新たに発足させたことで、縦割りではなく、組織横断的な教学マネジメントに取り組んでいる。【資料4-1-9】

<エビデンス集（資料編）・基礎資料>

- 【資料4-1-1】学校法人京都外国語大学組織及び事務分掌規程
- 【資料4-1-2】京都外国語短期大学学長の選任等に関する規程
- 【資料4-1-3】京都外国語短期大学副学長の選任等に関する規程
- 【資料4-1-4】京都外国語短期大学学科長等の選任等に関する規程
- 【資料4-1-5】京都外国語短期大学執行部会議規程
- 【資料4-1-6】京都外国語短期大学教授会規程
- 【資料4-1-7】京都外国語短期大学における教学マネジメントの基本方針
- 【資料4-1-8】学校法人京都外国語大学組織機構図（2024）
- 【資料4-1-9】各種委員会等委員一覧（2024）
- 【資料4-1-10】京都外国語短期大学教学マネジメントに関する委員会規程
- 【資料4-1-11】京都外国語短期大学副学長の職務に関する内規
- 【資料4-1-12】京都外国語短期大学学生懲戒規程
- 【資料4-1-13】職員役割設定・評価シート見本（2024）
- 【資料4-1-14】学校法人京都外国語大学教職員一覧表（2024）
- 【資料F-1-②】学校法人京都外国語大学寄附行為施行細則
- 【資料F-3】京都外国語短期大学学則（2024）
- 【資料F-6】事業計画書（2024）

(3) 4-1 の改善・向上方策（将来計画）

- ・ 職員の配置については、今後、一人ひとりのキャリア形成を重視し、若手職員の育成も活性化させる。また、業務の効率化を推進し、教育の質や学生サービスをより一層充実する。

4-2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

(1) 4-2 の自己判定

「基準項目 4-2 を満たしている。」

(2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

ア 法令上必要な教員の配置（以下、令和 4 年 10 月 1 日施行の短期大学設置基準改正前の「専任教員」の名称を用いて記載する。）

教員組織は、短期大学設置基準第 22 条（別表第 1 イ及び別表第 1 ロ）に則り、学科の教育目的及び教育課程の遂行に必要な教員数を配置している。

令和 6（2024）年 5 月 1 日現在の法令上必要な専任教員数と配置状況は [図表 4-2-1] のとおりである。

[図表 4-2-1] 京都外国語短期大学 法令上必要な専任教員数と本学教員数

入学定員	必要教員数① (別表 1 イ)	必要教員数② (別表 1 ロ)	合計必要教員数 ①+②	本学教員数
70	5 (2)	3 (1)	8 (3)	9 (5)

※ () は教授数。

短期大学全体の年齢別構成は、61 歳以上が 2 人 (22.2%)、51 歳～60 歳が 5 人 (55.6%)、41 歳～50 歳が 1 人 (11.1%)、41 歳未満が 1 人 (11.1%) となっている。また、職階別に見ると、教授が 5 人 (55.6%)、准教授 2 人 (22.2%)、講師 2 人 (22.2%) となっている。

イ 教員の採用・昇任等

専任教員の採用及び昇任の基準と審査の方針については「京都外国語短期大学専任教員資格審査規程」に、手続きについては「京都外国語短期大学教員人事委員会規程」に定めている。【資料 4-2-1・2】

採用又は昇任の必要がある時は、「教員人事委員会規程」第 6 条に則り科長又はこれに代わる者が候補者の審査について学長に申し出て、学長が人事委員会を招集する。学長は、人事委員会での審査結果を教授会の議に付し、審議結果を理事長に上申する。その後、理

事会にて審議の上、採用が決定する。令和5（2023）年度は、人事委員会を計6回開催し、全学的なバランスを考慮しつつ、厳格な審査を行っている。

人事委員会の構成員は、学長、副学長、科長、教育支援部長、短期大学事務局長、法人部長となっている。

本学は、平成27（2015）年9月から約半年間の試行期間を経て、平成28（2016）年4月より教員評価制度を導入している。令和3（2021）年度からは、教員の多様な業務や業績をより適切に評価できるよう制度の見直しを行い、令和5（2023）年度より新制度を運用している。

【資料4-2-3】

このように、教員の採用・昇任は規程等に基づき適切に運用している。

4-2-② FD (Faculty Development) をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

「学則」第20条第2項に基づきFD委員会を設置している。FD委員会は、「京都外国語短期大学FD委員会規程」に基づき授業改善を目的として、年度初めの会議で年間の活動内容及びスケジュールを協議し、組織的・全学的なFD活動を行っている。【資料4-2-4】

ア FD研修会の実施

夏・冬の年2回、大学と合同で研修会を開催している。全学的な教育の質向上を図るため、令和2（2020）年度からは非常勤講師も対象としている。また、外国人教員も参加しやすいよう英語セッションも開催している。さらに、FD研修会で職員が話題提供者を務めるなど、職員のFDへの参加も奨励している。

夏季・冬季FD研修会は、非常勤講師を含む全授業科目担当者を対象としており、専任教員については特段の事情がない限り、参加することを原則としている。令和5（2023）年度は、ハイフレックス方式で開催し参加者を増やすことができた。また、令和6（2024）年4月1日施行の「改正障害者差別解消法」へ適切に対応するため、FD特別企画「障がい学生支援」も開催した。【資料4-2-5】

その他、FD委員会が所管する研修会以外にも学科が独自に大学の英米語学科と合同で開催する研修会も開催している。【資料4-2-6】

イ 学生による授業アンケート

FD委員会が実施主体となり、IR推進担当と連携して毎学期、学生による授業アンケートを実施している。アンケートは「UNIPA」で実施し、原則としてすべての授業科目を対象としている。教員は、担当する授業科目の結果を「UNIPA」で確認できるようにしており、アンケートの結果を踏まえて授業及びシラバスの改善を行っている。また、学生の授業に対する評価が一定の基準（授業満足度の指標）を満たしていない場合は、学長が該当する教員へ改善を要請するなど、組織的に取り組んでいる。【資料4-2-7・8】

直近3年間のうち、改善指導を行った科目数は、[図表4-2-2]のとおりである。

[図表 4-2-2] 改善指導対象となった授業科目数（過去3年間）

	2021 年度	2022 年度	2023 年度
春学期	1	1	0
秋学期	0	1	0
合計	1	2	0

ウ FD活動の学内共有

夏季・冬季 FD 研修会の動画や学生による授業アンケートの結果、FD 活動報告書を専任教職員及び非常勤教員が閲覧できるよう、令和 4（2022）年度に学内専用の FD サイトを開設した。当日に参加できなかった場合でも過去の研修会の内容を確認することができる仕組みとなっている。【資料 4-2-9】

<エビデンス集（資料編）・基礎資料>

【資料 4-2-1】 京都外国語短期大学専任教職員資格審査規程

【資料 4-2-2】 京都外国語短期大学教員人事委員会規程

【資料 4-2-3】 教員人事評価の新制度説明資料

【資料 4-2-4】 京都外国語短期大学 FD 委員会規程

【資料 4-2-5】 FD 活動報告書（2023）

【資料 4-2-6】 キャリア英語科・英米語学科合同 FD プログラム概要（2023）

【資料 4-2-7】 授業アンケート結果の活用方法

【資料 4-2-8】 ホームページ「授業アンケート結果」

<https://www.kufs.ac.jp/about/projects/fd.html>

【資料 4-2-9】 FD サイト（教職員専用）※URL を別途提供（ID/PSW 必要）

(3) 4-2 の改善・向上方策（将来計画）

- ・令和 6（2024）年度から入学定員を 70 名へ変更したことに伴い、適切な専任教職員数を改めて検討する。
- ・授業アンケートについて、学生と教員にとってより有効なアンケートとなるよう、夏季 FD 分科会で授業アンケートを取り扱う。FD、教授会といった段階を経て現行の課題を整理して改善案を策定し、令和 7（2025）年度から新しい運用を開始する。

4-3. 職員の研修

4-3-① SD (Staff Development) をはじめとする短期大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

(1) 4-3 の自己判定

「基準項目 4-3 を満たしている。」

(2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

職員の研修については、SD 委員会と法人部人事課が協力し、[図表 4-3-1] のとおり体系的に実施しており、学長以下、事務組織の管理職の教員も参加している。

学内で実施している夏季 SD 研修会は、毎年度実施しており、専任職員については特段の事情がない限り、全員参加することを原則としている。また、学長等の執行部教員の参加も奨励している。研修会は、基調講演や職階・年齢バランスを考慮したグループ討議などを行い、大学職員として必要な知識の修得や学内の課題について、改善策を検討している。

令和 5（2023）年度の夏季 SD では、昨年度実施した入試広報活動の総括を受け、「大学広報」という視点で他大学の取り組みやブランディングに関する講演と、広報活動の重要性や自部署で PR ができることは何かといった意見交換を行った。

また、様々なテーマについて教職員が意見交換をする SD カフェや、大学についての理解を深めるための SD 勉強会を月 1 回程度実施した。

その他にもハラスメント研修や本学のブランディングに関する研修会を複数回実施し、ハラスメントに関する知識や本学のブランディングの考え方について教職員が共通認識を持つことができた。

一方、学外研修の参加にも積極的に取り組んでいる。具体的には、大学コンソーシアム京都や日本私立大学協会が提供する専門的なテーマの研修会に当該業務を担当する部署の事務職員が参加している。また、日本能率協会が提供するマネジメント・リーダーシップ、業務知識、ビジネススキルなど職員力向上に必要な能力開発も積極的に取り入れている。学外研修の参加者は、報告も研修の一環と捉えて、学外研修で得たことを学内の研修会などで報告している。【資料 4-3-1】

平成 28（2016）年 4 月より運用を開始した職員評価制度については、各職員の目標の達成度を評価する実績評価や等級別の期待行動の発揮度を評価する行動評価を行い、賞与・給与への反映や昇格候補者の選定条件として活用している。また、評価の実施と同時に各自のキャリアを考えるキャリア申告・キャリア面談を組み入れており、人材育成の強化を図っている。【資料 4-3-2】

職員評価制度は、職員人事評価委員会のメンバーにより見直しを行いながらより良い評価制度の構築を進めている。

また、新任評価者のための評価者研修会及び新入職員向けの被評価者研修会も実施している。

[図表 4-3-1] 令和5（2023）年度職員研修体系図

	本 学	大学コンソーシアム 京都	日本私立大学協会	日本能率協会
理事長・総長			関西支部 講演会	
学長・副学長 教授等				
事務局長			相当者研修会 事務局長	
部長・館長 所長・センター長	管理職研修 （課長以上の役職者・教員部長は任意）		部課長相当者研修会 学生生活指導部課長相当者研修会 大学教務部課長相当者研修会 大学総務部課長相当者研修会 就職部課長相当者研修会	管理職コース 専門分野別コース スキル別コース コンセブチュアル・ナレッジ（企画・改革力） ヒューマン・ナレッジ（人間力） テクニカル・ナレッジ（業務知識・遂行力）
事務長・次長	事務職員研修（eラーニング含む）	夏季SD研修		
課長・室長	学内英語講座（eラーニング）	海外危機管理セミナー（予定）		
主幹・主事		SD共同研修プログラム 教職員スキルアップセミナー SDフォーラム	SDゼミナール	
-	新入職員研修		初任者研修会	

<エビデンス集（資料編）・基礎資料>

【資料 4-3-1】専任教職員研修(SD)報告書（2023）

【資料 4-3-2】職員人事評価・処遇制度ガイドブック（2024）

(3) 4-3 の改善・向上方策（将来計画）

- ・SD 研修については、教員の参加率が低いことから、教員が参加しやすいテーマ・形での研修の運営を検討していく。また、管理職をはじめとする階層別研修を積極的に取り入れていく。

4-4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

(1) 4-4 の自己判定

「基準項目 4-4 を満たしている。」

(2) 4-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

ア 快適な研究環境の整備と有効活用

本学の研究を推進・支援する組織として、「学則」第 53 条の 2 に基づき国際言語平和研究所を設置している。同研究所は、個人研究費、学内共同研究費の管理並びに科学研究費助成事業などの事務処理及び機関誌の発行等の研究支援を行っている。

研究環境に関しては、専任教員に対して一人一室の研究室と、学科共同研究室（大学の英米語学科と共有）を設けている。学内の Wi-Fi 環境は整備されており、研究棟に共同コピー室を備えている。

令和 4（2022）年度には、教員のサバティカル研修も整備した。【資料 4-4-1】

イ 研究活動のための外部資金導入の努力

外部資金獲得の活性化のため、学内の競争的研究資金である「学内研究員」、「スタートアップ」の採用や森田基金による「科研費フォローアップ事業」を行っている。【資料 4-4-2】

「学内研究員」は、任期満了後 2 年以内に学内研究員の研究成果をもとに、学内外の競争的研究資金へ申請することを条件としている。「スタートアップ」は、次年度の科学研究費助成事業に研究代表者として申請することを条件としている。【資料 4-4-3】

「科研費フォローアップ事業」は、前年度の科学研究費助成事業の結果が不採択となった場合に、再申請を条件として研究費の一部を助成し、採択を支援する事業である。

また、国際言語平和研究所では、申請書類の確認・訂正などの事務支援も行っている。

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

本学では、学術研究が適正な方法で進められるよう、また社会からの信頼と公正を確保するため、本学の施設・設備を利用して研究活動に従事する者、その他本学内において研究費の運営及び管理に関わるすべての者（以下、「研究者等という。」）が遵守すべき「研究倫理基準」を制定している。

「京都外国語短期大学研究活動における不正行為の防止及び対応等に関する規程」第 3 条において、最高管理責任者を学長として、責任体制を明確にしており、不正行為の防止に関する詳細を定めている。

本学が整備している研究倫理及び研究費の取り扱い等に関する規程は、以下のとおりである。【資料 4-4-4～12】

- ・研究倫理基準
- ・京都外国語短期大学研究活動における不正行為の防止及び対応等に関する規程
- ・京都外国語短期大学公的研究費の不正使用の防止及び対応等に関する規程
- ・京都外国語短期大学人を対象とする研究に関する規程

- ・京都外国語短期大学倫理審査委員会規程
- ・京都外国語短期大学個人研究費規程
- ・京都外国語短期大学個人研究費規程施行細則
- ・京都外国語短期大学公的研究費に関する取扱規程
- ・京都外国語短期大学科学研究費補助金取扱要領

研究倫理教育研修（コンプライアンス研修）は毎年度実施し、本学のすべての研究者等に参加を義務付けており、令和5（2023）年度の受講率は100%であった。

また、内部監査室による監査を毎年度実施しており、不正防止に努めている。

このように、研究倫理に関する規程と責任体制を確立し、規程に基づき厳正に運用している。

4-4-③ 研究活動への資源の配分

研究活動への資源配分については、学術研究や調査活動のために使用することができる個人研究費の使用限度額又は減額する場合の配分額などを「京都外国語短期大学個人研究費規程」第2条・第4条及び「京都外国語短期大学個人研究費規程施行細則」第2条に定めている。【資料4-4-9・10】

特に減額基準については、過去3年間に本学の教育研究業績基準区分にいう、1）著書（翻訳書、教科書・参考書等）、2）論文、3）学位論文、4）総説・解説（書評等）に係る業績がない場合又は当該報告を怠っている場合、次年度の個人研究費は「個人研究費規程」第2条第2項に定める金額の半額（研究費・研究旅費の両方に適用）としている。

学内競争的研究資金は、国際言語平和研究所運営委員会において研究資金ごとに採否及び配分金額を審議し、決定している。

研究活動への物的支援については、4-4-①で述べた研究環境の整備に加え、電子資料購入の強化と契約データベースの見直しを図るために、令和5（2023）年4月から大学図書館コンソーシアム連合（JUSTICE）へ加入している。

研究活動への人的支援については、RA（Research Assistant）制度はないが、研究を遂行する上で補助者が必要となった場合は、研究費から支出してアルバイト等を雇用できるようにしている。

<エビデンス集（資料編）・基礎資料>

【資料4-4-1】京都外国語短期大学サバティカル研修制度に関する規程

【資料4-4-2】ホームページ「学内競争的研究資金による研究」

https://www.kufs.ac.jp/irislp/research_inside.html

【資料4-4-3】学内競争的研究資金募集要項（2024）

【資料4-4-4】研究倫理基準

【資料4-4-5】京都外国語短期大学研究活動における不正行為の防止及び対応等に関する規程

【資料4-4-6】京都外国語短期大学公的研究費の不正使用の防止及び対応等に関する規程

【資料4-4-7】京都外国語短期大学人を対象とする研究に関する規程

- 【資料 4-4-8】 京都外国語短期大学倫理審査委員会規程
- 【資料 4-4-9】 京都外国語短期大学個人研究費規程
- 【資料 4-4-10】 京都外国語短期大学個人研究費規程施行細則
- 【資料 4-4-11】 京都外国語短期大学公的研究費に関する取扱規程
- 【資料 4-4-12】 京都外国語短期大学科学研究費補助金取扱要領

(3) 4-4 の改善・向上方策（将来計画）

- ・「研究環境の満足度アンケート調査」を定期的実施していく。

【基準 4 の自己評価】

学長のリーダーシップを適切に発揮できるよう、補佐体制として副学長、科長を配置している。また、学長の支援組織として、学長室及び総合企画部を設置しており、学長構想の実現や意思決定に必要なデータ提供や分析などを行っている。

教学マネジメントにおいては、三つのポリシーを実現するため、「教学マネジメントの基本方針」を策定し、迅速な意思決定とマネジメントの権限と責任が明確となった教学マネジメントの推進体制を構築している。教授会の組織上の役割も「学則」及び「教授会規程」で明確に定められており、適切に運営している。

法令や教学マネジメントを遂行する上で必要十分な数の教職員を適材適所に配置しており、評価制度により教職員の役割は明確になっている。教職員の資質・能力の組織的な職能開発などについても SD や FD に積極的に取り組んでいる。研究支援体制については、国際言語平和研究所が中心となって研究環境の整備を行っている。研究費に関しては、法令及び規程に基づき適切・厳正な運営・管理を行っている。

上記の理由により、本学は基準 4 「教員・職員」を満たしていると自己評価する。

基準 5. 経営・管理と財務

5-1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

(1) 5-1 の自己判定

「基準項目 5-1 を満たしている。」

(2) 5-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

ア 組織倫理に関する規則に基づいた適切な運営

本学は、「学校法人京都外国語大学寄附行為」及び「学校法人京都外国語大学寄附行為施行細則」において、経営と管理・運営に関する基本的なガバナンスを構築している。【資料 F-1-①・②】

「寄附行為」第 3 条では、運営の基本を「この法人の運営は、私立学校法その他の法令に規定するもののほかこの寄附行為の定めるところによる。」と定めている。第 4 条では目的について、「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、国際的視野に立った有為な人材を育成することを目的とする。」と定めている。これらに基づき、理事長・学長ら役員が法令及び学内諸規程を遵守し、組織としての規律維持を図っている。

また、職員の行動規範を示した「京都外国語短期大学が求める職員像」を策定し、学長による決裁を経て、ホームページで周知している。【資料 5-1-1】

さらに、公益通報者の保護を図るとともに本法人における法令遵守を堅持し、本法人及び短期大学の健全な発展に資するため、「学校法人京都外国語大学公益通報等に関する規程」を制定し、不正行為などの早期発見と是正を図る体制を整えており、積極的に法令遵守に取り組み、誠実性を維持している。【資料 5-1-2】

イ 法令等に基づいた適切な情報の公表

学校教育法施行規則第 172 条の 2 及び関係法令、並びに「学校法人京都外国語大学情報公開規程」に基づき、ホームページ「情報公開」で適切に情報を公開している。【資料 5-1-3・4】

私立学校法第 33 条の 2（寄附行為の備置き及び閲覧）について、「寄附行為」や「寄附行為施行細則」をはじめとする学園の主な諸規程は、「学校法人京都外国語大学規程集」として、すべての専任教職員が「UNIPA」を使って常時閲覧できるようにしている。

私立学校法第 47 条（財産目録等の備付け及び閲覧）及び第 63 条の 2（情報の公表）について、本学では「寄附行為、財産目録、貸借対照表、収支計算書、監査報告書、事業計画書、事業報告書、役員等名簿、役員報酬等の支給基準」を作成し、ホームページ「情報公開（財務情報等）」で公開している。

また、設置認可申請書、設置届出書及び設置計画履行状況報告書もホームページで公開している。【資料 5-1-5】

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

本学園の長期的な基本構想として、令和2（2020）年3月に「学園100年プラン基本構想」を策定し、評議員会の諮問を経て、理事会で承認された。【資料5-1-6・7】

「学園100年プラン基本構想」は、「環境整備基本方針」、「財政・予算編成基本方針」、「教育・研究基本方針」から構成されており、各方針に基づき具体的な中長期計画を策定している。短期大学では、「教育・研究基本方針」に基づき第3期5ヵ年計画（2024-2028）を策定している。【資料5-1-8】

これら、中長期計画、事業計画、事業報告及び予算案などの経営に係る重要事項は、「寄附行為」及び「寄附行為施行細則」に基づき理事会・評議員会で議案・諮問事項として内容の審議をしている。【資料F-10-②】

このように、学園・短期大学の中長期計画を策定し、本学の使命・目的を実現するために継続的に努力している。

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

ア 環境や人権への配慮

照明のLED化や、1号館、4号館など複数の建物に太陽光発電装置を設置し、これにより得られた電力は各建物内で自家消費するなど、消費電力の削減に努めている。

人権に関しては、学長直属の委員会として人権委員会を設置している。【資料5-1-9】

また、人権委員会と連携して活動する人権教育啓発室を設置している。人権教育啓発室は、人権に関する研修などの啓発活動を行い、人権に対する教職員や学生の意識向上を図っている。

ハラスメント対応に関しては、「学校法人京都外国語大学ハラスメントの防止に関する規程」、「京都外国語短期大学ハラスメントに関する規程」、「京都外国語短期大学ハラスメントに関するガイドライン」、「京都外国語短期大学多様な性のあり方に関するガイドライン」に基づき適切に対応している。

学生及び教職員に向けては、ハラスメントの防止・相談に関するリーフレットを作成し、ホームページでも周知している。【資料5-1-10～14】

ハラスメント相談員は、学科から1人及び各部署等から基本1人を選任し、人権教育啓発室と連携して問題解決にあたっている。

その他、「学校法人京都外国語大学就業規則」において、サービスの原則を示す第17条にハラスメントの禁止に関する事項を定めており、教職員の服務規律の遵守を図っている。【資料5-1-15】

イ 学内外に対する危機管理体制の整備とその機能

学生及び教職員等の安全確保のため、「学校法人京都外国語大学危機管理規程」及び「京都外国語短期大学危機管理規程」を整備しており、有事の際に機動的に対応できるよう備えている。【資料5-1-16・17】

また、防火・防災や感染症対応、個人情報セキュリティ管理等の規程も整備しており、「UNIPA」においてすべての専任教職員が常時閲覧できるようにしている。【資料5-1-18～20】

その他、学外の機関とアドバイザー契約を締結し、危機管理の対応にあたっている。

【資料 5-1-21】

<エビデンス集（資料編）・基礎資料>

【資料 5-1-1】 京都外国語短期大学が求める職員像

<https://www.kufs.ac.jp/about/kufs/pdf/shokuin.pdf>

【資料 5-1-2】 学校法人京都外国語大学公益通報等に関する規程

【資料 5-1-3】 学校法人京都外国語大学情報公開規程

【資料 5-1-4】 ホームページ「情報公開」

https://www.kufs.ac.jp/public_information.html

【資料 5-1-5】 ホームページ「設置認可申請書、設置届出書、履行状況報告書」

<https://www.kufs.ac.jp/about/kufs/facilityreports.html>

【資料 5-1-6】 学園 100 年（2020-2050）プラン基本構想

【資料 5-1-7】 令和元（2019）年度第 4 回理事会議事録（3/24）

【資料 5-1-8】 第 3 期 5 ヶ年計画（2024-2028）

【資料 5-1-9】 京都外国語短期大学人権委員会規程

【資料 5-1-10】 学校法人京都外国語大学ハラスメントの防止に関する規程

【資料 5-1-11】 京都外国語短期大学ハラスメントに関する規程

【資料 5-1-12】 京都外国語短期大学ハラスメントに関するガイドライン

【資料 5-1-13】 京都外国語短期大学多様な性のあり方に関するガイドライン

【資料 5-1-14】 ストップハラスメント リーフレット（2024）

【資料 5-1-15】 学校法人京都外国語大学就業規則

【資料 5-1-16】 学校法人京都外国語大学危機管理規程

【資料 5-1-17】 京都外国語短期大学危機管理規程

【資料 5-1-18】 京都外国語短期大学防火・防災管理規程（消防計画）

【資料 5-1-19】 京都外国語短期大学感染症対応マニュアル

【資料 5-1-20】 学校法人京都外国語大学個人情報の保護に関する規程

【資料 5-1-21】 危機管理に関するアドバイザーサービスの内容

【資料 F-1-①】 学校法人京都外国語大学寄附行為

【資料 F-1-②】 学校法人京都外国語大学寄附行為施行細則

【資料 F-10-②】 理事会・常任理事会・評議員会開催状況（2023）

(3) 5-1 の改善・向上方策（将来計画）

・「学園 100 年プラン基本構想」策定時の状況からすると、現在の志願者・入学者減は想定を超えた厳しい環境にある。そこで、募集力強化を喫緊の課題として、引き続き全学を挙げて取り組んでいく。

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 5-2 の自己判定

「基準項目 5-2 を満たしている。」

(2) 5-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

ア 理事会と常任理事会

「寄附行為」第 18 条第 2 項に、「理事会は、学校法人の業務を決し」と明記しており、法人の意思決定は理事会であることを明示している。【資料 F-1-①】

理事会は、「寄附行為施行細則」第 2 条に定める理事会の決定事項について審議し、決定している。また、同規程第 2 条の 2 及び第 2 条の 3 に基づき、理事長、学長へ業務を委任しており、権限と責任を適切に分散している。【資料 F-1-②】

理事会は、予算、補正予算、決算時の開催を原則とし、その他必要に応じて臨時に開催している。令和 5（2023）年度は、6 回（5 月・7 月・9 月・12 月・2 月・3 月）開催した。【資料 F-10-②】

理事会を補佐する体制としては、「寄附行為」第 9 条に基づき常任理事を置き、「寄附行為施行細則」第 19 条により、常任理事会を設置している。

常任理事会は、「寄附行為施行細則」第 20 条第 1 項に規定しているとおり、本法人の日常的、定例的な業務について決定することができる。決定した事項は、直近の理事会において、理事長が書面又は口頭により報告することとしている。また、同条第 3 項に規定しているとおり、理事会の決定事項について緊急を要する場合は、当該事項に係る業務を決定することができる。当該決定した事項は、先決事項として直近の理事会において、議案として提出し、承認を得ることとしている。【資料 F-1-②】

なお、常任理事会は、理事長のほか、学長、高等学校長、専門学校長、常勤理事 2 人の計 6 人で構成している。令和 5（2023）年度は、4 回（5 月・6 月・12 月・3 月）開催した。【資料 F-10-②】

このように、理事会を最終意思決定機関として確立する一方で、常任理事会において日常的、定例的、緊急的な業務について迅速に意思決定ができる体制を整備しており、適切に機能している。

イ 理事の選任及び事業計画の確実な執行

理事の選任については、「寄附行為」第 10 条第 1 項各号及び「寄附行為施行細則」第 2 条第 2 号に基づき、理事会で決定している。【資料 5-2-1】【資料 F-1-①・②】

令和 6（2024）5 月現在、10 人の理事を選任している。理事会は学内理事 6 人と外部の有識者理事 4 人から構成しており、法令及び規程に基づき、適切に選出している。【資料 F-10-①】

理事会への理事の出席状況は適切であり、やむを得ず欠席する場合は予め「意思表示書」を提出し、賛否の意思を表示している。【資料 5-2-2】【資料 F-10-②】

学園の単年度の事業計画については、毎年度 3 月に開催する評議員会に諮問し、理事会に議案として提出している。計画の進捗については、必要に応じて常任理事が理事会で報

告を行っているほか、毎年度5月に開催する理事会・評議員会に事業報告として議案提出及び報告を行っている。【資料 5-2-3～6】

<エビデンス集（資料編）・基礎資料>

- 【資料 5-2-1】 令和 5（2023）年度第 5 回理事会議事録（2/8）
- 【資料 5-2-2】 理事会欠席時の意思表示書（2023）
- 【資料 5-2-3】 令和 5（2023）年度第 3 回評議員会議事録（3/11）
- 【資料 5-2-4】 令和 5（2023）年度第 6 回理事会議事録（3/15）
- 【資料 5-2-5】 令和 5（2023）年度第 1 回評議員会議事録（5/30）
- 【資料 5-2-6】 令和 5（2023）年度第 1 回理事会議事録（5/30）
- 【資料 F-1-①】 学校法人京都外国語大学 寄附行為
- 【資料 F-1-②】 学校法人京都外国語大学 寄附行為施行細則
- 【資料 F-10-①】 学校法人京都外国語大学役員等一覧（2024）
- 【資料 F-10-②】 理事会・常任理事会・評議員会開催状況（2023）

(3) 5-2 の改善・向上方策（将来計画）

- ・私立学校法改正（令和 7 年 4 月 1 日施行）を踏まえて、「寄附行為」を見直して寄附行為変更の認可申請を行う。

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び短期大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び短期大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

(1) 5-3 の自己判定

「基準項目 5-3 を満たしている。」

(2) 5-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-3-① 法人及び短期大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

学長は、本学の最高責任者であるとともに、理事、常任理事、評議員を務めており、法人と短期大学の間で重要な橋渡し役を担うほか、短期大学の教育・研究及び管理・運営に関する意見を代表している。また、副学長、短期大学事務局長等が評議員を務めており、予算案や事業計画などに関して、評議員会において必要な意見を述べるなど、意思決定において法人と短期大学が連携しながら合意形成を図っている。

学長の意思決定を補佐する短期大学の審議機関である執行部会議には、法人部門からは法人事務局長、法人部長、財務部長が出席しており、教育研究等に関する方針や施策について、経営と教学の視点を踏まえたバランスのとれた合意形成・意思決定を行っている。また、教員人事委員会には法人部長が出席しており、法人と教員人事計画を共有し、円滑に実施している。【資料 5-3-1・2】

その他、日常的な業務に関する意思疎通として、理事長と学長の定例会議（会談）や学長定例ミーティングへの法人幹部の出席など、日頃から法人と短期大学は密接に連携して

いる。また、学校法人設置学校事務長連絡会議を通して、高等学校及び専門学校との意思疎通と連携も行っている。

ア 理事長がリーダーシップを発揮できる内部統制環境

「寄附行為」第8条第2項に「理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。」としており、理事長の職務と権限を担保している。また、理事長直轄の内部監査室において法人及び短期大学の業務等を監査しており、内部統制とガバナンスの体制を構築している。

【資料 F-1-①】【資料 5-3-3】

理事長は、理事会・評議員会・常任理事会に毎回出席するとともに、年度初めの教授会において、短期大学を取り巻く環境の変化を踏まえた本学園の方針を示している。【資料 5-3-4】

イ 教職員の提案などをくみ上げる仕組み

学科及び部署からの提案は、教学マネジメントの意思決定プロセスを経て実現できる体制となっている。具体的には、学科に関わる内容は教学マネジメントに関する委員会での協議を経て、執行部会議又は教授会へ諮ることで実現可能となる。また、募集力強化の柱として、令和5（2023）年度からブランディング事業を推進しており、教職員から成るワーキング・グループを立ち上げ、1-2-③で述べたようにブランドビジョンを策定している。

【資料 5-3-5】

5-3-② 法人及び短期大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

ア 法人と短期大学の相互チェック体制

法人による短期大学の業務の適正な執行を監査する機関としては、理事長直轄の内部監査室がある。内部監査室は、「学校法人京都外国語大学内部監査に関する規程」に基づき、実地調査や書面調査などの適切な方法により監査を行い、その結果を理事長に報告している。【資料 5-3-3・6】

内部監査の結果は、内部監査室長が関係する部署等の長に通知する。理事長は、内部監査室長を通じて、又は直接に当該部署等の長に事務改善などの必要な措置をとるよう指導・助言する。

法人業務の適正な執行を自己点検・評価する短期大学の機関としては、点検・評価委員会がある。点検・評価委員会は、本学の内部質保証を推進する機関であり、「京都外国語短期大学自己点検・評価規程」第3条にその対象を「点検・評価を実施する対象は、短期大学及びそれらの附属施設並びに法人とする。」としている。点検・評価委員会は、自己点検・評価結果を毎年度、理事会へ報告しており、内部質保証について課題があれば法人と短期大学が連携して改善する仕組みとなっている。【資料 5-3-7・8】

イ 監事の選任

監事の定数は、「寄附行為」第6条第2号に2人又は3人と規定しており、令和6（2024）年5月現在、常勤監事1人と非常勤監事2人となっている。選任については、「寄附行為」第11条第1項に「理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理

事長が選任する。」と規定しており、この手続きにより適切に選任している。【資料 F-1-①】
【資料 F-10-①】【資料 5-3-9・10】

ウ 監事の職務遂行状況

監事は理事会・評議員会に出席し、意見を述べている。令和 5（2023）年度の理事会・評議員会への監事の出席率は 100%であった。【資料 F-10-②】

監事は、私立学校法第 37 条第 3 項及び「寄附行為」第 17 条第 1 項、並びに「学校法人京都外国語大学監事監査規程」に基づき、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について監査している。監査にあたっては、理事会及び評議員会、その他の重要な会議に出席するほか、理事や関係職員、内部監査室から業務の報告を聴取し、決裁書類等を読覧するなど、必要と思われる監査手続を実施している。監査の結果は、毎年度「監事監査報告書」を作成し、理事会及び評議員会へ報告している。【資料 5-3-11～14】

エ 評議員の選任

評議員の定数は、「寄附行為」第 22 条第 2 項に 17 人以上 25 人以内と規定しており、令和 6（2024）年 5 月 29 日現在、21 人で各選任条項による定数を満たしている。選任については、「寄附行為」第 22 条第 2 項各号に基づき、理事会で決定している。【資料 5-3-15】
【資料 F-1-①】

オ 評議員会の運営

評議員会の諮問事項は、私立学校法第 42 条に基づき「寄附行為」第 27 条に規定しており、予算及び事業計画、事業に関する中期的な計画、借入金、寄附行為の変更などを審議している。また、私立学校法第 46 条に基づき「寄附行為」第 36 条第 2 項に「理事長は、毎会計年度終了後 2 ヶ月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。」としており、規定のとおり運営している。【資料 5-3-16】【資料 F-1-①】

カ 評議員会への出席状況

評議員会は、「学校法人京都外国語大学評議員会運営規程」第 3 条に、「毎年 3 月及び 5 月に開催する。ただし、理事長が必要と認める場合は、臨時に適切な時期に開催することができる。」と規定している。令和 5（2023）年度は、計 3 回（5 月、12 月、3 月）開催した。

評議員会への出席については、実出席のほか、「寄附行為」第 25 条第 7 項に「評議員会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。」としている。令和 5（2023）年度に開催した評議員会の実出席率は 92.4%で、評議員のうち、令和 5（2023）年度に開催した評議員会に 1 度も実出席ができなかった評議員が 1 人いた。【資料 5-3-17】【資料 F-1-①】【資料 F-10-②】

(3) 5-3 の改善・向上方策（将来計画）

・令和 5（2023）年度に開催した評議員会に 1 度も実出席ができなかった評議員は、令和

6（2024）年3月31日付けで任期満了により退任した。令和6（2024）年度の寄附行為認可申請の際には、会議の開催場所以外の場所から出席（オンライン出席）した場合も出席として取り扱えるよう寄附行為を改正するなどして、出席しやすい環境に改善する。

<エビデンス集（資料編）・基礎資料>

- 【資料 5-3-1】 執行部会議構成員一覧（2024）
- 【資料 5-3-2】 教員人事委員会委員一覧表（2024）
- 【資料 5-3-3】 学校法人京都外国語大学内部監査に関する規程
- 【資料 5-3-4】 令和5（2023）年度教授会議事録（4/8）
- 【資料 5-3-5】 ブランディングプロジェクトメンバー（2023）
- 【資料 5-3-6】 内部監査報告書（2023）
- 【資料 5-3-7】 京都外国語短期大学自己点検・評価規程
- 【資料 5-3-8】 令和5（2023）年度第1回理事会議事録（5/30）
- 【資料 5-3-9】 令和5（2023）年度第3回評議員会議事録（3/11）
- 【資料 5-3-10】 令和5（2023）年度第5回理事会議事録（2/8）
- 【資料 5-3-11】 学校法人京都外国語大学監事監査規程
- 【資料 5-3-12】 監事監査報告書（2023）
- 【資料 5-3-13】 令和5（2023）年度第1回評議員会議事録（5/30）
- 【資料 5-3-14】 令和5（2023）年度第1回理事会議事録（5/30）
- 【資料 5-3-15】 令和5（2023）年度第5・6回理事会議事録（2/8・3/15）
- 【資料 5-3-16】 令和5（2023）年度第1・3回評議員会議事録（5/30・3/11）
- 【資料 5-3-17】 学校法人京都外国語大学評議員会運営規程
- 【資料 F-1-①】 学校法人京都外国語大学寄附行為
- 【資料 F-10-①】 学校法人京都外国語大学役員等一覧（2024）
- 【資料 F-10-②】 理事会・常任理事会・評議員会開催状況（2023）

5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 5-4の自己判定

「基準項目5-4を満たしている。」

(2) 5-4の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

「学園100年プラン基本構想」に基づき令和3（2021）年度に策定した「中期財務計画（2021-2025）（2023 修正版）」を学園の中期的な財務運営の指針とし、重点課題を年度計画に落とし込み、財務状況の改善に努めている。【資料 5-4-1】

「中期財務計画」は、決算や予算の確定値を反映させ、毎年度修正を行っている。

また、令和4（2022）年度に策定した中長期施設整備計画「マスタープラン」に基づく施設整備に備え、施設整備引当特定資産を設定し、計画的に組入れ取崩しを行い、健全な財政運営を行っている。【資料5-4-2・3】

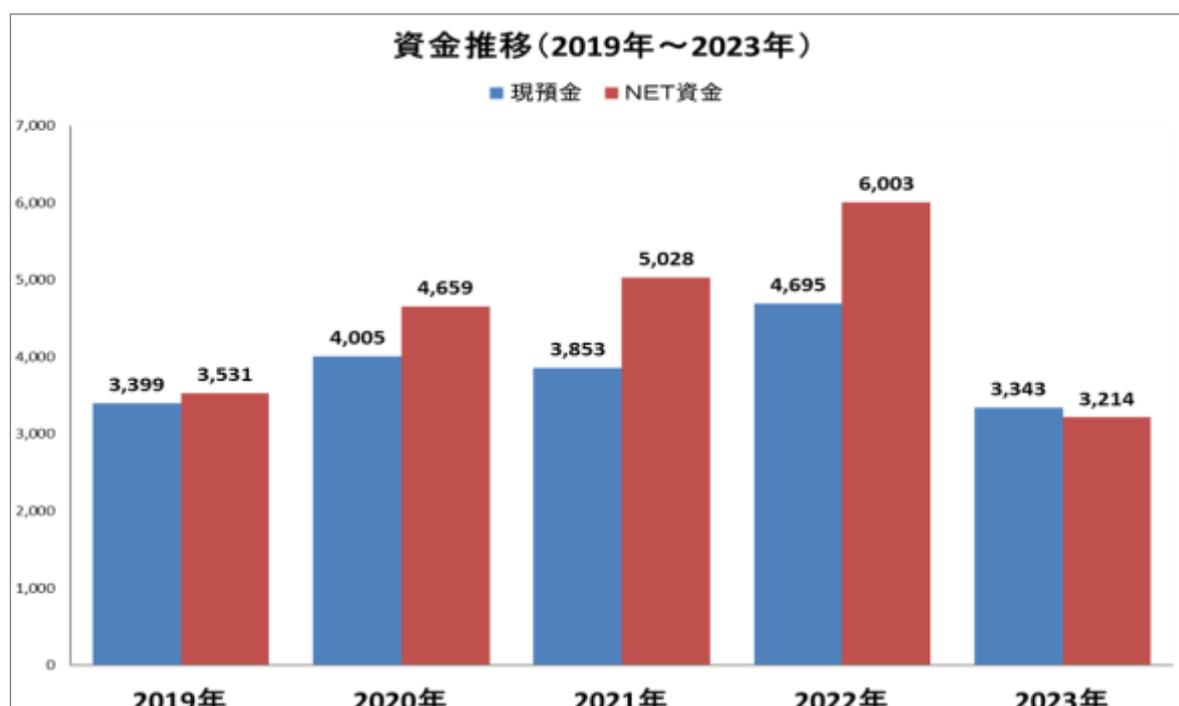
年度予算の策定にあたっては、予算編成方針において収支目標と資金目標を提示しており、本学の使命・目的及び教育目的を実現するべく短期大学の「重点目標・重点事業」との連動を図り、学長・副学長及び短期大学事務局長の意見を交え検討し、予算付けを行っている。【資料5-4-4・5】

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

ア 安定した財務基盤

本学園では、自己資金（NET資金）を重点管理指標（KPI）としており、[図表5-4-1]のとおり令和4（2022）年度にかけて着実に改善してきた。令和5（2023）年度に大きく減少したが、これは京都外大西高等学校新校舎・体育館改築工事及び大学留学生宿舍取得など約29億円の資金を計画通り充当したためであり、中期財務計画をベースとした運営により安定した財務基盤を保っている。

[図表5-4-1] 自己資金の推移（過去5年間）



(単位：百万円)

イ 収入と支出のバランス

収入の安定的な確保と支出の抑制を図りつつ、教育研究活動と教育環境の持続的な充実を目指すことを予算編成の基本的な考え方としている。予算編成方針説明会では、収支・資金目標を教職員へ周知している。予算編成は、当年度事業活動収入で事業活動支出を賄い、収支バランスのとれた予算編成、執行に取り組んでいる。また、学生数・志願者の減

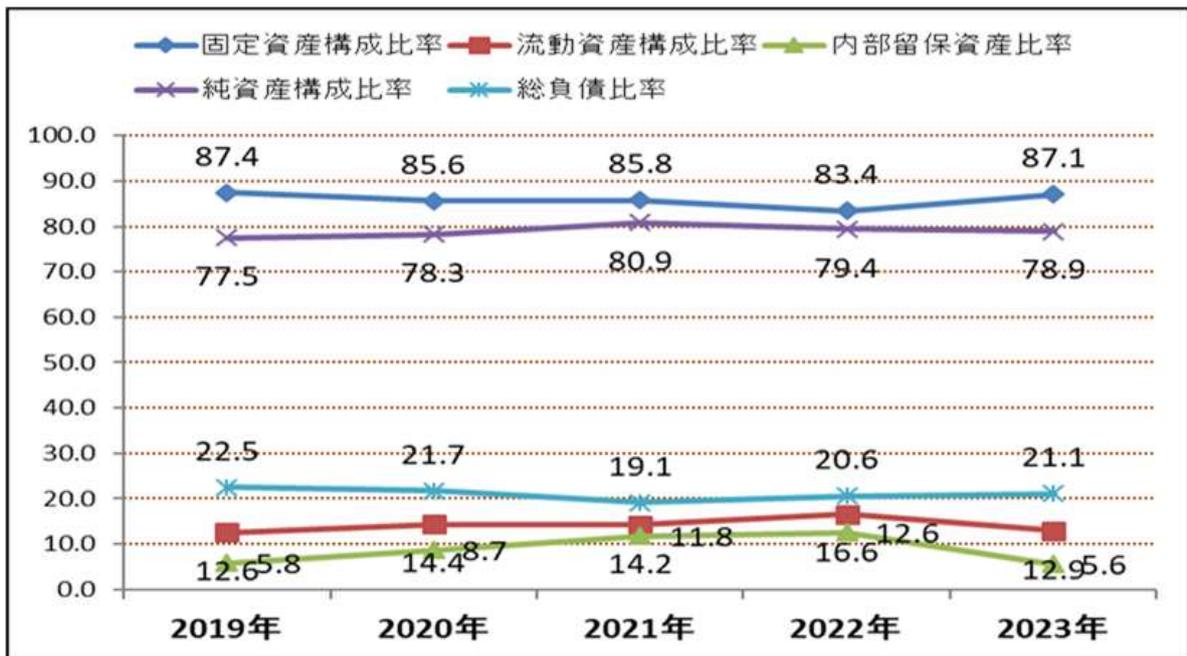
少やエネルギーコストをはじめとした諸物価の高騰も織り込み、必要性及び過去の支出実績も踏まえて支出抑制を図っている。

決算においても、[図表 5-4-2・3] のとおり、法人として每期安定的に事業収支黒字が継続していたが、令和 5（2023）年度は前述のとおり施設設備への投資を行ったため赤字となった。単年要因があるものの、各種財務指標も中期的には改善傾向にあることから適切な収支バランスが保たれている。

[図表 5-4-2] 事業活動収支 重点管理指標の推移（過去 5 年間）



[図表 5-4-3] 貸借対照表 重点管理指標の推移（過去 5 年間）



ウ 外部資金導入の努力

外部資金の導入については、私立大学等経常費補助金（教育の質に係る客観的指標）の増減率の向上、科学研究費助成事業及び寄付金の獲得に取り組んでいる。

[図表 5-4-4] 寄付金・補助金の実績推移（過去5年間）

	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
寄付金収入	32,434	188,673	49,006	83,019	49,905
補助金収入	807,066	1,036,336	1,189,154	1,426,377	1,761,758

（単位：千円）

経常費補助金（教育の質に係る客観的指標）は、令和5（2023）年度は増減率プラス2%（前年度マイナス2%）であった。令和6（2024）年度も増減率の維持・向上を目標としており、取り組みを強化している。

科学研究費助成事業は、令和5（2023）年度については3件の申請を行ったが、採択はなかった。

寄付金募集は、平成23（2011）年度から恒常的に募集活動を行っており、令和3（2021）年度より学園創立75周年記念募金の募集を開始し、令和5（2023）年度の募金受入金額は、法人より4,398万円、個人より546万円となっている。

<エビデンス集（資料編）・基礎資料>

【資料 5-4-1】中期財務計画（2021-2025）（2023 修正版）

【資料 5-4-2】中長期施設整備計画「マスタープラン」

【資料 5-4-3】学校法人京都外国語大学施設整備引当特定資産取扱内規

【資料 5-4-4】予算編成方針（2024）

【資料 5-4-5】当初予算書（2024）

(3) 5-4 の改善・向上方策（将来計画）

- ・各設置学校の中期財務課題と対策についての検討を継続し、決算実績に基づき「中期財務計画」の修正を図ることで本学の使命・目的及び教育目的の実現を目指す。

5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 5-5 の自己判定

「基準項目 5-5 を満たしている。」

(2) 5-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-5-① 会計処理の適正な実施

会計処理については、学校法人会計基準及び「学校法人京都外国語大学経理規程」、「学

校法人京都外国語大学経理規程実施細則」、「学校法人京都外国語大学固定資産及び物品管理規程」、「学校法人京都外国語大学固定資産及び物品調達規程」、「学校法人京都外国語大学資金運用規程」等に基づき、適正に実施している。【資料 5-5-1～5】

会計処理方法について疑義がある場合は、監査法人の公認会計士や顧問税理士へ適宜照会し、指導・助言を受けることで会計処理の裏付けを担保しており、処理後についても会計監査にて検証を受けている。

なお、予算変更が生じる場合は「寄附行為」第 35 条第 1 項に従い、3 月期に補正予算を編成し、評議員会への諮問を経て理事会で承認している。【資料 5-5-6・7】

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

会計監査は、監査法人による外部監査、監事監査、内部監査室による内部監査人監査といった体制を敷いている。監査法人による監査は、私立学校振興助成法に基づき、経理上遺漏のないように万全を期している。毎年の監査は、監査法人が理事長に提示する「監査計画概要書」に従い、概ね 10 月の実地監査に始まり翌年の 4 月から 5 月の間に決算書、部門別計算書が確定するまで、延べ約 599 時間にわたって実施している。具体的には①内部統制の検証、②確認、③実査、④計算書類項目、⑤固定資産監査などである。監査結果については、「監査結果概要書」として監査報告会にて理事長及び監事に報告するとともに、定期的に意見交換をしている。【資料 5-5-8・9】

監事は、理事会及び評議員会への出席に加え、理事長をはじめ各理事との個別ヒアリングを通じ本学園の業務について聴取し、業務執行状況の把握に努めている。また、「寄附行為」第 17 条第 4 号の規定に基づき、当該年度の監査結果を踏まえ、監事会での検討及び協議を経た上で、毎会計年度、「監事監査報告書」を作成し、評議員会及び理事会へ報告している。【資料 5-5-10】

内部監査室は、平成 20（2008）年度に理事長の直轄組織として設置した。内部監査室の業務を適正に行い、また効率的に学園・短期大学の業務改善を図れるよう、監事及び監査法人との意見交換を行うなど連携して自主的・自立的に内部監査を実施している。内部監査の結果は、「内部監査報告書」として理事長へ報告するとともに、年度末には内部監査報告会を開催している。【資料 5-5-11】

<エビデンス集（資料編）・基礎資料>

【資料 5-5-1】 学校法人京都外国語大学経理規程

【資料 5-5-2】 学校法人京都外国語大学経理規程実施細則

【資料 5-5-3】 学校法人京都外国語大学固定資産及び物品管理規程

【資料 5-5-4】 学校法人京都外国語大学固定資産及び物品調達規程

【資料 5-5-5】 学校法人京都外国語大学資金運用規程

【資料 5-5-6】 令和 5（2023）年度第 3 回評議員会議事録（3/11）

【資料 5-5-7】 令和 5（2023）年度第 6 回理事会議事録（3/15）

【資料 5-5-8】 独立監査人の監査計画概要書（2023）

【資料 5-5-9】 独立監査人の監査結果概要書（2023）

【資料 5-5-10】 監事監査報告書（2023）

【資料 5-5-11】 内部監査報告書（2023）

(3) 5-5 の改善・向上方策（将来計画）

- ・令和 4（2022）年 4 月より三様監査を実施しており、引き続き監査法人、監事、内部監査室の連携を図り厳正な会計監査の実施体制を持続していく。また、日々の会計処理も三者の指導・助言に基づき、適正な会計処理を行っていく。

【基準 5 の自己評価】

本学は、私立学校法、「寄附行為」、「寄附行為施行細則」に基づき理事会及び評議員会を適切に運営しており、組織倫理に基づく経営の規律と誠実な管理・運営を行う基本的なガバナンスを構築している。

また、本学の使命・目的の実現に向けて、「学園 100 年プラン基本構想」及び「第 3 期 5 ヶ年計画（2024-2028）」に基づく事業計画を実施している。安全・安心な短期大学の運営については、本学を取り巻く国内外のリスクに迅速に対応できる体制を整備するとともに、人権への配慮についても本学独自のガイドラインを策定し、人権教育啓発室を中心に適切に対応している。管理運営の円滑化と相互チェックについては、短期大学の最高責任者である学長が理事、常任理事、評議員を務めており、法人と短期大学の間で重要な橋渡し役を担うほか、教育研究等に関する意見を代表している。また、副学長、短期大学事務局長等が評議員を務めており、予算案や事業計画などに関し、評議員会において必要な意見を述べるなど、意思決定において法人と短期大学が連携しながら合意形成を行っている。

一方、理事長直轄の内部監査室等により、法人及び短期大学の業務等が適正に行われているか監査しており、理事長による内部統制のガバナンスが機能している。

財務運営は、「学園 100 年プラン基本構想」に基づく「中期財務計画（2021-2025）（2023 修正版）」を学園の中期的な財務運営の指針として適切な運営を行い、各年度の基本金組入前当年度収支差額及び翌年度繰越支払資金は、概ね予定通りに推移している。予算編成は、適切な収支バランスの確保を基本的な考え方とし、適切な予算執行や外部資金の獲得などに積極的に取り組んでいる。予算編成方針では、経常費収支差額の黒字を目標としている。

会計処理は、学校法人会計基準及び経理に関する規程等に基づき適切に処理しており、三様監査により精緻な会計監査の体制を構築している。

上記の理由により、本学は基準 5「経営・管理と財務」を満たしていると自己評価する。

基準 6. 内部質保証

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

(1) 6-1 の自己判定

「基準項目 6-1 を満たしている。」

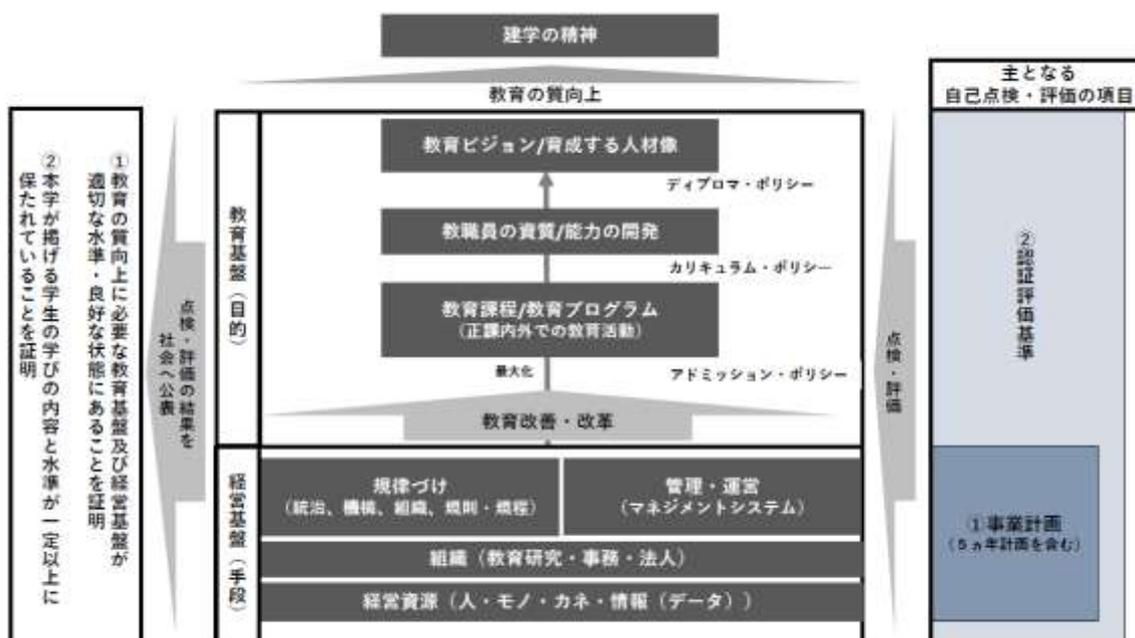
(2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

ア 内部質保証についての基本的な考え方

本学の内部質保証は、教育、研究、社会貢献及び管理運営を対象としている。特に本学は教育型の短期大学であることから、教育の質を重視している。本学では、教育の質を向上させるためには、[図表 6-1-1] のように盤石な経営基盤と三つのポリシーを実現するための教育基盤の両方が不可欠であると考え。盤石な経営基盤とは、人的・物的資源を整備・活用して効果的に組織を運用しながら、成果を最大化するために有効な規律付けや管理・運営（マネジメント）を行う基盤が整備され、機能していることである。三つのポリシーを実現するための教育基盤とは、社会の変化や産業界のニーズを踏まえた教育ビジョンや育成する人材像を掲げ、その実現のために効果的な教育課程や教育プログラムを組織的・体系的に編成し、教職員の資質や能力の開発を積極的に行う基盤が整備され、機能していることである。

本学は、自律的・恒常的な自己点検・評価によって、教育と経営の基盤が良好な状態にあり、学生の学びの内容と水準が一定以上に保たれていることを社会へ公表することで本学の質を保証している。

[図表 6-1-1] 教育の質を重視した内部質保証の考え方（概念図）



イ 内部質保証に関する全学的な方針及び規程

このような考え方に基づき、本学は令和3（2021）年度に「京都外国語短期大学内部質保証に関する方針」を制定した。【資料 6-1-1】

同方針では、本学の内部質保証は「大学全体レベル」、「教育課程レベル」、「授業科目レベル」で毎年度、自己点検・評価を行い、その結果を踏まえて事業計画又は中期計画を策定し、教学と経営が一体となって恒常的に教育改善・改革に取り組むとしている。

教育の質に関しては、令和4（2022）年度にアセスメント・ポリシーを策定し、三つのポリシーの達成状況、学生の学修成果及び本学の教育効果について、多様な尺度・指標や測定方法に基づいて点検・評価を行えるようにしている。【資料 6-1-2】

その他、内部質保証に係る全学的な方針及び規程として、「京都外国語短期大学教学マネジメントの基本方針」、「京都外国語短期大学ガバナンス・コード」、「京都外国語短期大学自己点検・評価規程」を定めている。【資料 6-1-3～5】

これらの方針及び規程は、ホームページ「内部質保証」で学内外へ周知している。【資料 6-1-6】

ウ 内部質保証の推進・責任体制

本学は、日常の教学マネジメントの中で質保証を行うことで PDCA サイクルの実質化を図っている。また、理事会、評議員会、監事、内部監査室及び法人の事務組織も含めて質保証を推進している。これらのことから、本学は [図表 6-1-2] のような内部質保証の推進体制を構築している。

[図表 6-1-2] 内部質保証の推進体制



大学全体レベル

内部質保証及び自己点検・評価に関する推進機関として点検・評価委員会を設置している。点検・評価委員会は、その役割の中心として自己点検・評価を企画・運営し、「全学的自己点検・評価」を実施する。自己点検・評価の対象は、短期大学及びその附属施設並びに法人とする。点検・評価の結果、課題があれば関係組織と連携しながら改善の取組を推進する。そのため、点検・評価委員会は内部質保証を推進する上で重要な役割を担う短期大学と法人の管理者等で構成されている。点検・評価委員会の審議事項は、「点検・評価委員会規程」第3条に定めており、短期大学の意思決定者である学長の指示・命令の下、学長から負託された副学長が委員長として内部質保証を推進する責任体制となっている。【資料 6-1-7】

教育課程レベル

教学マネジメントに関する委員会が推進主体となり、三つのポリシーの達成状況、学生の学修成果及び本学の教育効果などについて、「学科自己点検・評価」を実施する。点検・評価の結果、課題があれば学科が中心となって改善の取組を推進する。教学マネジメントに関する委員会は、大学と合同で開催しているため委員長は学部長が務めているが、副委員長は短大科長が務めており、責任体制を明確にしている。構成員は、キャリア英語科の教育課程の質保証を推進する上で重要な役割を担う学科の専任教員のほか、教育支援部、学生支援部、国際部、キャリア支援部、入試広報部、学長室、総合企画部の所属長及び事務職員で構成されている。【資料 6-1-8】

授業科目レベル

授業科目を担当する教員が、授業アンケート結果、シラバス点検結果、学修成果、FD研修会で得た教育改善の知識・スキルなどを踏まえて次年度のシラバス及び学修指導の改善を行っている。

また、内部質保証を支援する組織として、以下の組織がその役割を担っている。

学長室（自己点検・評価業務）・総合企画部（IR業務、企画・連携推進業務）

学長室は、円滑で有効な自己点検・評価を実施できるよう支援している。総合企画部は、アセスメント・ポリシーに基づく学修成果を提供し、エビデンスに基づいた自己点検・評価の実施を支援している。また、自己点検・評価の結果を踏まえた重要課題について改善・改革を推進するため、事業計画又は中期計画の策定・推進の支援を行っている。

FD委員会

学生による授業アンケートや学修成果の結果を参考に、本学の教育活動の質向上と発展を図るため、全学のFD研修を企画・実施している。また、学生による授業アンケートを企画・実施し、その結果を各教員へフィードバックして授業改善を促進している。

SD委員会

職員の職務や職責の遂行に必要な知識・技能を修得させ、その能力や資質等の向上によ

り短期大学の発展に資することを目的として、計画的・体系的に職員研修を実施している。
なお、職員には法人を含む事務職員のほか、教員及び学長等の執行部を含む。

<エビデンス集（資料編）・基礎資料>

【資料 6-1-1】 京都外国語短期大学内部質保証に関する方針

【資料 6-1-2】 京都外国語短期大学アセスメント・ポリシー

【資料 6-1-3】 京都外国語短期大学教学マネジメントの基本方針

【資料 6-1-4】 京都外国語短期大学ガバナンス・コード

【資料 6-1-5】 京都外国語短期大学自己点検・評価規程

【資料 6-1-6】 ホームページ「内部質保証」

<https://www.kufs.ac.jp/about/evaluation/evaluation.html>

【資料 6-1-7】 京都外国語短期大学点検・評価委員会規程

【資料 6-1-8】 京都外国語短期大学教学マネジメントに関する委員会規程

(3) 6-1 の改善・向上方策（将来計画）

- ・令和 6（2024）年度から開始している新カリキュラムに即したアセスメント・ポリシーを令和 6（2024）年度中に策定し、ホームページで公表する。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

(1) 6-2 の自己判定

「基準項目 6-2 を満たしている。」

(2) 6-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

A 自己点検・評価の実施方法

本学では、点検・評価の実施及びその結果を公表することを「学則」第 2 条に定めている。自己点検・評価の項目は、「内部質保証に関する方針」1-(5)及び「自己点検・評価規程」第 4 条に以下のとおり定めている。

点検・評価の主たる項目

- ① 5 ヶ年計画を含む事業計画
- ② 本学が評価を受けようとする認証評価機関が定める項目を準用

点検・評価の従たる項目

- ① アセスメント・ポリシーに基づく学修成果
- ② シラバス
- ③ ガバナンス・コード

④入学者選抜（令和6年度から）

自己点検・評価の実施方法は、「内部質保証に関する方針」1-(6)及び「自己点検・評価規程」第5条に定めており、短期大学の質を点検・評価する「全学的自己点検・評価」と教育の質を点検・評価する「学科自己点検・評価」に区分して、エビデンスに基づき適切な把握と分析を行い、信頼度の高い自己点検・評価を行っている。

「全学的自己点検・評価」の実施に際しては、実施要項を作成し、説明会を開催して学内の理解を深めている。【資料6-2-1】

さらに、「内部質保証に関する方針」1-(6)-ウ及び「自己点検・評価規程」第8条に基づき、自己点検・評価の結果について、毎年度、外部評価を実施している。

このように、自己点検・評価の項目及び実施方法を確立し、自主的・自律的な自己点検・評価を実施する仕組みを整備している。

イ 定期的な自己点検・評価の実施

本学の自己点検・評価の周期は、「内部質保証に関する方針」1-(3)及び「自己点検・評価規程」第5条第3項に毎年度実施すると定めており、令和4（2022）年度以降、方針及び規程に則って実施している。

令和5（2023）年度に実施した自己点検・評価の点検項目は、以下のとおりである。

「全学的自己点検・評価」（短期大学の質を点検・評価）

- ・2022 事業計画【資料6-2-2】
- ・2022 認証評価機関（日本高等教育評価機構）が定める基準1～6【資料6-2-3】
- ・2023 ガバナンス・コードの遵守状況【資料6-2-4】

「学科自己点検・評価」（教育の質を点検・評価）

- ・2022 学修成果【資料6-2-5】
- ・2023 カリキュラム・マップ【資料6-2-6】
- ・2023 シラバス点検結果【資料6-2-7】
- ・2022 各種アンケート結果【資料6-2-8】

平成25（2013）年度から令和2（2020）年度までは5ヵ年計画を点検項目としており、5ヵ年計画評価委員会が、毎年度、自己点検・評価を行ってきた。5ヵ年計画評価委員会は、令和3（2021）年度に現在の点検・評価委員会へ統合したことで、5ヵ年計画だけでなく全学的な自己点検・評価を実施する体制へと変更している。

ウ 自己点検・評価結果の外部評価

「全学的自己点検・評価」については、産業界を含めた3人の外部評価委員による外部評価を受けている。【資料6-2-9】

エ 自己点検・評価結果の学内共有と社会への公表

「全学的自己点検・評価」の結果は、科長及び部署長へ通知するとともに、「点検・評価委員会規程」第7条に基づき、執行部会議、教授会及び理事会へ報告している。【資料 6-2-10・11】

また、ホームページ「内部質保証」でも以下を公開している。【資料 6-2-12】

- ①自己点検・評価報告書
- ②事業報告書
- ③学修成果（IR サイト）
- ④ガバナンス・コード遵守状況
- ⑤外部評価委員による評価結果
- ⑥自己点検・評価結果の課題対応
- ⑦認証評価結果

「学科自己点検・評価」の結果は、教学マネジメントに関する委員会へ出席している科長又は学科教員を通じて学科に共有している。【資料 6-2-13】

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

総合企画部企画課に IR 推進担当を配置している。IR の機能としては、アセスメント・ポリシーに基づく学修成果の可視化をはじめ、教育改革・改善に資するデータの集計・分析、各種学生アンケートの実施、入試選抜方法の妥当性の検証など、教学 IR を中心としている。また、学長等の求めにより、一部企画戦略に資する分析も行っている。【資料 6-2-14】

令和 4（2022）年度に IR サイトを開設して学修成果を積極的に学内外へ公開していることは、教学 IR の活用を大きく前進させるものであった。【資料 6-2-15】

<エビデンス集（資料編）・基礎資料>

- 【資料 6-2-1】全学的自己点検・評価の実施要項（2023）
- 【資料 6-2-2】事業報告書（2022）, P29-P45
- 【資料 6-2-3】京都外国語短期大学自己点検評価報告書（2022）
- 【資料 6-2-4】ガバナンス・コードの遵守状況（2023）
- 【資料 6-2-5】学修成果点検報告書（2022）
- 【資料 6-2-6】カリキュラム・マップ（2023）
- 【資料 6-2-7】シラバス点検結果（2023）
- 【資料 6-2-8】学生アンケート結果の総括と課題対応リスト（2022 課題への対応）
- 【資料 6-2-9】外部評価委員委嘱依頼状・承諾書（2024）
- 【資料 6-2-10】令和 5（2023）年度執行部会議記録（10/4）
- 【資料 6-2-11】令和 5（2023）年度教授会議事録（10/26）
- 【資料 6-2-12】ホームページ「内部質保証」（PDCA サイクル）

<https://www.kufs.ac.jp/about/evaluation/evaluation.html>

【資料 6-2-13】令和 5（2023）年度第 5 回教学マネジメントに関する委員会議事録（9/14）

【資料 6-2-14】IR 活動報告書（2023）

【資料 6-2-15】ホームページ「IR サイト」

<https://sites.google.com/kufs.ac.jp/kufs-assessment/%E3%83%9B%E3%83%BC%E3%83%A0>

(3) 6-2 の改善・向上方策（将来計画）

- ・令和 6（2024）年度から開始する新カリキュラムにおける学修成果を可視化し、ホームページで公開する。

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学科、専攻課程等と短期大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

(1) 6-3 の自己判定

「基準項目 6-3 を満たしている。」

(2) 6-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

ア 三つのポリシーを起点とした内部質保証と教育改善

本学は、三つのポリシーを達成する手段として、規律付けや管理・運営といったガバナンスを構築し、5 年計画を反映した事業計画を中心とする PDCA サイクルを回すことで教育改革・改善に取り組んでいる。

そして、短期大学の質及び教育の質保証を全学で展開するため、令和 4（2022）年度より「大学全体レベル」、「教育課程レベル」、「授業科目レベル」において内部質保証を推進する仕組みを構築し、毎年度、「全学的自己点検評価」（短期大学の質を点検・評価）と「学科自己点検・評価」（教育の質を点検・評価）を行っている。

教育の質については、令和 4（2022）年度にアセスメント・ポリシーを策定し、三つのポリシーの達成状況、学生の学修成果及び本学の教育効果について、多様な尺度・指標や測定方法に基づいて点検・評価を行っている。また、毎年度・毎学期に授業アンケートを実施し、その結果を担当教員及び受講生へフィードバックすることで授業の改善に役立っている。特に、一定の基準（授業満足度の指標）を満たしていない場合は、学長より当該教員へ直接、授業改善の指示を行っている。さらに、3 期連続で一定の基準を満たしていない場合は、授業改善計画書を学長へ提出する仕組みとなっている。

これらを踏まえた本学の内部質保証のための PDCA サイクルは、[図表 6-3-1] のとおりである。

[図表 6-3-1] 教育の質を重視した内部質保証の仕組み (PDAC サイクル)

	Plan	Do	Check	Action
大学全体レベル	執行部会議		点検・評価委員会	
	大学の使命・目的・三つのポリシー 内部質保証に関する方針 教学マネジメントの基本方針 5 年計画を反映した事業計画 (学園100年プラン基本構想) (中期財務計画) (マスタープラン)	実施	全学的自己点検評価 ・事業計画 (5 年計画含む) ・認証評価基準 ・ガバナンス・コード	課題対応リスト ・通常業務で改善 ・事業計画へ反映して改善
教育課程レベル	教学マネジメントに関する委員会			
	学部学科の使命・目的・三つのポリシー アセスメント・ポリシー 学科の事業計画	実施	学科別自己点検評価 ・学修成果 ・カリキュラム・マップ ・シラバス ・各種アンケート結果	課題対応リスト ・通常業務で改善 ・事業計画へ反映して改善
授業科目レベル	授業担当教員			
	シラバス	授業	授業アンケート	シラバス改善 授業改善 (授業満足度評価3.0未満は学長より改善指導)

なお、学生の学びの内容と水準が一定以上に保たれていることを社会へ公表することは、本学の質を保証するために必要不可欠なことであるため、アセスメント・ポリシーに基づく学修成果をホームページ「内部質保証」で公開している。

本学ではこのように三つのポリシーを起点とした内部質保証を推進しており、自己点検・評価結果を踏まえ、教学マネジメントに関する委員会及び点検・評価委員会で課題対応方法を検討した上で、執行部会議で審議している。なお、本学では自己点検・評価結果の課題は、「通常業務において対応」もしくは「事業計画に反映」の2種類に分けて改善に取り組んでいる。「事業計画に反映」の課題は、次年度の事業計画を立案する際、活用している。

【資料 6-3-1・2】

イ 自己点検・評価、認証評価及び設置計画履行状況等調査などの結果を踏まえた中長期的な計画に基づく内部質保証の仕組みとその機能

自己点検・評価結果を踏まえた第3期5 年計画 (2024-2028)

令和 4 (2022) 年度の全学的自己点検・評価 (事業計画) の結果から、募集力の強化が喫緊の重要課題であることが明らかになった。そこで、抜本的に改革するため、大学のブランディング戦略に基づいた募集広報活動を行えるよう第3期5 年計画 (2024-2028) の4 つの活動指針の一つに「ブランドビジョンの浸透と活動」を掲げた。【資料 6-3-3】

認証評価結果の課題改善

本学は、平成 22 (2010) 年度、平成 29 (2017) 年度に (財) 短期大学基準協会による認証評価を受審し、いずれも評価基準を満たしていると認定された。直近の平成 29 (2017) 年度の認証評価では、「特に優れた試みと評価できる事項」が3 つ、「向上・充実のための課題」は2 つ、「早急に改善を要すると判断される事項」はなかった。

「向上・充実のための課題」については、以下のように対応し、改善している。

[図表 6-3-2] 前回認証評価結果の改善状況

	課題内容	対応・改善
①	シラバスについて、評価基準に「出席 (attendance)」等の表記を含む科目の改善や、学生に分かりやすい表記に統一するなどの改善が望まれる。	シラバス作成要領の評価基準の記入方法について、以下の事項を明記するよう改善した。【資料 6-3-4】 <ul style="list-style-type: none"> ・出席点を加点することは望ましくないことを明記。 ・テーマや課題に対する興味や関心、積極的な授業への参加度に関する項目が到達目標に設定されている場合は、それを評価するための具体的な方法を提示することを明記。 なお、シラバス点検時には「成績評価基準・方法は到達目標に対応し、明確で適切なものであるか」を点検項目として設定しており、全シラバスを点検し、不備がないことを毎年度、確認している。
②	学校法人全体では、防火、防災訓練は実施されているが、夜間に開校している短期大学の学生の参加が望まれる。	令和 5 (2023) 年度は下記のとおり防火・防災訓練 (講義) を開催し、短期大学の学生団体である英志会に所属する学生が代表として参加した。なお、短期大学の授業は 15 時 40 分から始まることから、短大生が参加しやすいタイムスケジュールを設定した。 [防火・防災訓練 (講義)] 日 時：令和 5 (2023) 年 12 月 19 日 (火) ①14:00~15:00 ②15:15~16:15 場 所：11 号館 2 階 会議室 対象者：教職員 (管理職者・管理職者以外)、学生 内 容：京都市消防局右京消防署消防課による講義

設置計画履行状況等調査結果の課題改善

該当する調査結果なし。

<エビデンス集 (資料編) ・基礎資料>

【資料 6-3-1】自己点検評価結果を踏まえた課題対応について

【資料 6-3-2】令和 5 (2023) 年度執行部会議記録 (10/4)

【資料 6-3-3】第 3 期 5 ヶ年計画 (2024-2028)

【資料 6-3-4】シラバス作成要領 (2024)

(3) 6-3 の改善・向上方策（将来計画）

- ・学修成果についての自己点検・評価及び活用を充実させるため、令和6（2024）年度より「学科自己点検・評価」に対して新たに外部評価委員による外部評価を実施する予定である。

【基準6の自己評価】

本学は、内部質保証に関する全学的な方針として、「内部質保証に関する方針」、「教学マネジメントの基本方針」、「アセスメント・ポリシー」を定めている。これらの方針に則り、内部質保証の最終責任者である学長の指示・命令の下、大学全体レベルでは副学長を中心とした点検・評価委員会、教育課程レベルでは教学マネジメントに関する委員会が内部質保証を推進しており、責任体制を明らかにした恒常的な体制を整備している。

自己点検・評価は、「全学的自己点検・評価」と「学科自己点検・評価」に区分し、エビデンスに基づく適切な実態把握と分析を行い、信頼度の高い点検・評価を実施要領に基づき、毎年度実施している。自己点検・評価結果は教授会等で報告し、学内での共有はもちろんのこと、ホームページで広く社会に公表している。エビデンスに基づく自己点検・評価を行うには IR データの活用が不可欠であるため、IR 推進担当を総合企画部企画課に配置している。また、IR サイトを開設して学修成果などのデータを全専任教職員が共有できるようにしている。

本学では、自己点検・評価結果を踏まえた第3期5ヵ年計画（2024-2028）を策定し、認証評価（日本高等教育評価機構）の結果にも着実に対応している。また、5ヵ年計画は、単年度の事業計画へ反映させて内部質保証のPDCA サイクルを機能させる仕組みとなっている。

上記の理由により、本学は基準6「内部質保証」を満たしていると自己評価する。

IV. 短期大学が独自に設定した基準による自己評価

基準 A. 正課外学習支援活動

A-1. 学習支援サービス

A-1-① 理念と運営体制の整備

A-1-② 語学を中心とした正課外学習支援の充実

A-1-③ 学生の主体的な活動支援

A-1-④ 語学を中心とした地域連携・社会貢献

(1) A-1 の自己判定

「基準項目 A-1 を満たしている。」

(2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-1-① 理念と運営体制の整備

正課外学習支援は、ランゲージセンターを中心として教職学（教員・職員・学生）がそれぞれの力を発揮し行っている。教職学をつなぐ理念として、ランゲージセンターでは、[図表 A-1-1] のとおり MVV（Mission、Vision、Value）を策定し、全体研修や業務別研修などで浸透を図っている。

立場もアプローチも違う教職学をつなぐ指標となる MVV を浸透させることで、三者のエンゲージメントを高め、あるべき姿を常に確認できるようにしている。

[図表 A-1-1] ランゲージセンターの MVV

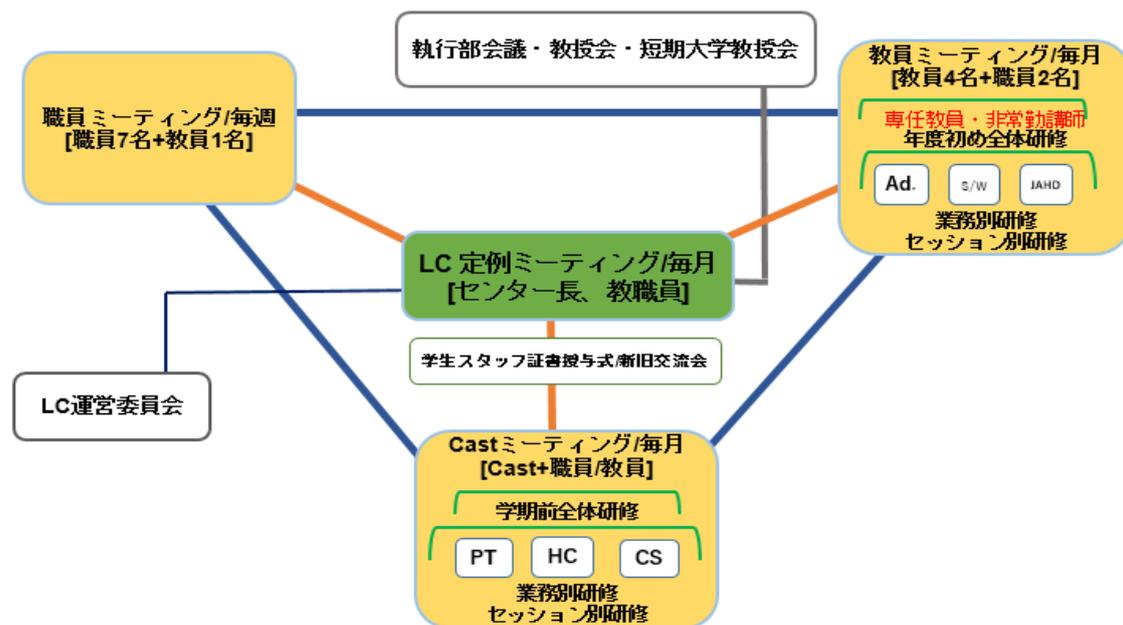
ミッション (ランゲージセンター存在の意義)	建学の精神「PAX MUNDI PER LINGUAS-言語を通して世界の平和を-」の下、語学を通して学生への学習支援と地域社会への貢献を行う
ビジョン (5年後にランゲージセンターがなっていたい姿)	学習コミュニティのハブとなり、本学に集うすべての人に響く多様なはたらきを用意する
バリュー (今もこれからもランゲージセンターが大切にしている価値)	①つなげる：さまざまなヒト・コト・モノをつなげ、それぞれの持つ力を発揮できる場をつくる ②こえる：差異に喜びを見だし、自らや周囲を豊かにする ③うみだす：新たなものをうみだすべく挑戦を続ける ④たのしむ：つなげる・こえる・うみだす、そのすべての過程と結果を楽しむ

運営体制としては、正課外での外国語を中心とした学習支援施設としてランゲージセンターを設置し、同センターは、その活動拠点として外国語自律学習支援室 NINJA (Navigating an Independent Non-stop Journey to Autonomy) (以下、「NINJA」という。)を運用している。【資料 A-1-1】

NINJA は、主に「教員による支援」と「学生による支援(学び合い)」で成り立っている。ランゲージセンターの運営やNINJAの有効活用については、ランゲージセンター定例ミーティングにおいて学生スタッフからの日頃の意見なども踏まえながら教職協働で協議・審議し、各種活動においては運営委員と連携、短期大学全体で審議・報告すべきことは、執行部会議、教授会でやっている。【資料 A-1-2】

ランゲージセンターの運営に関する教職学の連携は、[図表 A-1-2] のとおりである。

[図表 A-1-2] ランゲージセンターの運営に関する教職学連携図



A-1-② 語学を中心とした正課外学習支援の充実

ランゲージセンター及びNINJAでは、以下のような支援を行っている。【資料 A-1-3】
参照:ランゲージセンターホームページ <https://www.kufs.ac.jp/lang/index.html>

NINJA (Navigating an Independent Non-stop Journey to Autonomy)

(教員による支援) 【資料 A-1-4】

- **アドバイジングセッション (原則予約制)**
日本人ラーニングアドバイザーと語学学習・アカデミックスキル全般について相談できる 40 分のセッション
- **スピーキング/ライティングセッション (原則予約制)**
外国人ラーニングアドバイザーに英語のスピーキングとライティング全般について相談できる 40 分のセッション
- **日本語アカデミックヘルプデスク (原則予約制)**
日本語を専門とする日本人ラーニングアドバイザーに日本語学習やライティングスキルについて相談できる 40 分のヘルプデスク

英語支援については、中学校の英語文法に躓いている学生から、大学編入などの明確な目的を有する学生まで、日本語支援としては、外国語としての日本語を学習中の学生から、高度な日本語のライティングスキルを得たい学生まで幅広い層に対応している。

また、四年制大学への編入希望の学生に対しては、日本語アカデミックヘルプデスクが志望理由書・小論文の書き方を指導し、それ以外のセッションでは学習の方法や英語学習支援を行っている。これらの支援は、編入対策であると同時に入学前学習支援ともなっており、いずれのセッションでも [図表 A-1-3] のとおりリピーターが多い。

[図表 A-1-3] 令和5（2023）年度 NINJA 年間利用状況（教員によるセッション）

	利用人数（実数）	利用頻度
アドバイジングセッション	10 人	8 回（1 人）、4 回（1 人） 2 回（5 人）、1 回（3 人）
スピーキング/ ライティングセッション	21 人	35 回（1 人）、15 回（1 人） 12 回（1 人）、7 回（2 人） 5 回（1 人）、4 回（3 人） 3 回（2 人）、2 回（2 人） 1 回（8 人）
日本語アカデミックヘルプ デスク	2 人	2 回（1 人）、1 回（1 人）

（学生スタッフによる支援）【資料 A-1-5】

学生スタッフは、全員が「NINJA Cast」と呼ばれる NINJA の魅力を広める実践コミュニティの一員である。学生スタッフは、以下の3種類の業務を担当している。

・ **Have a Chat（原則予約制）**

担当する留学生をはじめとするスタッフと世界のさまざまな言語を使っておしゃべりができる 30 分のセッション

・ **ピアチュータリングセッション（原則予約制）**

担当するスタッフ「ピアチューター」に英語の勉強方法や語学検定試験対策のコツなどについて相談できる 30 分のセッション

※小グループ制英語学習プログラム「コツはまかせろ先輩に！ TOEIC&英文法」なども企画・運営【資料 A-1-6】

・ **カウンター業務**

※NINJA の敷居を低くするとともに、利用学生のロールモデルとなるよう、カウンターでのセッション受付対応等は学生スタッフに任せている。

学生による支援（学び合い）も、外国語でのおしゃべりから TOEIC の勉強まで、利用する学生の幅広いニーズに応えている。

同一法人が設置する大学の英米語学科に編入した先輩学生が学生スタッフとして活躍し

ており、ロールモデルが学習意欲の向上につながっている。さらに学部生とともに NINJA を利用することで編入後の学生生活をイメージしやすく、不安を軽減することにもなる。

令和 6（2024）年度は、新ピアチューターとして短期大学の学生が推薦され、活躍が期待されている。

学生スタッフには、必要な技能の習得のために研修を実施している。例えば、ピアチューターについては、国際的なチューター認証資格である ITTPC（International Tutor Training Program Certification）に準じた研修を学期中に毎週実施している。【資料 A-1-7】

学生スタッフによる支援の実施状況は、[図表 A-1-4] のとおりである。

[図表 A-1-4] 令和 5（2023）年度 NINJA 年間利用状況（学生によるセッション）

	利用人数（実数）	利用頻度
Have a Chat	19 人	94 回（1 人）、11 回（1 人） 9 回（2 人）、7 回（1 人） 4 回（1 人）、3 回（1 人） 2 回（1 人）、2 回（2 人） 1 回（9 人）
ピアチュータリング セッション	18 人	7 回（1 人）、5 回（1 人） 4 回（3 人）、3 回（4 人） 2 回（7 人）、1 回（2 人）

ランゲージセンター

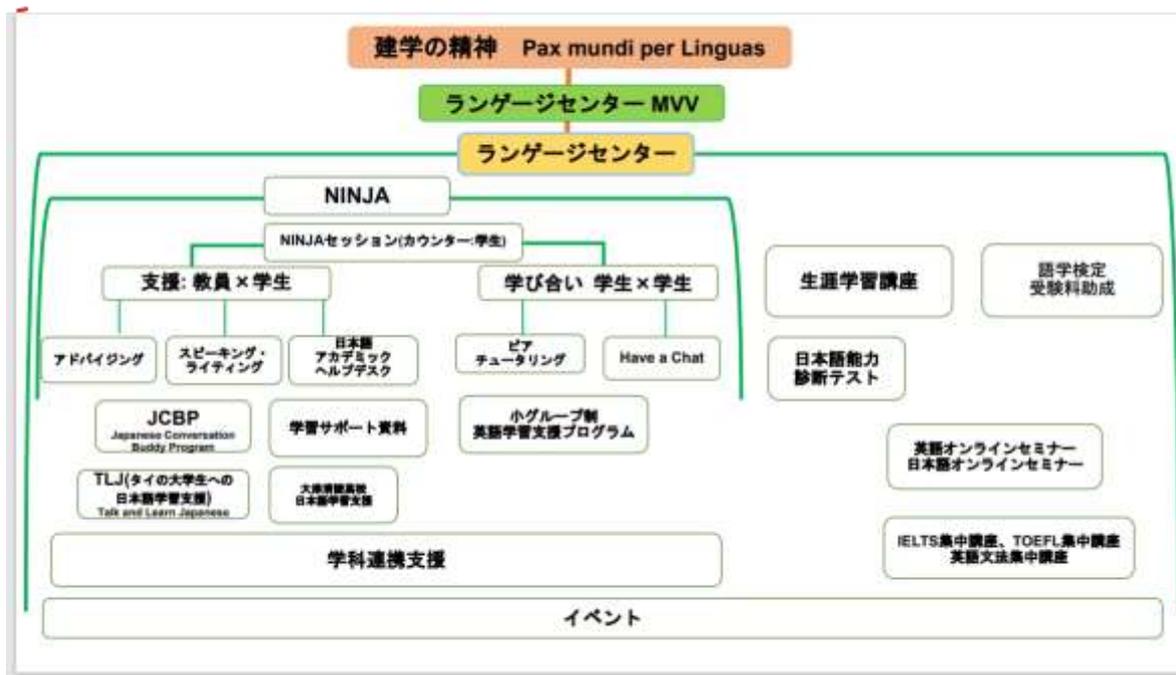
- ・オンラインセミナー「大人の日本語」の開催【資料 A-1-8】
授業や就職活動で役立つ日本語のスキルを学ぶことができる昼休み 20 分のミニ講座（授業の課題、プレゼンテーション、レポート、Email の書き方など）
- ・英語セミナー「英語で書く卒論・引用・文献リスト・要旨」の開催【資料 A-1-8】
情報の引用方法や、文献リストの作り方などの解説
- ・集中講座（IELTS、TOEFL、英語基礎文法）の開講【資料 A-1-9】
語学検定対策や英文法を基礎から学ぶことができる長期休暇を利用した集中講座
- ・学習サポート資料の作成・提供【資料 A-1-10】
学生スタッフ「学修後援隊カフサポ」と教員が、レポートを作成する上で役立つ情報を学生目線でまとめたサポート資料を作成・提供
（「メールの書き方」等 25 種類）は学内（NINJA、図書館、MAICO）で配架し年間 2,265 部を学生が持ち帰っている。資料はホームページでも限定公開している。
- ・語学検定試験受験料の助成【資料 A-1-11】
後援会（学生の保証人団体）からの財政的協力を得て語学検定試験受験料を年間 2 回まで助成
- ・非日本語母語話者に対する日本語支援
非日本語母語話者が入学した際に日本語能力に応じた日本語授業を履修できるよう案内
- ・JCBP（Japanese Conversation Buddy Program）の運営【資料 A-1-12】

日本語を学習中の留学生と国際交流を希望する学生がバディを組み、学期中に毎週日本語で話すプログラム

・学科との連携プログラム【資料 A-1-13】

授業科目「TOEIC Workshop」（旧カリキュラム）において課題を出し、NINJA のピアチュータリングセッションを利用して課題に取り組むプログラム（頼れる学部の先輩学生の存在に気づく機会ともなっている。）

[図表 A-1-5]ランゲージセンターの学習支援内容



NINJA では、教員のセッション、学生のセッションともに対面・オンラインを選択できる。これにより、「NINJA を利用していることを知られるのが恥ずかしい。」「自分の英語を誰かに聞かれない。」というような学生にも対応ができる。また、昼間に仕事などを持つ学生も昼食時や夕刻に利用している。

ランゲージセンターが実施するすべての学習支援については、事後アンケートで学生の意見をくみ上げている。アンケートの結果は、教職学それぞれのミーティングで協議し、改善・支援に役立てている。【資料 A-1-14】

教員アドバイザーや学生スタッフは支援・指導した内容やアドバイスを「UNIPA」の利用学生ページに記入している。記入した情報は利用学生と共有することで、学修ポートフォリオの役割も果たしている。ただし、支援側だけが共有すべき情報は利用学生には非公開としている。【資料 A-1-15】

セッション等では、一般学生の個人情報に触れる機会もあるため、支援を担当する教員・学生には NINJA プライバシーポリシーを定め、誓約書の提出を義務付けている。【資料 A-1-16】

A-1-③ 学生の主体的な活動支援

実践コミュニティを形成するNINJA Castは、NINJAの学習環境活性化プロジェクトの企画・実施や季節イベントの装飾など、語学や文化を通じてより魅力的なNINJAをつくる活動を行っている。令和5（2023）年度にCastが企画・運営したイベントとしては、季節の国際イベント・装飾、不要書籍の交換を行う「Take one Give one」、オープンスペースで学生に飲み物などを提供し、一緒に会話を楽しむ「NINJA Café」（計12回）がある。

このような学生の主体的な活動が実現できるよう、ハード面の環境として、NINJAカウンターの奥にCo-Working Spaceを用意し、自分たちで管理し自由に利用できる空間を設けている。また、新Cast採用面接時には、現Castも入る体制を整えており、Castに求められることを再度意識できるようにしている。

日常的な業務でも、セッション実施後にリフレクションシートに内容と振り返りを記入し、学生同士でコメントし合い、教員や職員もフィードバックを行っている。改善の提言や相談事などが記入されている場合は、教職員ミーティングの議題に取り上げる、学生と個別相談を行うなど、内容に応じて対応している。【資料A-1-17】

より広い視野での振り返りの機会として、年度末に開催する学生スタッフ証書授与式・新旧交流会では、各業務について学生が発表し、教職員からのコメントを受け、相互に振り返る機会を設けている。

客観的な視点を強化する機会として、学生による学外との積極的な交流も支援しており、令和6（2024）年度は京都橘大学の教職員及び学生スタッフとの交流を予定している。

A-1-④ 語学を中心とした地域連携・社会貢献

地域連携、社会貢献の一環として、本学に蓄積された教育資源を活用することで地域社会の教養・文化の高揚に寄与し、広く地域に開かれた学園であるべく本学キャンパス、京都外国語専門学校（左京区岡崎）でコミュニケーションや異文化理解を目指す社会人、本学教職員・学生を対象とした生涯学習講座を開設している。【資料A-1-18】

本講座は、京都府・京都市の後援、及び「ふるさと納税を活用した大学における地域連携等推進事業補助金」の交付を受けて開講している。【資料A-1-19】

広報は広く一般市民に向けており、本学ホームページ、地域の新聞「リビング京都」への広告掲載、京都市生涯学習情報検索システム「京まなびネット」への登録、市内の公共図書館及び地域の自治会や本学の教職員、学生、後援会（学生の保証人団体）にも案内している。講座は外国語を中心に各国文化、英語で学ぶシェイクスピアなど、春講座・秋講座ともに全28講座を実施している。令和5（2023）年度の実績として、計440人が受講した。【資料A-1-20】

各クラスでは学習を続けるコミュニティが形成され、80代、90代の受講生、車いすで参加を続ける受講生もおり、「生涯学び続けたい。」とこの講座を楽しみに過ごしている。また、現役時代に海外赴任していた受講生の「改めてその地域のことを学び直したい。」「学んだ知識を地域ボランティア活動に活用したい。」などというニーズに応え、地域社会に貢献している。さらに、本学の教室で教職員、学生の保証人、市民がともに学ぶことで地域の一員としての意識も芽生え、講座担当講師や担当職員にとっては、学生とは異なる相手から新たな気づきと学びを得る機会となっている。【資料A-1-21】

生涯学習講座受講生は、「京都外大図書館市民利用制度」（地域貢献の一環としての制度で、市民の利用登録料は年間 3,000 円）により本学図書館を無料で利用できる。令和 5（2023）年度は 38 人が利用カードの登録申請を行い、延べ 581 人が図書館を利用し、貸出冊数は 138 冊であった。また、シェイクスピア講座の一環として、受講者には図書館所蔵の稀覯書である世界でも稀なシェイクスピアコレクションを講座内で閲覧する機会を設けている。

＜エビデンス集（資料編）・基礎資料＞

- 【資料 A-1-1】 NINJA リーフレット
- 【資料 A-1-2】 ランゲージセンター運営委員会委員一覧（2024）
- 【資料 A-1-3】 ランゲージセンターレポート（2023）
- 【資料 A-1-4】 NINJA 教員シフト表
- 【資料 A-1-5】 NINJA 学生シフト表
- 【資料 A-1-6】 コツはまかせろ先輩に！TOEIC&英文法
- 【資料 A-1-7】 ピアチューター研修とアンケート
- 【資料 A-1-8】 日本語・英語オンラインセミナー
- 【資料 A-1-9】 長期休暇を利用した集中講座
- 【資料 A-1-10】 学習サポート資料
- 【資料 A-1-11】 語学検定受験料助成実績（2022）
- 【資料 A-1-12】 JCBP
- 【資料 A-1-13】 学科×ランゲージセンター連携プログラムとアンケート結果
- 【資料 A-1-14】 各学習支援アンケート結果（2023）
- 【資料 A-1-15】 NINJA セッションログ（UNIPA）
- 【資料 A-1-16】 機密保持誓約書
- 【資料 A-1-17】 リフレクションシート
- 【資料 A-1-18】 生涯学習パンフレット（2023）
- 【資料 A-1-19】 京都府・京都市後援・ふるさと納税
- 【資料 A-1-20】 生涯学習講座受講者人数表（2023）
- 【資料 A-1-21】 生涯学習講座受講者インタビュー
- 【資料 A-1-22】 セッション稼働率（2023）

(3) A-1 の改善・向上方策（将来計画）

- ・ピアチュータリングセッションの稼働率が他のセッションと比べて低い（令和 5（2023）年度春 48%、秋 22%）ため改善する。【資料 A-1-22】
学生が企画する改善としては以下を予定している。
 - a. 履修登録期間に新入生とピアチューターが交流できる Café を開催
 - b. ピアチューターの広報動画を作成し学内モニター等で放映

教職員としては、学生が企画する上記の改善策の支援のほか、これまで以上に正課との連携を深める。そのため、まずは授業の一環としてピアチューターセッションを利用し、自分の学習に役立つシステムがあることに気づいてもらう。そして、ピアチューターセ

セッションを継続的に利用することを促していく。また、セッションとは別に「基礎文法」などを集中的に学ぶプログラム（全4回など）を用意して、躓いている学生を支援していく。

- ・ JCBP は参加者が学部学生に限られているため、短大生が利用するように工夫する。

【基準 A の自己評価】

短期大学の正課授業内にランゲージセンターの活動を取り入れ、学生にランゲージセンターの機能に対する理解と利用の促しを図りながら実質的な英語能力の向上を目指すなど、それぞれの機関の機能を発揮できるような工夫がなされている。学生からの評価も肯定的で、「初めての利用」というハードルを越えやすくするために機能している。

学生からの声に、「授業では自分だけがたくさん質問しにくい、ピアチューターでは、歳の近い人に個別に質問をすることができる。」「気を使いすぎずに学習ができる。」などの意見が見られ、当該制度がうまく短大生に機能していることが読み取れる。また、ピアチューターがセッションに臨む態度やセッション自体も肯定的に評価されている。しかしながら、授業と連携したピアチュータリングセッションの利用については、【資料 A-1-13】に見られるように利用回数は1回が8人、2回以上は0人という数であり、今後、より多くの回数を利用し、必要な学習支援が受けられるようになることが望まれる。この件については、既に問題として認識しているので、さらなる工夫を重ねることが期待できる。ピアチューターも熱心に取り組んでいて、教員志望という特性が十分に活かされ、自身の教授能力の向上にも役立っている。ただし、上記の授業内での利用と異なり、自主的にピアチュータリングセッションを受けた学生のリピート率は7回(1人)、5回(1人)、4回(3人)、3回(4人)、2回(7人)、1回(2人)と悪くないので、自主的にセッションを予約しない層の学生への働きかけについて今後検討する必要がある。

レポート作成支援も、細かいワードアプリの使用法やグラフの書き方にまで行き届いた資料となっていて、短大生のレポート作成の支援の一助となっている。

JCBP (Japanese Conversation Buddy Program) などは短大生にとってもとっつきやすい国際交流の実践プログラムであるが、参加者が十分に得られていない。学部生とは授業時間帯が違うなど運営の難しさもあるが、活用が増えることが望まれる。

一方、TOEIC 対策等の英語に関するグループ学習支援「コツはまかせろ先輩に！」などは利用されているので、短大生の主目的である英語学習に対する支援プログラムが充実し、活用されている点を特に取り上げ、高評価を付したい。短大生の場合、仕事を持って学生をしているなど時間帯の問題や運営の難しさがあるが、より多くの短大生が利用して英語の学習支援を受け、英語力を向上させて卒業していくことを期待したい。

V. 特記事項

1. ナショナル・ウィーク

キャンパスの国際化を推進する取り組みの一つとして、平成 23 (2011) 年度からナショナル・ウィークを大学と合同で開催している。これは、英語圏などのバラエティーに富んだ文化や芸術を主に学内で紹介するイベントであり、毎年テーマとなる国や地域を変え、学生が一から企画・運営し、教員は支援する形で実施している。イベントには、本学学生のほか、大学の学部生や留学生、地域住民など多数の参加があり、学生にとって有意義な体験学習の機会となっている。令和 5 (2023) 年度は、イギリスへの理解を深めるためイギリスの紅茶文化を紹介した。また、「はとカフェ」を開き、展示ポスターを見学しクイズに参加した人に飲み物（紅茶か珈琲）や焼き菓子（スコーン）を振る舞った。

ナショナル・ウィークは、イベント運営に携わる学生は勿論、一般参加する学生にとっても異文化に触れながら学生同士が交流する場になっている。

2. ポスタープレゼンテーション・コンテスト

学生の研究発表やコミュニケーション能力の育成を目的として、平成 29 (2017) 年度から開催している。近年は、令和 6 (2024) 年度開始の新カリキュラムでの専門科目「Graduation Project II」（選択必修・2年次秋学期）の到達目標である「世界の諸問題に関する文献や多文化共生に関する文献について英語で聞き取り概要を掴み、その後文献を読んで、英語でサマリをまとめ、それについて自分の意見を 5 パラグラフ以上のエッセイにまとめ、5 分間以上のプレゼンテーションを行い、質問に英語で答えることができる。」を意識したコンテストを企画・実施している。

令和 5 (2023) 年度は、「Global Issues and Cultures」という共通テーマについて、各クラスの代表者 3 人ずつ、計 12 人の学生がポスターを作成し、1 月 15 日（月）から 1 月 19 日（金）まで 4 号館 1 階に展示した。そして、展示最終日には、ポスタープレゼンテーション・コンテストを開催した。学生は英語で研究成果を発表し、審査の結果、上位 3 人の学生が表彰された。代表以外の学生も聴衆として参加し、ポスタープレゼンテーション後の質疑応答に積極的に参加している。

コンテストは、出場する学生の成長や学生同士の交流の場になっている。



ナショナル・ウィーク



ポスタープレゼンテーション・コンテスト

VI. 法令等の遵守状況一覧

学校教育法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 88 条	○	学則第 19 条に、4 項に、「30 単位を超えない範囲で、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。」と定めている。	3-1
第 90 条	○	学則第 25 条に同旨を本学の入学資格として定めている。	2-1
第 92 条	○	学則第 48 条、第 49 条に基づき学長、副学長、教授、准教授、講師、事務職員等を置くとともに、所定の職務に従事している。	3-2 4-1 4-2
第 93 条	○	学則第 50 条に基づき教授会を置き、学則及び「教授会規程」等に基づき、所定の事項について意見を述べている。	4-1
第 104 条	○	学則第 23 条に学位の授与について定めている。	3-1
第 105 条	○	学則第 54 条に科目等履修生等について定めている。	3-1
第 108 条	○	<p>以下のとおり学則に定めている。</p> <p>【第 1 号】第 1 条に同旨を本学の目的として定めている。</p> <p>【第 2 号】第 5 条に修業年限を 2 年として定めている。</p> <p>【第 3 号】第 1 条にて京都外国語短期大学と称してる。</p> <p>【第 4 号】専門職短期大学ではないため該当しない。</p> <p>【第 5 号】専門職短期大学ではないため該当しない。</p> <p>【第 6 号】第 3 条に学科としてキャリア英語科を置いている。</p> <p>【第 7 号】第 3 条に基づきキャリア英語科を設置している。</p> <p>【第 9 号】第 22 条に定めている卒業要件を満たした者は学校教育法第 83 条の大学へ編入学することができる。</p> <p>【第 10 号】大学ではないため該当しない。</p> <p>-----</p> <p>【第 8 号】については、学則には記載してないが、大学・短期大学案内、入試概要等で夜間課程と明記し公表している。</p>	1-1 1-2 2-1 3-1
第 109 条	○	令和 2 (2020) 年度までは 5 ヶ年計画について、毎年度、自己点検・評価を行い、その結果について外部評価を受けてきた。令和 3 (2021) 年度以降は、自己点検・評価の実施方法を見直し、「全学的自己点検・評価」と「学科自己点検・評価」に分けて毎年度、実施しており、同じく外部評価を受けている。2017 (平成 29) 年度には短期大学機関別認証評価を受審し、「適合」の認定を受けており、自己点検・評価及び外部評価の結果はホームページで公開している。	6-2

京都外国語短期大学

第 113 条	○	学則第 2 条に教育研究活動の点検評価及び公表について定めている。	3-2
第 114 条	○	学則第 49 条に基づき事務職員を置いており、それぞれの担当業務をつかさどっている。なお、技術職員は設置していない。	4-1 4-3

学校教育法施行規則

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 4 条	○	<p>以下のとおり学則に定めている。</p> <p>【第 1 号】修業年限、学年、学期及び授業を行わない日については、学則第 5 条、第 7 条～第 9 条。</p> <p>【第 2 号】部科及び課程の組織に関する事項については、第 3 条。</p> <p>【第 3 号】教育課程及び授業日時数に関する事項については、第 10 条～第 13 条。</p> <p>【第 4 号】学習の評価及び課程修了の認定に関する事項については、第 14 条～第 19 条、第 21 条～第 23 条。</p> <p>【第 5 号】収容定員及び職員組織は、第 4 条、第 48・49 条。</p> <p>【第 6 号】入学、退学、転学、休学及び卒業に関する事項については、第 24 条・第 25 条、第 33 条、第 35 条、第 30 条・第 31 条、第 21・22 条。</p> <p>【第 7 号】授業料、入学料その他の費用徴収に関する事項については、第 39 条、第 42 条。</p> <p>【第 8 号】賞罰に関する事項については、第 57 条～第 59 条。</p> <p>【第 9 号】寄宿舎に関する事項については、本学は所有していないため該当しない。</p>	3-1 3-2
第 24 条	—	「指導要録」対象外のため作成していない。	3-2
第 26 条 第 5 項	○	学則第 58 条及び諸規程に懲戒処分の手続きを定めている。	4-1
第 28 条	○	関連する部署で適切に管理している。	3-2
第 143 条	—	代議員会等は設置していないため該当しない。	4-1
第 146 条	○	学則第 19 条に入学前の既修得単位の認定について定めている。	3-1
第 150 条	○	学則第 25 条に適合した入学資格を定めている。	2-1
第 162 条	—	本条所定の転入学の制度を導入していないため該当しない。	2-1
第 163 条	○	<p>学年の始期及び終期は学則第 7 条に定めている。</p> <p>入学の時期は学則第 24 条に、卒業の時期は学則第 22 条第 2 項に定めている。</p>	3-2
第 163 条の 2	—	本条所定の制度は導入していないため該当しない。	3-1
第 164 条	—	本条所定の制度は導入していないため該当しない。	3-1

京都外国語短期大学

第 165 条の 2	○	「卒業認定・学位授与に関する方針 (ディプロマ・ポリシー)」、「教育課程に関する方針 (カリキュラム・ポリシー)」、「入学者受け入れに関する方針 (アドミッション・ポリシー)」を定め、ホームページ等で公表している。	1-2 2-1 3-1 3-2 6-3
第 166 条	○	点検・評価の実施及びその結果を公表することを学則第 2 条に定めている。また、教育の質を重視する観点から、エビデンスに基づき適切な把握と分析を行っている。	6-2
第 172 条の 2	○	所定の事項をホームページ等で公表している。	1-2 2-1 3-1 3-2 5-1
第 173 条	○	学則第 23 条に基づき学位記を授与している。	3-1

短期大学設置基準

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条	○	学校教育法等の関係法令及び短期大学設置基準を遵守して設置している。また、自己点検・評価及び認証評価の結果を踏まえて教育の質保証・質向上に取り組んでいる。	6-2 6-3
第 2 条	○	学則第 3 条の 2 にキャリア英語科の目的を定めている。	1-1 1-2
第 2 条の 2	○	入学者選抜規程に基づき、入学者選抜委員会を設置し、本学の教育にふさわしい能力、適性等を備えた者を、公正かつ厳正な方法により入学者の選抜を行っている。	2-1
第 3 条	○	教育組織は、大学の使命・目的に即して設置されている。また、短期大学設置基準に定める教員数・教授数を上回る数の専任教員を配置し、教育研究上適切な規模・内容を有している。	1-2
第 3 条の 2	—	本条所定の二以上の学科は設置していないため該当しない。	3-2
第 4 条	○	教育上の諸条件を総合的に考慮し、学則第 4 条に入学定員及び収容定員を定めるとともに、在学する学生数を収容定員に基づいて適正に管理している。	2-1
第 5 条	○	学則第 10 条及び第 10 条の 2 に、教育課程の編成方針及び教育課程の編成方法を定めている。	1-2 3-2
第 5 条の 2	—	連携開設科目は開設していないため該当しない。	3-2
第 6 条	○	学則第 10 条の 2 に教育課程の編成方法について定めている。	3-2
第 7 条	○	学則第 11 条に単位の計算方法について定めている。	3-1
第 8 条	○	学則第 12 条に授業期間について定めている。	3-2

京都外国語短期大学

第9条	○	学則第12条の2に各授業科目の授業期間について定めている。	3-2
第10条	○	授業を行う学生数は、教育効果が十分にあがるよう適当な人数としている。	2-5
第11条	○	学則第13条に授業の方法を定めている。	2-2 3-2
第11条の2	○	学則第14条に成績評価基準等の明示等を定めている。	3-1
第12条	—	本条所定の課程は設置していないため該当しない。	3-2
第13条	○	学則第15条に単位の授与について定めている。	3-1
第13条の2	○	学生便覧に記載している。	3-2
第13条の3	—	連携開設科目に係る単位の認定は行っていないため該当しない。	3-1
第14条	○	学則第17条に、他の短期大学又は大学における授業科目の履修等について定めている。	3-1
第15条	○	学則第18条に、短期大学又は大学以外の教育施設等における学修について定めている。	3-1
第16条	○	学則第19条に、入学前の既修得単位の認定について定めている。	3-1
第16条の2	○	学則第19条の2に、長期にわたる教育課程の履修について定めている。	3-2
第17条	○	学則第54条に、科目等履修生等について定めている。	3-1 3-2
第18条	○	学則第21条に、卒業の認定について定めている。	3-1
第19条	—	本条所定の課程は設置していないため該当しない。	3-1
第20条	○	専攻分野に応じて必要な教員を置き、年齢構成・性別構成・職位構成の多様性と国際化に配慮しつつ、教員組織を適切に編制している。専任教員の配置状況は、ホームページで公開している。また、「組織及び事務分掌規程」に基づき同上を満たす事務組織を編成し、必要な職員を適切に配置している。	2-2 2-3 2-4 3-2 4-1 4-2 4-3
第20条の2	○	学則第10条の2、第49条に基づき教育上主要と認める授業科目の担当者を可能な限り専任教員で配置している。	3-2 4-2
第21条	—	授業を担当しない教員を置くことはできるが、現在は置いていないため該当しない。	3-2 4-2
第22条	○	学則第48・49条に基づき本条に定める必要教員数以上の専任教員を配置している。	3-2 4-2
第22条の2	○	教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、学則第49条の2に基づきSD活動を行っている。また、教養教育も含めた幅広い分野で授業の内容及び方法を改善するため、学則第20条に基づきFD活動を実施している。なお、FD活動についてはTA(Teaching Assistant)も参加対象としている。	3-2 3-3 4-2 4-3

京都外国語短期大学

第 22 条の 3	○	「学長の選任等に関する規程」に基づき、学長選考委員会が「人格が高潔で学識が優れ、かつ大学運営に関し識見を有する者」を選出し、理事長が任命している。	4-1
第 23 条	○	「専任教員資格審査規程」第 3 条に教授の資格について定めており、同条を満たす者を教授に任用している。	3-2 4-2
第 24 条	○	「専任教員資格審査規程」第 4 条に准教授の資格について定めており、同条を満たす者を准教授に任用している。	3-2 4-2
第 25 条	○	「専任教員資格審査規程」第 5 条に講師の資格について定めており、同条を満たす者を講師に任用している。	3-2 4-2
第 25 条の 2	—	「専任教員資格審査規程」第 6 条に助教の資格について定めているが、現在助教は置いていないため該当しない。	3-2 4-2
第 26 条	—	助手は置いていないため該当しない。	3-2 4-2
第 27 条	○	校地内に庭園・ベンチ等があり、学生間、学生と教員との交流が行えるに相応しい環境を保ち、休息その他に利用するのに適当な空地を有している。	2-5
第 27 条の 2	○	校舎と隣接した敷地内に、体育館、テニスコート、グラウンドで構成される運動場を設けている。	2-5
第 28 条	○	本条所定の施設を備えた校舎を整備している。	2-5
第 29 条	○	学則第 53 条上に基づき付属図書館を設置しており、教育研究上必要な資料（図書や学術雑誌等）を収集・整理し、学生及び教職員等へ提供している。	2-5
第 30 条	○	本学の校地面積は、短期大学設置基準を満たしている。	2-5
第 31 条	○	本学の校舎面積は、短期大学設置基準を満たしている。	2-5
第 32 条	—	本条指定の学科は設置していないため該当しない。	2-5
第 33 条	○	教員数及び学生数に応じて必要な機械、器具を備えている。	2-5
第 33 条の 2	—	二以上の校地において教育研究を行っていないため該当しない。	2-5
第 33 条の 3	○	本学はその研究上の目的を達成するため、本学独自の研究費を用意しており、複数の外部競争的資金獲得の支援により、教育研究に相応しい環境を整備している。	2-5 4-4
第 34 条	○	学科の名称を、適当且つ教育研究上の目的に相応しいものとしている。	1-1
第 35 条	—	専門職学科は設置していないため該当しない。	1-2
第 35 条の 2	—	専門職学科は設置していないため該当しない。	2-1
第 35 条の 3	—	専門職学科は設置していないため該当しない。	3-2
第 35 条の 4	—	専門職学科は設置していないため該当しない。	4-1
第 35 条の 5	—	専門職学科は設置していないため該当しない。	3-2
第 35 条の 6	—	専門職学科は設置していないため該当しない。	2-5
第 35 条の 7	—	専門職学科は設置していないため該当しない。	3-1

京都外国語短期大学

第 35 条の 8	—	専門職学科は設置していないため該当しない。	4-2
第 35 条の 9	—	専門職学科は設置していないため該当しない。	2-5
第 36 条	—	共同教育課程は編成していないため該当しない。	3-2
第 37 条	—	共同教育課程は編成していないため該当しない。	3-1
第 38 条	—	共同教育課程は編成していないため該当しない。	3-1
第 39 条	—	共同教育課程は編成していないため該当しない。	3-2 4-2
第 40 条	—	共同教育課程は編成していないため該当しない。	2-5
第 41 条	—	共同教育課程は編成していないため該当しない。	2-5
第 42 条	—	共同教育課程は編成していないため該当しない。	2-5
第 51 条	—	外国に学科その他の組織を設置していないため該当しない。	1-2
第 52 条	—	本条所定の段階的整備を行っていないため該当しない。	2-5 3-2 4-2

学位規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 5 条の 4	○	学則第 23 条に定めている。	3-1
第 10 条	○	学則第 23 条及び「学位規程」に定めている。	3-1
第 10 条の 2	—	共同教育課程は編成していないため該当しない。	3-1
第 13 条	○	学則第 21 条、第 22 条及び「学位規程」に定めている。学則変更を行った時は、文部科学省に遅滞なく報告している。	3-1

私立学校法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 24 条	○	寄附行為第 4 条、第 38 条等に定め、当該法令を適正に遵守している。	5-1
第 26 条の 2	○	寄附行為第 20 条第 3 項及び第 11 条第 2 項に定め、当該法令を適正に遵守している。	5-1
第 33 条の 2	○	寄附行為第 37 条に本条所定の事項を規定し、当該法令を適正に遵守している。	5-1
第 35 条	○	寄附行為第 6 条及び第 8 条第 1 項に本条所定の事項を規定し、当該法令を適正に遵守している。	5-2 5-3
第 35 条の 2	○	学校法人役員である理事・監事は、個人の裁量で専門的知識を提供しているため、委任関係にある。	5-2 5-3
第 36 条	○	寄附行為第 18 条に本条所定の事項を規定し、当該法令を適正に遵守している。	5-2

京都外国語短期大学

第 37 条	○	寄附行為第 8 条、第 16 条、第 17 条に本条所定の事項を規定し、当該法令を適正に遵守している。	5-2 5-3
第 38 条	○	寄附行為第 10 条及び第 11 条に本条所定の事項を規定し、当該法令を適正に遵守している。	5-2
第 39 条	○	寄附行為第 11 条に本条所定の事項を規定し、当該法令を適正に遵守している。	5-2
第 40 条	○	寄附行為第 13 条に本条所定の事項を規定し、当該法令を適正に遵守している。	5-2
第 41 条	○	寄附行為第 22 条及び第 25 条に本条所定の事項を規定し、当該法令を適正に遵守している。	5-3
第 42 条	○	寄附行為第 27 条に本条所定の事項を規定し、当該法令を適正に遵守している。	5-3
第 43 条	○	寄附行為第 28 条に本条所定の事項を規定し、当該法令を適正に遵守している。	5-3
第 44 条	○	寄附行為第 22 条に本条所定の事項を規定し、当該法令を適正に遵守している。	5-3
第 44 条の 2	○	寄附行為第 46 条に本条所定の事項を規定し、当該法令を適正に遵守している。	5-2 5-3
第 44 条の 3	○	私立学校法に従って責任を負うこととしている。	5-2 5-3
第 44 条の 4	○	私立学校法に従って責任を負うこととしている。	5-2 5-3
第 44 条の 5	○	寄附行為第 47 条及び第 48 条に本条所定の事項を規定し、当該法令を適正に遵守している。	5-2 5-3
第 45 条	○	寄附行為第 45 条に本条所定の事項を規定し、当該法令を適正に遵守している。	5-1
第 45 条の 2	○	毎会計年度、予算及び事業計画を作成している。また、令和 5 (2023) 年度には中期的な計画として第 3 期 5 ヵ年計画 (2024-2028) を作成している。これらは、評議員会及び理事会で諮問・審議した上で、ホームページ等で公表している。 なお、事業計画及び第 3 期 5 ヵ年計画は前回の短大認証評価の結果 (早急に改善を要すると判断される事項なし) を踏まえて作成している。	1-2 5-4 6-3
第 46 条	○	寄附行為第 36 条に本条所定の事項を規定し、当該法令を適正に遵守している。	5-3
第 47 条	○	寄附行為第 37 条に本条所定の事項を規定し、当該法令を適正に遵守している。	5-1
第 48 条	○	寄附行為第 39 条に本条所定の事項を規定し、当該法令を適正に遵守している。	5-2 5-3

京都外国語短期大学

第 49 条	○	寄附行為第 41 条に本条所定の事項を規定し、当該法令を適正に遵守している。	5-1
第 63 条の 2	○	寄附行為第 38 条に本条所定の事項を規定し、当該法令を適正に遵守している。	5-1

短期大学通信教育設置基準「該当なし」

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条			6-2 6-3
第 2 条			3-2
第 3 条			2-2 3-2
第 4 条			3-2
第 5 条			3-1
第 6 条			3-1
第 7 条			3-1
第 8 条			3-2 4-2
第 9 条			2-5
第 10 条			2-5
第 11 条			2-2 3-2
第 13 条			6-2 6-3

※「遵守状況」の欄に、法令等の遵守の状況を「○」「×」で記載し、該当しない場合は「—」で記載すること。

※「遵守状況の説明」は簡潔に記載すること。

※通信教育を行っていないなど、法令に該当しない場合は、法令名の横に「該当なし」と記載すること。

VII. エビデンス集一覧

エビデンス集（データ編）一覧

コード	タイトル	備考
【共通基礎】	認証評価共通基礎データ	
【表 F-1】	理事長名、学長名等	
【表 F-2】	附属校及び併設校、附属機関の概要	
【表 F-3】	外部評価の実施概要	
【表 2-1】	学科、専攻別在籍者数（過去 5 年間）	
【表 2-2】	専攻科、専攻別在籍者数（過去 3 年間）	
【表 2-3】	学科、専攻別退学者数及び留年者数の推移（過去 3 年間）	
【表 2-4】	就職相談室等の状況	
【表 2-5】	就職の状況（過去 3 年間）	
【表 2-6】	卒業後の進路先の状況（前年度実績）	
【表 2-7】	短期大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）	
【表 2-8】	学生の課外活動への支援状況（前年度実績）	
【表 2-9】	学生相談室、保健室等の状況	
【表 2-10】	附属施設の概要（図書館除く）	
【表 2-11】	図書館の開館状況	
【表 2-12】	情報センター等の状況	
【表 3-1】	授業科目の概要	
【表 3-2】	成績評価基準	
【表 3-3】	修得単位状況（前年度実績）	
【表 3-4】	年間履修登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）	
【表 4-1】	学科、専攻の開設授業科目における専兼比率	
【表 4-2】	職員数と職員構成（正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別）	
【表 5-1】	財務情報の公表（前年度実績）	
【表 5-2】	事業活動収支計算書関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-3】	事業活動収支計算書関係比率（短期大学単独）	
【表 5-4】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-5】	要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去 5 年間）	

※該当しない項目がある場合は、備考欄に「該当なし」と記載。

エビデンス集（資料編）一覧

基礎資料

コード	タイトル	
	該当する資料名及び該当ページ	備考
【資料 F-1】	寄附行為（紙媒体）	
	①学校法人京都外国語大学寄附行為 ②学校法人京都外国語大学寄附行為施行細則	
【資料 F-2】	短期大学案内	
	京都外国語短期大学 Campus Guide (2025)	
【資料 F-3】	短期大学学則（紙媒体）	
	京都外国語短期大学学則（2024）	
【資料 F-4】	学生募集要項、入学者選抜要綱	
	①入学試験概要 Information (2025) ②入試制度別募集要項 (2024) ア 公募制推薦入学試験、一般入学試験、大学入学共通テスト 利用入学試験、語学検定型入学試験（C・D 日程） イ 併設校推薦入学試験 ウ 指定校推薦入学試験 エ 自己推薦型入学試験 オ 語学検定型入学試験（A・B 日程） カ 社会人入学試験	
	学生便覧	
	学生便覧（2024）	（電子データ）
	事業計画書	
	事業計画書（2024）	
	事業報告書	
	事業報告書（2023）	
【資料 F-8】	アクセスマップ、キャンパスマップなど	
	①アクセスマップ ②キャンパスマップ	
【資料 F-9】	法人及び短期大学の規定一覧及び規定集（電子データ）	
	①学校法人京都外国語大学規程集 ②京都外国語短期大学規程集	
【資料 F-10】	理事、監事、評議員などの名簿（外部役員・内部役員）及び理事会、評議員会の前年度開催状況（開催日、開催回数、出席状況など）がわかる資料	
	①学校法人京都外国語大学役員等一覧（2024） ②理事会・常任理事会・評議員会開催状況（2023）	
【資料 F-11】	決算等の計算書類（過去 5 年間）及び監事監査報告書（過去 5 年間）	
	①令和 5（2023）年度 決算時の計算書類及び監事監査報告書	
	②令和 4（2022）年度 決算時の計算書類及び監事監査報告書	
	③令和 3（2021）年度 決算時の計算書類及び監事監査報告書	
	④令和 2（2020）年度 決算時の計算書類及び監事監査報告書	
	⑤令和元（2019）年度 決算時の計算書類及び監事監査報告書	
【資料 F-12】	履修要項、シラバス（電子データ）	
	①履修登録の手引き（2024） ②Web シラバス（2024） https://www.kufs.ac.jp/news/detail.html?id=oXIFwbIL	シラバスは左記 URL よりご確認ください
【資料 F-13】	三つのポリシー一覧（策定単位ごと）	
	キャリア英語科の三つのポリシー	
【資料 F-14】	設置計画履行状況等調査結果への対応状況（直近のもの）	
	該当なし	
【資料 F-15】	認証評価で指摘された事項への対応状況（直近のもの）	

	①シラバスへの評価基準の記載方法について ②防火・防災訓練への短大生の参加について	
--	--	--

基準 1. 使命・目的等

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
1-1. 使命・目的及び教育目的の設定		
【資料 1-1-1】	令和 5 (2023) 年度第 6 回理事会議事録 (3/15)	事業計画の審議
【資料 1-1-2】	令和 5 (2023) 年度第 3 回評議員会議事録 (3/11)	事業計画の諮問
1-2. 使命・目的及び教育目的の反映		
【資料 1-2-1】	令和 5 (2023) 年度教授会議事録 (3/5)	学則改正の審議
【資料 1-2-2】	令和 5 (2023) 年度第 6 回理事会議事録 (3/15)	【資料 1-1-1】と同じ 学則改正の審議
【資料 1-2-3】	ホームページ「ミッション・ステートメントとポリシー」 https://www.kufs.ac.jp/about/kufs/col_mission.html	
【資料 1-2-4】	学園 100 年 (2020-2050) プラン基本構想	
【資料 1-2-5】	第 3 期 5 ヶ年計画 (2024-2028)	
【資料 1-2-6】	中期財務計画 (2021-2025) (2023 修正版)	
【資料 1-2-7】	中長期施設整備計画「マスタープラン」	
【資料 1-2-8】	学校法人京都外国語大学組織機構図 (2024)	

基準 2. 学生

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
2-1. 学生の受入れ		
【資料 2-1-1】	ホームページ「アドミッション・ポリシー」 https://www.kufs.ac.jp/about/kufs/col_mission.html	
【資料 2-1-2】	大学ポートレート https://up-j.shigaku.go.jp/school/category01/00000000503201000.html	
【資料 2-1-3】	新入生アンケート報告書 (2023)	
【資料 2-1-4】	アドミッション・ポリシーと入試制度の対応関係 (2024)	
【資料 2-1-5】	入試制度と学力の 3 要素との対応表 (2024)	
【資料 2-1-6】	京都外国語短期大学入学者選抜規程	
【資料 2-1-7】	入学者選抜の妥当性調査 (GTEC、GPA、除籍・退学)	
【資料 2-1-8】	GMS 追跡調査結果 (2024)	
【資料 2-1-9】	令和 5 (2023) 年度執行部会議記録 (3/14)	入試制度変更案の審議
2-2. 学修支援		
【資料 2-2-1】	学校法人京都外国語大学組織及び事務分掌規程	
【資料 2-2-2】	京都外国語短期大学における教学マネジメントの基本方針	
【資料 2-2-3】	各種委員会等委員一覧 (2024)	
【資料 2-2-4】	京都外国語大学大学院ティーチング・アシスタント規程	
【資料 2-2-5】	ホームページ「障がい学生支援室」 https://www.kufs.ac.jp/universitylife/supportroom.html	
【資料 2-2-6】	京都外国語短期大学障がい学生支援内容一覧 (2023)	
【資料 2-2-7】	多欠席調査結果 (2023)	
【資料 2-2-8】	退学願 (フォーマット)	
【資料 2-2-9】	退学・除籍報告書 (2022)	

京都外国語短期大学

【資料 2-2-10】	令和 5（2023）年度教授会議事録（11/30）	退学・除籍報告
【資料 2-2-11】	ホームページ「留学報告書」 https://www.kufs.ac.jp/interchange/report.html	
2-3. キャリア支援		
【資料 2-3-1】	就職ガイダンスブック（2024）	
【資料 2-3-2】	キャリア教育プログラム参加実績（2021-2023）	
【資料 2-3-3】	キャリアセンター行事一覧（2023）	
2-4. 学生サービス		
【資料 2-4-1】	学生支援連絡会議議事録（2023）	
【資料 2-4-2】	ホームページ「学生生活に関する相談」 （日本語） https://www.kufs.ac.jp/universitylife/student_care_support.html （英語） https://www.kufs.ac.jp/en/about/student_support.html	
【資料 2-4-3】	健康支援課リーフレット	
【資料 2-4-4】	健康支援課年報 https://sites.google.com/kufs.ac.jp/healthsupport-annualreports/%E3%83%9B%E3%83%BC%E3%83%A0	
【資料 2-4-5】	京都外国語短期大学多様な性のあり方に関するガイドライン	
【資料 2-4-6】	WEB 健康調査票（2023）	
【資料 2-4-7】	京都外国語短期大学障がい学生支援に関するガイドライン	
【資料 2-4-8】	学生サポーター活動報告書（2023）	
【資料 2-4-9】	ホームページ「下宿・アルバイト」 https://www.kufs.ac.jp/universitylife/apartment_jobs.html	
【資料 2-4-10】	ホームページ「人権教育啓発室」 https://www.kufs.ac.jp/universitylife/humanrights.html	
【資料 2-4-11】	ストップハラスメント リーフレット（2024）	
【資料 2-4-12】	課外活動援助金交付取扱要領	
【資料 2-4-13】	京都外国語短期大学学生表彰規程	
【資料 2-4-14】	ホームページ「奨学金制度」 https://www.kufs.ac.jp/universitylife/scholarship.html	
【資料 2-4-15】	経済的支援奨学金の申請・採用一覧（2021-2023）	
【資料 2-4-16】	京都外国語短期大学奨学生選考に関する内規	
2-5. 学修環境の整備		
【資料 2-5-1】	ホームページ「施設紹介」 https://www.kufs.ac.jp/universitylife/facilities.html	
【資料 2-5-2】	京都外国語短期大学施設管理規程	
【資料 2-5-3】	京都外国語短期大学メンテナンス等に関する指針	
【資料 2-5-4】	中長期施設整備計画「マスタープラン」	【資料 1-2-7】と同じ
【資料 2-5-5】	ホームページ「学習スペース」 https://www.kufs.ac.jp/lang/space.html	
【資料 2-5-6】	ホームページ「図書館」 https://www.kufs.ac.jp/toshokan/	
【資料 2-5-7】	図書館業務報告書（2023）	
【資料 2-5-8】	LIBRARY GUIDE（2024）	
【資料 2-5-9】	京都外国語短期大学付属図書館利用規程	
【資料 2-5-10】	ホームページ「学内 ICT サービス利用案内」 https://www.kufs.ac.jp/remme/index.html	
【資料 2-5-11】	授業別受講者人数一覧（2023 春学期）	
【資料 2-5-12】	授業別受講者人数一覧（2023 秋学期）	
2-6. 学生の意見・要望への対応		

京都外国語短期大学

【資料 2-6-1】	新入生アンケート報告書 (2023)	【資料 2-1-3】と同じ
【資料 2-6-2】	卒業時アンケート報告書 (2023)	
【資料 2-6-3】	学生アンケートの実施計画 (2024)	
【資料 2-6-4】	令和 5 (2023) 年度執行部会議記録 (6/7・1/17)	学生アンケート結果の報告
【資料 2-6-5】	令和 5 (2023) 年度教授会議事録 (6/22・1/23)	
【資料 2-6-6】	ホームページ「卒業生・在学生アンケート」 https://www.kufs.ac.jp/about/projects/students_enquete.html	
【資料 2-6-7】	学生アンケート結果の総括と課題対応リスト (2022 課題への対応)	
【資料 2-6-8】	令和 5 (2023) 年度第 5 回教学マネジメントに関する委員会議事録 (9/14)	学生アンケート結果の点検
【資料 2-6-9】	キャリア英語科×ランゲージセンター連携プログラムアンケート報告書 (2023)	
【資料 2-6-10】	図書館利用者アンケート結果報告書 (2023)	

基準 3. 教育課程

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定		
【資料 3-1-1】	ホームページ「ディプロマ・ポリシー」 https://www.kufs.ac.jp/about/kufs/col_mission.html	
【資料 3-1-2】	大学ポートレート https://up-j.shigaku.go.jp/school/category01/00000000503201000.html	
【資料 3-1-3】	新入生アンケート報告書 (2023)	【資料 2-1-3】と同じ
【資料 3-1-4】	京都外国語短期大学履修規程	
【資料 3-1-5】	ホームページ「成績／卒業・進級」 https://www.kufs.ac.jp/universitylife/grades.html	
【資料 3-1-6】	出講手帳 (2024)	
【資料 3-1-7】	授業科目担当者打ち合わせ会 案内文 (2024)	
【資料 3-1-8】	令和 5 (2023) 年度教授会議事録 (9/5・3/5)	卒業判定の審議
3-2. 教育課程及び教授方法		
【資料 3-2-1】	ホームページ「カリキュラム・ポリシー」 https://www.kufs.ac.jp/about/kufs/col_mission.html	
【資料 3-2-2】	大学ポートレート https://up-j.shigaku.go.jp/school/category01/00000000503202000.html	
【資料 3-2-3】	京都外国語短期大学における教学マネジメントの基本方針	【資料 2-2-2】と同じ
【資料 3-2-4】	カリキュラム・マップ (2024)	
【資料 3-2-5】	シラバス作成要領 (2024)	
【資料 3-2-6】	シラバス点検結果 (2024)	
【資料 3-2-7】	京都外国語短期大学 FD 委員会規程	
【資料 3-2-8】	ホームページ「学生による授業アンケート」 https://www.kufs.ac.jp/about/projects/fd.html	
【資料 3-2-9】	授業アンケート結果の活用方法	
3-3. 学修成果の点検・評価		
【資料 3-3-1】	ホームページ「ディプロマ・ポリシー・カリキュラム・ポリシー」 https://www.kufs.ac.jp/about/kufs/col_mission.html	
【資料 3-3-2】	京都外国語短期大学アセスメント・ポリシー	

京都外国語短期大学

	https://www.kufs.ac.jp/about/evaluation/pdf/assessment_policy_col.pdf	
【資料 3-3-3】	学修成果点検シート (2023)	
【資料 3-3-4】	令和 5 (2023) 年度第 5 回教学マネジメントに関する委員会議事録 (9/14)	【資料 2-6-8】と同じ学修成果の点検評価
【資料 3-3-5】	令和 5 (2023) 年度第 4 回点検・評価委員会議事録 (9/21)	課題改善の審議
【資料 3-3-6】	令和 5 (2023) 年度執行部会議記録 (10/4)	
【資料 3-3-7】	学生アンケート結果の総括と課題対応リスト (2022 課題への対応)	【資料 2-6-7】と同じ
【資料 3-3-8】	IR サイト https://sites.google.com/kufs.ac.jp/kufs-assessment/%E3%83%9B%E3%83%BC%E3%83%A0	
【資料 3-3-9】	授業アンケート結果の教員閲覧画面 (見本)	

基準 4. 教員・職員

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
4-1. 教学マネジメントの機能性		
【資料 4-1-1】	学校法人京都外国語大学組織及び事務分掌規程	【資料 2-2-1】と同じ
【資料 4-1-2】	京都外国語短期大学学長の選任等に関する規程	
【資料 4-1-3】	京都外国語短期大学副学長の選任等に関する規程	
【資料 4-1-4】	京都外国語短期大学学科長等の選任等に関する規程	
【資料 4-1-5】	京都外国語短期大学執行部会議規程	
【資料 4-1-6】	京都外国語短期大学教授会規程	
【資料 4-1-7】	京都外国語短期大学における教学マネジメントの基本方針	【資料 2-2-2】と同じ
【資料 4-1-8】	学校法人京都外国語大学組織機構図 (2024)	【資料 1-2-8】と同じ
【資料 4-1-9】	各種委員会等委員一覧 (2024)	【資料 2-2-3】と同じ
【資料 4-1-10】	京都外国語短期大学教学マネジメントに関する委員会規程	
【資料 4-1-11】	京都外国語短期大学副学長の職務に関する内規	
【資料 4-1-12】	京都外国語短期大学学生懲戒規程	
【資料 4-1-13】	職員役割設定・評価シート見本 (2024)	
【資料 4-1-14】	学校法人京都外国語大学教職員一覧表 (2024)	
4-2. 教員の配置・職能開発等		
【資料 4-2-1】	京都外国語短期大学専任教員資格審査規程	
【資料 4-2-2】	京都外国語短期大学教員人事委員会規程	
【資料 4-2-3】	教員人事評価の新制度説明資料	
【資料 4-2-4】	京都外国語短期大学 FD 委員会規程	【資料 3-2-7】と同じ
【資料 4-2-5】	FD 活動報告書 (2023)	
【資料 4-2-6】	キャリア英語科・英米語学科合同 FD プログラム概要 (2023)	
【資料 4-2-7】	授業アンケート結果の活用方法	【資料 3-2-9】と同じ
【資料 4-2-8】	ホームページ「授業アンケート結果」 https://www.kufs.ac.jp/about/projects/fd.html	
【資料 4-2-9】	FD サイト (教職員専用)	URL を別途提供 (ID/PSW 必要)
4-3. 職員の研修		
【資料 4-3-1】	専任教職員研修 (SD) 報告書 (2023)	
【資料 4-3-2】	職員人事評価・処遇制度ガイドブック (2024)	
4-4. 研究支援		
【資料 4-4-1】	京都外国語短期大学サバティカル研修制度に関する規程	
【資料 4-4-2】	ホームページ「学内競争的研究資金による研究」	

京都外国語短期大学

	https://www.kufs.ac.jp/irislp/research_inside.html	
【資料 4-4-3】	学内競争的研究資金募集要項 (2024)	
【資料 4-4-4】	研究倫理基準	
【資料 4-4-5】	京都外国語短期大学研究活動における不正行為の防止及び対応等に関する規程	
【資料 4-4-6】	京都外国語短期大学公的研究費の不正使用の防止及び対応等に関する規程	
【資料 4-4-7】	京都外国語短期大学人を対象とする研究に関する規程	
【資料 4-4-8】	京都外国語短期大学倫理審査委員会規程	
【資料 4-4-9】	京都外国語短期大学個人研究費規程	
【資料 4-4-10】	京都外国語短期大学個人研究費規程施行細則	
【資料 4-4-11】	京都外国語短期大学公的研究費に関する取扱規程	
【資料 4-4-12】	京都外国語短期大学科学研究費補助金取扱要領	

基準 5. 経営・管理と財務

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
5-1. 経営の規律と誠実性		
【資料 5-1-1】	京都外国語短期大学が求める職員像 https://www.kufs.ac.jp/about/kufs/pdf/shokuin.pdf	
【資料 5-1-2】	学校法人京都外国語大学公益通報等に関する規程	
【資料 5-1-3】	学校法人京都外国語大学情報公開規程	
【資料 5-1-4】	ホームページ「情報公開」 https://www.kufs.ac.jp/public_information.html	
【資料 5-1-5】	ホームページ「設置認可申請書、設置届出書、履行状況報告書」 https://www.kufs.ac.jp/about/kufs/facilityreports.html	
【資料 5-1-6】	学園 100 年 (2020-2050) プラン基本構想	【資料 1-2-4】 と同じ
【資料 5-1-7】	令和元 (2019) 年度第 4 回理事会議事録 (3/24)	100 年プラン承認
【資料 5-1-8】	第 3 期 5 ヶ年計画 (2024-2028)	【資料 1-2-5】 と同じ
【資料 5-1-9】	京都外国語短期大学人権委員会規程	
【資料 5-1-10】	学校法人京都外国語大学ハラスメントの防止に関する規程	
【資料 5-1-11】	京都外国語短期大学ハラスメントに関する規程	
【資料 5-1-12】	京都外国語短期大学ハラスメントに関するガイドライン	
【資料 5-1-13】	京都外国語短期大学多様な性のあり方に関するガイドライン	【資料 2-4-5】 と同じ
【資料 5-1-14】	ストップハラスメント リーフレット (2024)	【資料 2-4-11】 と同じ
【資料 5-1-15】	学校法人京都外国語大学就業規則	
【資料 5-1-16】	学校法人京都外国語大学危機管理規程	
【資料 5-1-17】	京都外国語短期大学危機管理規程	
【資料 5-1-18】	京都外国語短期大学防火・防災管理規程 (消防計画)	
【資料 5-1-19】	京都外国語短期大学感染症対応マニュアル	
【資料 5-1-20】	学校法人京都外国語大学個人情報の保護に関する規程	
【資料 5-1-21】	危機管理に関するアドバイザーサービスの内容	
5-2. 理事会の機能		
【資料 5-2-1】	令和 5 (2023) 年度第 5 回理事会議事録 (2/8)	理事の選任
【資料 5-2-2】	理事会欠席時の意思表示書 (2023)	
【資料 5-2-3】	令和 5 (2023) 年度第 3 回評議員会議事録 (3/11)	【資料 1-1-2】 と同じ 事業計画の諮問
【資料 5-2-4】	令和 5 (2023) 年度第 6 回理事会議事録 (3/15)	【資料 1-1-1】 と同じ 事業計画の審議
【資料 5-2-5】	令和 5 (2023) 年度第 1 回評議員会議事録 (5/30)	事業報告の報告

京都外国語短期大学

【資料 5-2-6】	令和 5（2023）年度第 1 回理事会議事録（5/30）	事業報告の審議
5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック		
【資料 5-3-1】	執行部会議構成員一覧（2024）	
【資料 5-3-2】	教員人事委員会委員一覧表（2024）	
【資料 5-3-3】	学校法人京都外国語大学内部監査に関する規程	
【資料 5-3-4】	令和 5（2023）年度教授会議事録（4/8）	理事長挨拶
【資料 5-3-5】	ブランディングプロジェクトメンバー（2023）	
【資料 5-3-6】	内部監査報告書（2023）	
【資料 5-3-7】	京都外国語短期大学自己点検・評価規程	
【資料 5-3-8】	令和 5（2023）年度第 1 回理事会議事録（5/30）	【資料 5-2-6】と同じ 点検評価結果の報告
【資料 5-3-9】	令和 5（2023）年度第 3 回評議員会議事録（3/11）	【資料 1-1-2】と同じ 監事の選出
【資料 5-3-10】	令和 5（2023）年度第 5 回理事会議事録（2/8）	【資料 5-2-1】と同じ 監事の選出
【資料 5-3-11】	学校法人京都外国語大学監事監査規程	
【資料 5-3-12】	監事監査報告書（2023）	
【資料 5-3-13】	令和 5（2023）年度第 1 回評議員会議事録（5/30）	【資料 5-2-5】と同じ 監事監査の報告
【資料 5-3-14】	令和 5（2023）年度第 1 回理事会議事録（5/30）	【資料 5-2-6】と同じ 監事監査の報告
【資料 5-3-15】	令和 5（2023）年度第 5・6 回理事会議事録（2/8・3/15）	【資料 1-1-1】【資料 5-2-1】と同じ 評議員の選任
【資料 5-3-16】	令和 5（2023）年度第 1・3 回評議員会議事録（5/30・3/11）	【資料 1-1-2】【資料 5-2-5】と同じ 予算・決算、事業計画・ 事業報告、第 3 期 5 ヵ 年計画の諮問
【資料 5-3-17】	学校法人京都外国語大学評議員会運営規程	
5-4. 財務基盤と収支		
【資料 5-4-1】	中期財務計画（2021-2025）（2023 修正版）	【資料 1-2-6】と同じ
【資料 5-4-2】	中長期施設整備計画「マスタープラン」	【資料 1-2-7】と同じ
【資料 5-4-3】	学校法人京都外国語大学施設整備引当特定資産取扱内規	
【資料 5-4-4】	予算編成方針（2024）	
【資料 5-4-5】	当初予算書（2024）	
5-5. 会計		
【資料 5-5-1】	学校法人京都外国語大学経理規程	
【資料 5-5-2】	学校法人京都外国語大学経理規程実施細則	
【資料 5-5-3】	学校法人京都外国語大学固定資産及び物品管理規程	
【資料 5-5-4】	学校法人京都外国語大学固定資産及び物品調達規程	
【資料 5-5-5】	学校法人京都外国語大学資金運用規程	
【資料 5-5-6】	令和 5（2023）年度第 3 回評議員会議事録（3/11）	【資料 1-1-2 と同じ】 補正予算の諮問
【資料 5-5-7】	令和 5（2023）年度第 6 回理事会議事録（3/15）	【資料 1-1-1 と同じ】 補正予算の審議
【資料 5-5-8】	独立監査人の監査計画概要書（2023）	
【資料 5-5-9】	独立監査人の監査結果概要書（2023）	
【資料 5-5-10】	監事監査報告書（2023）	【資料 5-3-12 と同じ】
【資料 5-5-11】	内部監査報告書（2023）	【資料 5-3-6 と同じ】

基準 6. 内部質保証

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
6-1. 内部質保証の組織体制		
【資料 6-1-1】	京都外国語短期大学内部質保証に関する方針	
【資料 6-1-2】	京都外国語短期大学アセスメント・ポリシー	【資料 3-3-2】と同じ
【資料 6-1-3】	京都外国語短期大学教学マネジメントの基本方針	【資料 2-2-2】と同じ
【資料 6-1-4】	京都外国語短期大学ガバナンス・コード	
【資料 6-1-5】	京都外国語短期大学自己点検・評価規程	【資料 5-3-7】と同じ
【資料 6-1-6】	ホームページ「内部質保証」 https://www.kufs.ac.jp/about/evaluation/evaluation.html	
【資料 6-1-7】	京都外国語短期大学点検・評価委員会規程	
【資料 6-1-8】	京都外国語短期大学教学マネジメントに関する委員会規程	【資料 4-1-10】と同じ
6-2. 内部質保証のための自己点検・評価		
【資料 6-2-1】	全学的自己点検・評価の実施要項 (2023)	
【資料 6-2-2】	事業報告書 (2022)	
【資料 6-2-3】	京都外国語短期大学自己点検評価報告書 (2022)	
【資料 6-2-4】	ガバナンス・コードの遵守状況 (2023)	
【資料 6-2-5】	学修成果点検報告書 (2022)	
【資料 6-2-6】	カリキュラム・マップ (2023)	
【資料 6-2-7】	シラバス点検結果 (2023)	
【資料 6-2-8】	学生アンケート結果の総括と課題対応リスト (2022 課題への対応)	【資料 2-6-7】と同じ
【資料 6-2-9】	外部評価委員委嘱依頼状・承諾書 (2024)	
【資料 6-2-10】	令和 5 (2023) 年度執行部会議記録 (10/4)	【資料 3-3-6】と同じ 全学的自己点検・評価 結果の報告
【資料 6-2-11】	令和 5 (2023) 年度教授会議事録 (10/26)	全学的自己点検・評価 結果の報告
【資料 6-2-12】	ホームページ「内部質保証」 (PDCA サイクル) https://www.kufs.ac.jp/about/evaluation/evaluation.html	
【資料 6-2-13】	令和 5 (2023) 年度第 5 回教学マネジメントに関する委員会議事録 (9/14)	【資料 2-6-8】と同じ 学科自己点検・評価結 果の報告
【資料 6-2-14】	IR 活動報告書 (2023)	
【資料 6-2-15】	ホームページ「IR サイト」 https://sites.google.com/kufs.ac.jp/kufs-assessment/%E3%83%9B%E3%83%BC%E3%83%A0	
6-3. 内部質保証の機能性		
【資料 6-3-1】	自己点検評価結果を踏まえた課題対応について	
【資料 6-3-2】	令和 5 (2023) 年度執行部会議記録 (10/4)	【資料 3-3-6】と同じ 課題改善の審議
【資料 6-3-3】	第 3 期 5 ヶ年計画 (2024-2028)	【資料 1-2-5】と同じ
【資料 6-3-4】	シラバス作成要領 (2024)	【資料 3-2-5】と同じ

基準 A. 正課外学習支援活動

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
A-1. 学習支援サービス		
【資料 A-1-1】	NINJA リーフレット	

京都外国語短期大学

【資料 A-1-2】	ランゲージセンター運営委員会委員一覧 (2024)	
【資料 A-1-3】	ランゲージセンターレポート (2023)	
【資料 A-1-4】	NINJA 教員シフト表	
【資料 A-1-5】	NINJA 学生シフト表	
【資料 A-1-6】	コツはまかせろ先輩に！TOEIC&英文法	
【資料 A-1-7】	ピアチューター研修とアンケート	
【資料 A-1-8】	日本語・英語オンラインセミナー	
【資料 A-1-9】	長期休暇を利用した集中講座	
【資料 A-1-10】	学習サポート資料	
【資料 A-1-11】	語学検定受験料助成実績 (2022)	
【資料 A-1-12】	JCBP	
【資料 A-1-13】	学科×ランゲージセンター連携プログラムとアンケート結果	
【資料 A-1-14】	各学習支援アンケート結果 (2023)	
【資料 A-1-15】	NINJA セッションログ (UNIPA)	
【資料 A-1-16】	機密保持誓約書	
【資料 A-1-17】	リフレクションシート	
【資料 A-1-18】	生涯学習パンフレット (2023)	
【資料 A-1-19】	京都府・京都市後援・ふるさと納税	
【資料 A-1-20】	生涯学習講座受講者人数表 (2023)	
【資料 A-1-21】	生涯学習講座受講者インタビュー	
【資料 A-1-22】	セッション稼働率 (2023)	

※必要に応じて、記入欄を追加・削除すること。